

デジタル社会の実現に向けた重点計画 〈別冊〉

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第3項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第3項においては、デジタル社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするとされている。

これを踏まえ、国、地方公共団体、民間事業者等における具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

- ・ 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのように繋がるのか等の政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・ 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、民間事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・ 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となった計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にとどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

その際、以下の視点を踏まえた取組を通じて、迅速かつタイムリーに、計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。また、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ① 本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
- ② 今後の技術の進展や新たな登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

あわせて、行政自身が客観的データなどのエビデンスを用いて政策立案等を行うEBPMを進める上でも、データの利活用の環境整備を含むデジタル改革が重要である。国民に信頼される行政を展開するため、各府省庁においては、「行政におけるデータ行動原則」にのっとり、データを活用した政策の効果検証や改善を含め、EBPMの取組を一層、推進・強化する。

I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

[No.1-1] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。

これにより、デジタルデバインドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）： ・ サービス及び研究開発に対する助成件数

- ・ JIS規格準拠に係る各公的機関向け説明会の開催回数（令和4年（2022年）3件）

KPI（効果）： ・ 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役割の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和4年（2022年）70%）
・ ウェブサイトのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和4年（2022年）77%）

[No.1-2] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備

・ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。

このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムズの調達時にも活用する方策を検討。

これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI（進捗）： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況

KPI（効果）： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（令和8年度（2026年度）まで100以上）

[No.1-3] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

・ 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。

このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォン利用方法に対

¹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙「包括的データ戦略」I.
2. (2) ②を参照。

する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、令和3年度（2021年度）から全国において本格的に実施している。本施策は令和3～7年度（2021～2025年度）の5年間の実施を想定し、また、令和4年度（2022年度）以降は携帯電話ショップ等が身近にない市町村を念頭にデジタル活用支援推進事業の講師派遣の開始を予定している。

- ・ 上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができている環境を整備する。

KPI（進捗）： デジタル活用支援に係る実施拠点数（令和3年度（2021年度）1,800か所）、デジタル活用支援員の人数（令和3年度（2021年度）3,000人）

KPI（効果）： デジタル活用支援を受けた高齢者等の人数（令和3年度（2021年度）40万人）

【No.1-4】地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進

- ・ 令和2年（2020年）4月から小学校でプログラミング教育が導入されたことに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。
- ・ 実施団体のネットワーク化による情報提供やオンラインによる好事例の創出を促進。
- ・ ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。

KPI（進捗）： 調査研究事業を通じた「地域ICTクラブ」の全国ネットワーク化及びオンラインによる好事例の創出

KPI（効果）： 未設定

【No.1-5】障害者の本人確認等の簡素化

- ・ 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ体系的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条第3号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。

・ 関係府省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。

- ・ 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。

KPI（進捗）： 関係府省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数

KPI（効果）： 障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる

【No.1-6】多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発

- ・ ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現等において、「言葉の壁」が課題となっている。
- ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延なアプリケーションの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。
- ・ これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。

KPI（進捗）： 令和6年度（2024年度）末までに多言語による同時通訳技術を確立

KPI（効果）： 確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（令和9年度（2027年度）までに20件）

【No.1-7】条件不利地域における通信インフラの整備の推進

【高度無線環境整備推進事業】

- ・ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じているおそれがある。
- ・ 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- ・ これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

【携帯電話等エリア整備事業】

- ・ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進める必要がある。
- ・ 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、インフラシェアリングの活用も含め、5Gの導入を促進する。
- ・ これにより、都市と地方の情報格差を是正する。

KPI（進捗）： 「高度無線環境整備推進事業」実施件数（令和3年度（2021年度）予算約55億円、令和4年度（2022年度）予算約37億円）

- ・ 「携帯電話等エリア整備事業」実施件数（令和3年度（2021年度）予算約28億円、令和4年度（2022年度）予算約15億円）

KPI (効果): ・ 全国の光ファイバ世帯カバー率 (令和6年度 (2024年度) 未までに99.85% (未整備世帯約9万世帯)、令和9年度 (2027年度) 未までに99.90% (未整備世帯約5万世帯))

- ・ 5G人口カバー率 (令和5年度 (2023年度) 未までに95%)

[No.1-8] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速

- ・ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- ・ 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。

KPI (進捗): 「電波遮へい対策事業」実施件数 (令和3年度 (2021年度) 予算約24億円の内数、令和4年度 (2022年度) 予算約21億円の内数)

KPI (効果): 在来線のうち、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネル内で携帯電話が利用可能な距離 (125km)

[No.1-9] 障害当事者参加型技術開発の推進

- ・ 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。
- ・ このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- ・ これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

KPI (進捗): 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況

KPI (効果): 障害関連情報共有プラットフォームのデータ数 (令和4年度 (2022年度) 未220以上)

[No.1-10] デジタル技術を活用した郵便局による地域連携

- ・ デジタル技術も用いながら、全国津々浦々に存在する約24,000局の郵便局ネットワークを、行政サービスの窓口等として活用することは有用。
- ・ デジタル技術と郵便局ネットワークを活用し、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開する。また、スマートスピーカー等による見守りシステムなど、既存の郵便

局を活用した地域課題解決モデルの普及展開を図る。

- ・ また、郵便局が保有・取得するデータの公的要請に応える活用の推進について、信書の秘密や個人情報情報の適正な取扱いの確保に留意しつつ、その検討を進める。

KPI (進捗): 「郵便局等の公的領域基盤連携推進事業」(令和4年度 (2022年度) 当初予算) における実証件数

KPI (効果): 郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤との連携による地域課題解決の推進

II. 国際戦略の推進

[No.2-1] 国際的なデータ流通の推進

- 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)」のコンセンサスに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発売した。
- DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国・地域が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽（けん）引（ひ）き（き）進（しん）め（め）て（て）お（お）き（き）、引き続き積極的に取り組んでいく。また、DFFTの更なる具体化に向けて、各国のプライバシーやセキュリティ等に係る固有の事情を踏まえながら、企業や消費者にとって安心・安全なデータの越境移転・アクセスを確保する国際的な制度の在り方を検討していく。そのため、OECD等の国際機関や産業界等のマルチステークホルダーと連携し、データの越境移転の具体的な障壁を把握し、その解消に向けた国際協力を推進していく。
- こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

KPI（進捗）： —
KPI（効果）： —

[No.2-2] 「Trusted Web」構想の実現

- インターネットとウェブは、グローバルに共通な通信基盤として発展し、広く情報へのアクセスを可能とし、その上で様々なサービスが創出されている。しかしながら、デジタル社会における様々な社会活動において求められる責任関係やそれによってもたらされる安心を体現する仕組みが不十分な状況であり、ユーザーが信頼の多くをプラットフォーム事業者などに依拠する中で、その歪みが様々なバイアスをもたらしつつある。
- こうした中で、インターネット上で、DFFTを確保する枠組みを構築すべく、特定のサービスに依存せず、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを旨とする「Trusted Web」構想を令和12年（2030年）頃の実現することを旨とする。

- ホワイトペーパー1.0を受け、令和3年度（2021年度）は機能の具体化、社会実装を目指しプロトタイプ作成、ユースケースベースでの検討、社会への普及啓もうに取り組んできた。令和4年度（2022年度）はこうした成果をホワイトペーパーの改訂に反映させるとともに、補正予算を活用して更なるケースの掘り起こしを行うなど、検討を加速化し、国際標準化に向けた検討を進める。

KPI（進捗）： Trusted Web共同開発支援事業（令和3年度（2021年度）補正予算）における実証件数

KPI（効果）： 様々な産業分野におけるユースケースの創出と、国際標準化に向けた検討の推進

[No.2-3] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

- 個人データの国境を越えた流通が増大する中、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築・維持に向けた対話、英国との間では日英間の相互の関心事項に関する対話を通じた継続的な連携枠組みの構築、米国との間では個人データの円滑な越境移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加拡大に向けた対話を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。日本がG7ホスト国となる令和5年（2023年）も見据え、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築に向けた取組を更に進めていく必要がある。
- DFFTを更に推進する観点から、令和4年度（2022年度）においても、個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築を進める。世界プライバシー会議（GPA）、アジア太平洋プライバシー機関（APPA）やG7等の国際的な枠組みにおける連携の深化や、米国、欧州、アジア太平洋諸国等の各国・地域との協力関係の強化を図り、既存の越境データ移転の枠組みの維持・発展や深化を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するための議論を主導する。また、CBPRシステムでのグローバル化に向け、関係者との議論を進めるとともに、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。
- 上記の取組により、米国や欧州との連携の深化やアジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化、ひいては信頼性のある個人データ流通に資するグローバルスタンダードの確立を目指す。これにより、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築が図られる。

KPI（進捗）： —
KPI（効果）： —

[No.2-4] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援

- 平成28年(2016年)、G7香川高松情報通信大臣会合で日本がAIに関する国際的議論の必要性を提起してから、G7、G20等の国際場裏での議論が継続し、令和元年(2019年)にはG20大阪サミットで「G20 AI原則」が合意された。G20での議論やAI原則を踏まえ、同年のG7デジタル大臣会合・ビアリッツサミットでAIに関する国際協力が宣言され、令和2年(2020年)6月にはGPAI(Global Partnership on AI)が設立された。GPAIは人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するための価値観を共有する政府・国際機関・産業界・有識者等からなる国際的イニシアティブである。我が国は創設メンバーとして参画。
- AIの社会経済への影響の大きさに鑑み、今後も引き続き、人間中心のAI原則と実践の支援に関する国際的な議論を我が国が牽(けん)引すべく、令和4年(2022年)末頃には日本でGPAI閣僚級理事会及び年次総会を開催し、その後1年間GPAI議長国となる。その際には議長国としてのプレゼンスを発揮したサイドイベント等のテーマ設定及び開催を通じて、我が国のAI政策やAI産業を発信し、人間中心のAI原則の拡大とAI原則の社会実装の推進に取り組む。
- 議長国となる機会を最大限に生かし、人間中心のAI原則の実践に関する国内外の動向を踏まえつつ、日本企業や研究者による国境を越えたAIの開発や利活用の円滑化のための取組を行う。

[No.2-5] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化

- インターネット・ガバナンス・フォーラム(IGF: Internet Governance Forum)は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、平成18年(2006年)以降毎年開催されている。同フォーラムは、平成17年(2005年)のWSISチュニス会合及び平成27年(2015年)12月のWSIS+10/ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学術界、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されてきた。平成27年(2015年)の成果文書に基づき令和7年(2025年)までの開催が決定されている。
- 我が国は、インターネットガバナンスについての議論の主導権を確保するとともに、G20大阪サミットの際の成果であるDFFT(Data Free Flow with Trust/信頼性のある自由なデータ流通)の議論を更に推進するという観点から、令和5年(2023年)にIGFを日本で開催する。
- 人々がデータに自由にアクセスする権利を守るため、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネットガバナンスの強化に向けた国内外のマルチステークホルダーの包摂を図り、国際的議論をリードする。マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、令和7年(2025年)のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。

III. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

[No.3-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

- ・ Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」(以下「CPSF」という。)を平成31年(2019年)4月に策定。
- ・ CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進する。また、産業横断的な対策が求められる分野に関しても、IoT機器等を活用して制御システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋(つな)げる機器・システムにおけるカテゴリー別セキュリティ・セキュリティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セキュリティ・フレームワーク」を令和2年(2020年)11月に策定するとともに、データそのものの信頼性確保の新たなについて検討し、「データによる価値創造(Value Creation)を促進するための新たなデータマネジメントの在り方とそれを実現するためのフレームワーク」の策定を目指す。
- ・ これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋(つな)がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。

KPI (進捗) : CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数

KPI (効果) : 策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数

[No.3-2] セキュリティ標準の策定

- ・ ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を、それぞれ進めている。ITU-T/IEC JTC1/SC41においては令和3年度(2021年度)に規格を策定済みであり、ISO/IEC JTC1/SC27においては、令和4年度(2022年度)以降の規格案の策定を目標としている。

KPI (進捗) : ・ ITU-T SG17における勧告案の策定 (令和4年度(2022年度)以降)
・ ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定

KPI (効果) : ・ 国際標準獲得

[No.3-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築

- ・ 経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元等の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設定し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)まで地域実証を実施した。実証事業で得られた知見及びサブプライチエーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3) 中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAに

おいて中小企業向けのセキュリティサイバーサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービスの内容の審査(確認)を行う機関(サービス審査登録機関)が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定。

- ・ 令和3年度(2021年度)から、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することによる普及促進を開始。

KPI (進捗) : 令和4年度(2022年度)の新規のサイバーセキュリティお助け隊サービスの審査・登録数を10件にする。

KPI (効果) : 令和6年度(2024年度)までに、実証事業終了後5年経過時の中小企業のセキュリティ対策機器と事後支援がセットになったサービスの利用者数を30,000者以上にする。

[No.3-4] 個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- ・ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)の施行に合わせて、改正内容の周知等に取り組みとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。

- ・ 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により改正された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の令和4年(2022年)4月の一部施行及び令和5年(2023年)4月の全面施行に合わせて、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう、改正内容の周知等に取り組む。

- ・ また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利用環境を継続的に整備。

- ・ これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI (進捗) : ・ 説明会等への講師派遣実施の件数(年間60回)

KPI (効果) : ・ 個人情報保護に係る制度についての情報提供の対象たる国・地域の数
・ 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

IV. 包括的データ戦略の推進

[No. 4 - 1] 分野ごととデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進

- ・ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議において、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ）の研究と機能ツール開発を行い、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム（DSA）を活用した普及活動を実施。
- ・ 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現し、従来分野ごとに活用されてきたデータを分野間で相互に流通できるデータ流通基盤を得る。

KPI（進捗）： データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数

- ・ 令和4年度（2022年度）中にSIP他課題の2つのデータ基盤（AIホスピタル、バイオ（データ基盤全3件中残り1件））に実装（補足）バイオデータ基盤全3件中2件は令和3年度（2021年度）に実装済み

KPI（効果）： データ連携基盤技術の本格稼働

[No. 4 - 2] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

- ・ 令和2年度（2020年度）末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。
- ・ 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討を踏まえて、個人情報保護法改正について「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和4年度（2022年度）は準公共分野におけるデータ連携を見据えた検討や情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等の保有する情報を活用することによってデータポータビリティを実現するための検討を行う。
- ・ これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI（進捗）： 情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施（令和4年度（2022年度）を目標）

KPI（効果）： PDS（Personal Data Store）、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出（令和7年度（2025年度）を目標に合計30の認定情報銀行事業者数を達成）

[No. 4 - 3] AI・データの利用に関する適切な契約の促進

- ・ 本施策では、平成30年（2018年）6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年（2019年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。

- ・ 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ活用の促進を図る。
- ・ 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。

KPI（進捗）： 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書（令和3年（2021年）7月公表）や、その続編「アジアイル・ガバナンスの概要と現状」報告書案（令和4年（2022年）3月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（令和4年度（2022年度）末までに講演等10件）

KPI（効果）： 個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」等を参照したガイドライン等が策定される。（令和4年度（2022年度）以降に3件以上）

[No. 4 - 4] オープンデータ・バイ・デザインの推進

- ・ 令和2年（2020年）4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。
- ・ 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。
- ・ 具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。
- ・ 「一元的なプロジェクト監理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。

KPI（進捗）： 一元的なプロジェクト監理でのオープンデータ・バイ・デザイン評価項目の追加・修正（令和4年度（2022年度）末まで）

KPI（効果）： 一元的なプロジェクト監理対象事業でのオープンデータ・バイ・デザイン評価

[No.4-5] 地方におけるオープンデータの促進

- ・ 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。
- ・ その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの方え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。
- ・ また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。

KPI（進捗）： 地方公共団体のオープンデータの質の評価指標の公開（令和4年度（2022年度）末まで）

KPI（効果）： 地方公共団体のオープンデータの質の評価指標の運用団体数

[No.4-6] オープンデータカタログの一元的提供の推進

- ・ 令和元年度（2019年度）に、オープンデータに関する有識者を含んだワーキンググループや、e-Govとの統合に当たったサイトコンセプトデザインに関する調査研究を実施。各府省庁職員や、オープンデータの利用者からの実際の声等も踏まえ、データ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等が課題として挙げられた。これらの結果を踏まえ、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govを統合に向けて設計・開発を進め、令和4年度（2022年度）までにオープンデータの一元的な提供を実現する。設計・開発においては、オープンデータの利用シーンに応じたニーズを踏まえるなど、利用者の視点に立ったUI・UXの改善に取り組み、利用者の利便性向上を図る。
- ・ これにより、①オープンデータ活用のためのコミュニケーション基盤の確立による国民等におけるオープンデータ利活用のニーズの可視化、②検索性の向上により、公共データに由来するオープンデータのFindability（発見しやすさ）を確保し、国民が目的のオープンデータにたどり着きやすいようにする、③各府省庁の職員がオープンデータの登録に要する時間・手間を削減し、更新頻度等を上げるといった効果を実現し、オープンデータの活用を促進する。

KPI（進捗）： DATA.G0.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度（2022年度）末まで）

KPI（効果）： オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進（令和5年度（2023年度）を目標に目標時期、目標値の明確化を行う。）

[No.4-7] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ利活用の推進

- ・ 地域経済分析システム（RESAS）では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」する機能を提供している。
- ・ RESAS等のデータから新たな知見を引き出し、価値を創造する人材を育成するため、「データを読む・説明する・扱う力」を育成できる教育コンテンツを提供するほか、デジタル人材の育成やデジタル基盤におけるソフトウェア整備の観点から、RESASの利活用に関する情報や外部連携機能（RESAS-API）の提供を行うウェブサイトの（RESAS利活用サイト）の運用・保守を行う。
- ・ これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを行う、デジタルを活用できる地方創生の担い手となる人材の育成・確保に繋げる。

KPI（進捗）： RESAS普及のための研修等の開催件数（参考：令和3年度（2021年度）243件、令和4年度（2022年度）250件見込）

KPI（効果）： RESAS等を活用した政策アイデア創出のためのコンテンツの応募件数（参考：令和3年度（2021年度）963件）
・ ウェブサイトのアクセス数（参考：令和3年度（2021年度）6.4万件）
・ APIリクエスト数（参考：令和3年度（2021年度）930万件）

[No.4-8] 統計データのオープン化の推進・高度化

- ・ 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築することが必要。
- ・ 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和3年度（2021年度）に機械判読可能な型式での整備に係る府省庁統一の方針として統計データの整備に係る基本方針を策定、令和4年度（2022年度）に関係ガイドラインを整備し、原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進めるとともに、主要なデータの時系列データを取得できるような整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンライン利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の欄御結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）： e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数（令和4年度（2022年度）末までに21万件）（累計）

(参考：実績値)

- ・ 匿名データの提供数：69調査（令和4年（2022年）2月時点）
 - ・ 調査票情報の提供数：121調査（令和4年（2022年）2月時点）
- KPI（効果）： e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LDDリクエスト件数（令和4年度（2022年度）末までに7,177万件）（年度計）
- (参考：実績値)
- ・ オンサイト施設の利用数：年間ID発行数84件（令和3年度（2021年度）実績）（令和4年（2022年）2月末時点）

[No.4-9] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供

- ・ 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。
- ・ 令和4年度（2022年度）以降は、利用者等の選択を支援するための情報を充実・追加等するため、引き続き介護サービス情報公表システムの機能改修に取り組む。
- ・ これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）： ・ 利用者・家族のニーズに対応した介護サービス情報公表システムの分
かりやすさ・使いやすさ向上のための検討を行い所要の改修等を実施
（令和4年度（2022年度）以降継続的に実施）

KPI（効果）： ・ 令和4年度（2022年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能の
アクセス数（1か月当たり平均10,000件）
・ 令和4年度（2022年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情
報検索結果）のアクセス数（1か月当たり平均500,000件）

[No.4-10] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進

【保育所等について】

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（こどもサーチ）」を構築し、令和2年（2020年）9月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保に繋（つな）げる。

【放課後児童クラブについて】

- ・ 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課

後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。

- ・ このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてデジタル庁と連携し周知することに努める。
- ・ こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保に繋（つな）げる。

KPI（進捗）： ・ 保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ
化した地方公共団体の割合
（保育所等については、公表済のデータを更新した地方公共団体の割
合（具体的な指標値は令和4年度（2022年度）までに設定））

KPI（効果）： ・ 保育所等については、「子ども・子育て支援情報公表システム（こども
サーチ）」の利用状況等も勘案しながら引き続き検討
・ 放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況
等を勘案しながら引き続き検討

[No.4-11] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化

- ・ 災害リスク情報（洪水・高潮、津波、土砂災害など）については、WebGISにて提供できる形式のデータ整備が多くないのが課題。
- ・ 平成30年度（2018年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び8道県分の都道府県管理河川の情報と、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイ
トやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を发出。引き続き、公開方法等の検討を行う。
- ・ データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。

KPI（進捗）： 国・地方公共団体が保有するハザードマップ（災害リスク情報）のオープ
ンデータ化に向けた検討状況

KPI（効果）： ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は
団体数）
（参考：実績値）
国管理河川 448
都道府県管理河川 1158
その他河川 365
（令和4年（2022年）3月）

[No. 4 - 12] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進

- ・ 災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和4年(2022年)2月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約9割にとどまっている状況。
- ・ 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を发出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。
- ・ 引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。
- ・ これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。

KPI (進捗)： 国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数

全体の94% (令和4年(2022年)2月時点)
KPI (効果)： 指定緊急避難場所データへの累積アクセス数
1,593万 (令和4年(2022年)2月時点)

[No. 4 - 13] 歩行空間における自律移動支援の推進

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度(2019年度)の取組を踏まえ、施設管理者(地方公共団体を含む。)や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービスの創出に繋(つな)げることが課題。
- ・ 引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。
- ・ 事業者や地方公共団体を始め、利用者自らが連携してバリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコシステムを構築することによって、高齢者や障害者、さらに、将来的には自動走行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。

KPI (進捗)： 歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数(年間で2,000件以上)

KPI (効果)： オープンデータダウンロード数の増加(令和4年度(2022年度)末時点で累計ダウンロード数70,000件を達成する。)

[No. 4 - 14] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進

- ・ 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋(つな)がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進す

- るに当たっては、メトリックや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。このため、令和2年度(2020年度)においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(注)における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。

- ・ (注)大会の延期等に伴い、令和3年度(2021年度)も継続して実証実験を実施。実証実験や事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、オープンデータ化のメトリックや課題の整理を行った上で、オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールを取りまとめる。
- ・ これにより、民間の主体的なオープンデータ化の促進が期待され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境を目指す。

KPI (進捗)： 実証実験にデータを提供した事業者の数

KPI (効果)： 実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数

[No. 4 - 15] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進

- ・ 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ(最大で2m程度)や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール(国家座標)に基づいて位置情報を利用できる基盤の整備が不可欠である。
- ・ 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を拡充する取組を進める。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みにおいて、補正情報向上の技術的手法を令和5年度(2023年度)を目途に取りまとめるとともに、令和4年度(2022年度)までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度(2024年度)から衛星測位に簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。
- ・ これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。

KPI (進捗)： 電子基準点の観測データの取得率(毎年度99.5%以上)

KPI (効果)： 地殻変動補正サービスを提供している分野数(令和7年度(2025年度)末4分野)

[No.4-16] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

- ・ 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。
- ・ また、農林水産省ウェブサイトに公開している行政データなどを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。
- ・ これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

KPI（進捗）： 農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイトを（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数（令和4年度（2022年度）末までに、機械判読性の高い形式での新規公開を150件増加させる。）

KPI（効果）： 農林水産省ウェブサイトを（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数を令和4年度（2022年度）において、過去3か年平均比20%増加させる。

[No.4-17] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供

- ・ これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、令和3年（2021年）5月には公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に電子国土基本図が指定され、デジタル社会を形成する上で必要な、基礎的な情報インフラとして着実に整備・提供することがこれまで以上に求められている。
- ・ そのため、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を着実に整備・更新しつつ、その頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。
- ・ これにより、官民間わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。

KPI（進捗）： 新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率（毎年度100%）

KPI（効果）： 地理空間情報ライブラリー利用数（令和4年度（2022年度）中に利用数870万件/年）

[No.4-18] ポーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進

- ・ 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。
- ・ 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。
- ・ また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等において収集される

地盤情報の収集・共有化に向け検討。

- ・ これらにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。

KPI（進捗）： 公開する地盤情報の追加（地盤情報の登録、協定締結先の拡大）を行いデータベースを拡充（令和3年度（2021年度）3月時点：35万本）

KPI（効果）： データベースに登録されるポーリング柱状図データ（令和8年度（2026年度）中に60万本）

[No.4-19] 土地情報連携の高度化

- ・ 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- ・ 登記所から提供される登記簿通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和3年度（2021年度）に登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行った。令和4年度（2022年度）においても各種台帳等の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができるよう、データ項目・表記の在り方等も検討する。

- ・ これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生防止等が期待される。

KPI（進捗）： API連携の検討（令和3・4年度（2021・2022年度））

KPI（効果）： 登記簿通知書データを活用する地方公共団体数（API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定）

[No.4-20] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

- ・ 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能となるようにすることが課題である。
- ・ このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。
- ・ これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）： 循環システムの形成により連携するプラットフォーム数（令和8年度（2026年度）までにデータプラットフォーム数10）

KPI (効果): G空間情報センターの平均月間ページビュー数 (令和8年度 (2026年度) までに平均月間ページビュー数33万件以上)

[No.4-21] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID (共通番号) のルール整備

- ・ 現状、我が国の不動産については、土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号 (ID) が存在せず、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題となつてきていることから、令和3年度 (2021年度) に、不動産を一意に特定することができ、各不動産の共通コードとしての「不動産ID」に係るルールを整備した。
- ・ IDは、不動産関連情報の連携・蓄積・活用や消費者への的確な情報発信等を促進し、他の施策や取組ともあいまって、不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上を図るとともに、不動産DXを強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担う。
- ・ さらに、電気・ガス・水道・通信等の生活インフラや、まちづくり、物流分野等のより広い社会における活用も期待される。
- ・ 今後、IDの基礎となる不動産番号の確認の容易化や国・地方公共団体が保有する情報のうちIDの活用が見込めるものへのIDの紐付けなど、幅広い主体で不動産IDを活用した取組が進むような環境整備を進めていくことが必要。

KPI (進捗): ・ 令和4年度 (2022年度) 以降、不動産IDに係るルールを順次運用開始。
・ 令和4年度 (2022年度) 中を目的にIDと不動産関連情報の紐付けの促進や、まちづくりなどの幅広い分野での活用に向けた環境整備の在り方を検討。

KPI (効果): ・ 令和4年度 (2022年度) 以降、順次検討を行う。

[No.4-22] i-Constructionの推進による3次元データの活用の促進

- ・ 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- ・ 公共工事の3次元データを活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度 (2018年度) にトンネル、ダム、河川構造物 (樋(ひ)門・樋(ひ)管) における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度 (2019年度) は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物 (基礎工等)、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和3年度 (2021年度) については、土木工事における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX (デジタルトランスフォーメーション) を推進し、これらの取組を加速化する。
- ・ これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI (進捗): オンライン電子納品システムの運用開始 (令和3年 (2021年) 12月) 引き続き、運用を継続

KPI (効果): オンライン電子納品登録工事数 (オンライン電子納品の運用開始後、原則全ての工事の電子納品登録を目標)

[No.4-23] 気象情報の利活用の促進

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。
- ・ そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業界において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI (進捗): 気象データアナリスト育成講座を受講した人数 (令和5年度 (2023年度) 180人)

KPI (効果): 未設定 (令和6年度 (2024年度) 中を目的に明確化予定)

[No.4-24] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進

- ・ 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年 (2019年) 12月に新たに開設した。
- ・ 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標どおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。
- ・ これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。

KPI (進捗): 海外安全情報オープンデータサイトへの年間アクセス数の目標値を令和5年度 (2023年度) 末までに10,000件とし、利用の一層の増進を図る。

KPI (効果): 海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供。オープンデータのダウンロード数についてもその指標とすべく、令和4年度 (2022年度) 末までにウェアクセス解析ソフト等を活用し計測の仕組みを構築する。

[No.4-25] 海のデータ連携の推進

- ・ 海洋に関連する各分野の成長産業化を推進するため、政府機関等の保有する海のデータを利用者のニーズに沿った形で提供することが課題。

- ・ 海洋状況表示システム（海しる）の掲載情報の充実やAPI連携等といった利便性向上及び官民間関係者とのネットワーク構築を進め、海のデータの共有・活用を図る。
- ・ これにより、海洋状況表示システム（海しる）を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海のデータ連携を強化することで、業際を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。

KPI（進捗）： 海しるAPIの利用数を試行時点（令和2年度（2020年度））と比べ2倍にする（令和5年度末（2023年度末））

KPI（効果）： 海洋関連分野とのデータ連携の推進

V. 国民に対する行政サービスのデジタル化

[No.5-1] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・ 金融機関においては新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、書面・対面手続を見直すに当たって、書面不要でオンライン完結する公的個人認証サービス等の本人確認方法の重要性が高まっている。
- ・ こうした状況を踏まえ、金融機関における取引において、公的個人認証サービスの活用の促進を図るために、公的個人認証サービスに関する説明会の開催などを通じて、金融機関の理解度、関心を高めるとともに、課題や要望を整理した上で、更なる利活用に繋（つな）がるよう環境改善の検討を行う。
- ・ こうした取組により、金融機関における取引の電子化を促すとともに、金融機関の事務負担・コスト削減及び国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）： 公的個人認証サービスに関する説明会へ参加した金融機関数

KPI（効果）： 公的個人認証サービスを活用又は検討している金融機関数

[No.5-2] マイナポイント施策の推進

- ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が独自のポイント施策を実施できるようにする必要がある。
- ・ マイナンバーカードの普及促進及び消費活性化策として、マイナポイント第1弾ではマイナンバーカード取得者に最大5,000円分のポイント付与を実施。さらにマイナポイント第2弾では、①マイナンバーカードの新規取得者等に最大5,000円相当、②健康保険証利用申込者に7,500円相当、③公金受取口座登録者に7,500円相当のポイント付与を実施。
- ・ マイナポイントのノウハウを有効活用し、令和3年度（2021年度）に実施したモデル事業の成果を踏まえ、全国の地方公共団体が独自の給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し提供することを目指す。

KPI（進捗）： 全国の地方公共団体が多様なポイント施策に活用し得る基盤の整備（令和4年度（2022年度）中）

KPI（効果）： 自治体マイナポイントの実施団体数

[No.5-3] 医療保険のオンライン資格確認の拡大

- ・ 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。
- ・ マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和3年（2021年）10月から開始した。
- ・ 令和5年（2023年）3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指すため、医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

- ・ これにより、レセプトに基づき薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。

KPI (進捗) : オンライン資格確認等システムを導入する医療機関・薬局数 (令和5年(2023年)3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指す)

KPI (効果) : 医療機関等におけるオンライン資格確認の利用回数

[No.5-4] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- ・ 一部の免許手続については、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察等に別途届け出る必要があるなど、国民に手続面で一定の負担が生じていた。
- ・ 令和3年度(2021年度)は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う必要な規定を整備するため、道路交通法の一部を改正する法律案を国会に提出した(令和4年(2022年)4月成立・公布)。令和4年度(2022年度)は、一体化に伴う手続の詳細について、関係機関と連携し、検討を進める。
- ・ 令和3年度(2021年度)にマイナンバーカードの電子証明書を活用して優良運転者を対象としたモデル事業を実施。令和4年度(2022年度)継続・効果検証予定。
- ・ 令和6年度(2024年度)末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約する。
- ・ これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。

KPI (進捗) : 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現 (令和6年度(2024年度)末)

KPI (効果) : 一体化した免許証の交付枚数

[No.5-5] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現

- ・ デジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性向上を実現するため、スマートフォンで手続等を完結できるようにすることが必要。
- ・ この実現に必要なマイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の改正案を令和3年(2021年)通常国会に提出(令和3年5月成立・公布)したほか、令和3年度(2021年度)中に技術検証やシステム設計を実施した。
- ・ 令和4年度(2022年度)は、同年度内の運用開始を目指してシステム構築を実施するとともに、運用に向けた関係事業者との調整を進める。
- ・ 以上によって、スマートフォンで行政手続等を完結できるようになり、利用者の利便性が大きく向上するとともに、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの更なる利用・普及が促進される。

KPI (進捗) : システム運用開始 (令和4年度(2022年度)内)

KPI (効果) : 未設定(運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定)(今後、スマートフォン搭載の実現に向けたグラウンドデザイン・技術仕様等の検討状況を踏まえつつ設定)

[No.5-6] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号、以下この施策において「改正法」という。)による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。
- ・ 令和6年度(2024年度)中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目指し、住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。
- ・ これにより、改正法の改正規定の施行期日(改正法の公布の日(令和元年(2019年)5月31日)から起算して5年以内で政令で定める日)以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。

KPI (進捗) : マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要なシステムの改修 (令和6年度(2024年度)中)

KPI (効果) : マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス(電子証明書)の国外継続利用の実施

[No.5-7] コンビニ交付サービスの導入推進

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度(2022年度)末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。
- ・ これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負担を軽減。

KPI (進捗) : コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI (効果) : 住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合

[No.5-8] 子育て・介護ワンストップの推進

- ・ 地方公共団体への導入の推進が課題であるため、子育て・介護ワンストップサービスの普及促進に向けて、マイナンバー(びったりサービス)に令和2年度(2020年度)に介護関連手続、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続のオンライン申請における標準様式を登録。
- ・ 令和4年度(2022年度)にはマイナンバーからマイナンバーカードを用いて子育て

VI. 準公共分野のデジタル化の推進

[No.6 - 1] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進

- ・ 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診等情報及び薬剤情報については令和3年(2021年)10月から確認できるようになっている。
- ・ さらに、透析の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年(2022年)夏を目途に確認できるようにする。
- ・ これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。

KPI (進捗) : 全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目【データヘルス改革に関する工程表に基づき、令和4年(2022年)夏を目的に、既に稼働している特定健診等情報、薬剤情報に加え、医療機関名等、透析情報等、医学管理等情報を閲覧可能とする】

KPI (効果) : 全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数【確認した件数については、今後設定(確認できる仕組みは令和3年(2021年)10月下旬から本格稼働したところ)】

[No.6 - 2] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ (PHR: Personal Health Record) は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用(他者への提供を含む。)することが困難な状況。平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。令和元年度(2019年度)以降においては、当該研究事業の成果を踏まえて、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。
- ・ 令和4年度(2022年度)においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。
- ・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増大や医療資源の偏在といった現状の課題の解決、健康寿命の延伸や医療製品・サービスの強化に資するものである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、遠隔医療に対するニーズが更に高まっており、これまで、新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師(DtoD)の遠隔医療の取組状況等の調査を実施するとともに、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療(DtoD)のモデルの検討を行ってきた。

て、介護関連手続のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

- ・ これにより国民は子育て・介護関連手続のオンライン申請が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI (進捗) : 手続のオンライン化のための情報基盤の整備

KPI (効果) : 手続のマイナポータル利用の人口カバー率

[No.5 - 9] 引越しワンストップサービスの推進

【行政手続】

- ・ 地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。)により、住民基本台帳法を改正し(施行日:整備法の公布の日から2年以内)、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行う、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。
- ・ マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、令和3年度(2021年度)、関係府省庁や市区町村等の協力の下、検討会及び現地検証を実施し、マイナポータルのモックアップの作成並びに市区町村における事務フロー及び必要な準備作業等の整理を行った。
- ・ オンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、住民の利便性向上及び自治体職員の業務効率化を目的とした市区町村の住民記録システム等の改修を支援するとともに、マイナポータルを改修し、令和4年度(2022年度)中に、全市区町村において、オンラインで転出届・転入予約が行えるようにする。

【民間手続】

- ・ 民間手続に関しては、令和2年度(2020年度)から、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始している。
- ・ 令和3年度(2021年度)以降については、引越しポータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由)を行うサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、対象手続の更なる拡大を図る。

KPI (進捗) : ワンストップサービスの取扱機関数(地方公共団体等)

KPI (効果) : 引越しワンストップサービスの対象手続の拡充

- 令和4年度(2022年度)においては、「遠隔医療モデル参考書—医師対医師の遠隔医療(DtoD)版—」を公表する。
- このような取組により、地域の医療機関での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な医療提供体制の充実等に貢献。

- KPI(進捗)：
 - PHRサービスを普及展開していくための調査を実施(令和4年度(2022年度)調査事業を実施)
 - 遠隔医療モデル参考書(医師対医師(DtoD)の遠隔医療版)の策定
- KPI(効果)：
 - 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業者数
 - 「遠隔医療モデル参考書—医師対医師の遠隔医療(DtoD)版—」の公表

[No.6-3] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

- データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。
- 令和4年度(2022年度)も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保険事業の標準化を検討する。
- これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。

- KPI(進捗)： 第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合の割合
- KPI(効果)： 健康保険組合共通の評価指標(内臓脂肪症候群該当者割合、特定保健指導対象者割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率)の実績報告を行う健康保険組合の割合

[No.6-4] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)に係る情報の充実、医療等分野における識別子(ID)の導入

- 【解決しようとする課題やこれまでの取組】**
- 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和3年(2021年)8月には第6回NDBオープンデータを公開。
 - また、令和2年(2020年)10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、民間事業者等への第三者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。
 - また、NDB利活用の拡大に向けて、NDBのシステム更改を行うとともに、医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の試行利用を令和4年(2022年)4月から開始。

【今年度以降取り組んでいくこと】

- 令和3年度(2021年度)に寄せられた集計要望に対する対応について、「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」において検討を行い、追加集計項目を決定し、令和4年(2022年)秋頃までに第7回NDBオープンデータを公開予定。
- 他の公的データベースとの連結については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したのから順次対応する。DPCデータベースとNDB・介護DBの連結については令和4年(2022年)4月に開始。
- 加えて、NDBについては、NDBを用いて研究を行う研究者が、患者の個人が特定されないことを前提として、地域、所得階層(高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分)、医療機関・薬局の属性、生活保護受給者のレセプトに関する分析をできるよう提供情報を拡充。
- 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、令和2年(2020年)の通常国会において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)が成立した。正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、令和4年(2022年)3月から運用を開始。

【期待される効果】

- 国民の受療状況を評価する上で有用なデータの利活用を促進。

KPI(進捗)：

- オープンデータ公開に向けた集計項目の選定及び集計状況(第7回NDBオープンデータは令和4年(2022年)秋公開予定)
- NDBと連結解析できる他の公的データベースの拡大(法的・技術的課題が解決したものから順次対応)

KPI(効果)：

- オープンデータ公表ページに対するアクセス数(目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定)
- NDBの利活用による研究開発の件数(運用開始後の利用件数)

[No.6-5] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進

- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければならない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。
- 平成29年度(2017年度)中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度(2019年度)には、研究者へのデータ提供を開始しており、今後ともこうした取組を進める。また、難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。
- 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献することが期待される。

KPI (進捗) : データ登録進捗率(データベースへのデータ登録件数/受給者証の発行件数(令和2年度(2020年度)衛生行政報告例))

KPI (効果) : データベースからのデータ提供件数

[No.6-6] 匿名加工医療情報の利活用の推進

- 健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)を平成30年(2018年)5月に施行。(医療情報の収集規模:88万人、利活用件数:9万件(令和3年(2021年)8月時点))
- 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。また、次世代医療基盤法の施行後5年が経過する令和5年度(2023年度)に向けて、必要な見直しの検討を行う。
- 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。

KPI (進捗) : 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模(令和4年度(2022年度)までに900万人)

KPI (効果) : 匿名加工医療情報の利活用件数(令和4年度(2022年度)までに20件)

[No.6-7] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討

- 「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年厚生労働省告示第121号)において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。
- このため、平成30年度(2018年度)においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度(2019年度)からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、令和4年度(2022年度)も引き続き実施する。
- これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。

KPI (進捗) : —

KPI (効果) : —

[No.6-8] ICT等を用いた遠隔診療の推進

- 令和2年(2020年)4月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置として、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方者が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を差し支えないこととされた。また、この措置を受けたオンライン診療の実施状況を踏まえて「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療の実施を可能とした。

- 今後、
- 遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する財政支援を実施すること
- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直すこと等を行っていくこととしている。
- これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI (進捗) : 遠隔医療設備整備事業で在宅患者用機器導入の補助を実施した件数(令和4年度(2022年度)目標:47件)

KPI (効果) : 遠隔診療に関する診療報酬の算定件数

・ オンライン診療を実施すると都道府県に報告している医療機関数

[No.6-9] 高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進

- 厚生労働省が令和元年(2019年)7月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執刀する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医師法(昭和23年法律第201号)に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。
- 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、実用化に向けて、各学会における遠隔手術ガイドラインの改定に寄与する。
- このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI (進捗) : 手術支援ロボット、高精細映像内視鏡システムを用いた遠隔手術の実現のための通信環境等整備

KPI (効果) : 令和7年度(2025年度)までに、厚生労働省の指針で求められる遠隔手術支援に要する機能を開発するとともに臨床応用を実施し、実用化を実現

[No.6-10] 児童生徒1人1台端末の整備

- 諸外国と比べて学校でのICTを活用した学習の頻度が低い(PISA2018調査)、児童生徒の授業中におけるICT活用に関する関心が高いにもかかわらず、実際には活用が進んでいない(平成31年度全国学力・学習状況調査(文部科学省))など、学校が児童生徒のICT活用への関心に応えられない実情があった。加えて、国内の各都道府県における学校ICT環境整備の状況についても地域間の差が顕著であったことなどを踏まえ、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校における1人1台端末環境の実現に向けて取り組むこととした。文部科学省としては、GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現に向けた支援を行うとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環

境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成、周知した。

- ・ これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを表現するための環境を速やかに整備する。

- KPI (進捗) : ・ 教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数
 ・ 端末の利活用に関するガイドラインの作成
- KPI (効果) : ・ 児童生徒 1人1台端末の実現
 ・ 非常時においてもICTを活用して学びを保障できる環境の実現

[No.6-11] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進

- ・ GIGAスクール構想による1人1台端末環境において、教育上の課題の解決や、教育の質の向上を支援するものとして、個人情報保護の適正な取扱いを確保しながら、先端技術や教育データの効果的な活用方策の検討や、現場における課題を踏まえた留意点等についての整理が必要。
- ・ そのため、令和4年度(2022年度)に次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進に関する実証研究及び実証の成果を踏まえた先端技術活用ガイドブック等の増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更なる推進につなげる。
- ・ これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。

- KPI (進捗) : 本事業での実証成果等を踏まえ、令和4年度内(2022年度)を目途に、学校現場における先端技術・教育データの利活用に関し、ガイドブックを増補、改訂
- KPI (効果) : 学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用

[No.6-12] ICTを活用した教育サービスの充実

- ・ Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方が組み合わさりより良い学びを生み出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる環境を構築する必要がある。
- ・ そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題等を題材にしたSTEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの運用や利活用促進、外部コンテンツとの連携等に取り組む。
- ・ これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教育環境を実現する。

KPI (進捗) : ・ EdTech導入補助金による学校等教育機関へのEdTech試験導入(令和4年度(2022年度)中に約3,600校)
 ・ STEAMライブラリーを活用した学校等における探究学習の事例を約40

- 件創出
- KPI (効果) : ・ 学校等教育機関におけるEdTechサービスの継続利用数の増加
 ・ STEAMライブラリーの活用実績の増加(活用事例数等の増加)

[No.6-13] 教育データの効果的な活用の推進

- ・ 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを効果的に利活用できるような仕組みの整備が必要。
- ・ そこで、個人情報保護の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用に向けた今後の論点や方向性を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂等、各省庁における取組を着実に推進する。

- KPI (進捗) : 教育データ標準の公表・改訂
- KPI (効果) : 教育・学習分野におけるデータ活用の推進

[No.6-14] 学習者用デジタル教科書の普及促進等

- ・ 教育の情報化に対応し新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて学習者用デジタル教科書を通常の紙の教科書に代えて使用することができよう、学校教育法(昭和22年法律第26号)等の法令の改正等が行われ、平成31年(2019年)4月1日に施行された。「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、令和3年6月に第一次報告を取りまとめ、学習者用デジタル教科書(以下「デジタル教科書」という。)の今後の在り方について、全国的な実証研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要があるとされた。令和3年度(2021年度)においては、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、広く小学校5年生～中学校3年生に1教科分のデジタル教科書を提供し普及促進を図るための実証事業や、多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィードバック調査、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業を行っている。

- ・ 令和4年度(2022年度)においては、小中学校等におけるデジタル教科書の使用経験・実績を蓄積し、本格的な導入に向けた課題の抽出やその対応策を検討することでデジタル教科書を確実に運用できる体制を確保したり、使用に対する不安の払拭や効果的な活用方法の普及を図ったりするため、令和3年度補正予算と合わせて全ての小中学校等を対象に英語等のデジタル教科書を提供し、普及促進に向けた実証事業を実施するほか、デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証やその使用による効果・影響の実証研究等を実施する。また、こうした実証研究の成果も踏まえつつ、中央教育審議会において教科書・教材のデジタル化の進め方等について検討いただくとともに、その議論を踏まえ、教育上の効果を十分に考慮しながら対応する。
- ・ これらの施策を実施することにより、令和7年度(2025年度)までに義務教育段階の学校におけるデジタル教科書の整備率を100%とし、児童生徒の学びの充実を図る。

KPI (進捗) : 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率: 6.2% (令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(令和3年(2021年)3月1日現在)〔確定値〕)

KPI (効果) : 義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を令和7年度(2025年度)までに100%とする

[No.6-15] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築

- ・ 災害対応に当たるとの迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・ 災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT (Information Support Team) の運用において、現場で対応に当たるとの災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情報の多様化や機能向上を図る。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たるとの者が所要の情報を迅速に把握・利用できようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI (進捗) : 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施

KPI (効果) : 検証を踏まえたISUTの運用

[No.6-16] 罹(り)災証明のデジタル化

- ・ 罹(り)災証明手続のデジタル化については、令和2年度(2020年度)末において、約40%の地方公共団体がシステムの導入等を行っているものの、引き続き、その手続の在り方を見直すことが課題。
- ・ このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹(り)災証明書の電子申請やコンビニエンスストアでの交付にも対応できる基盤的なシステム(「クラウド型被災者支援システム」)を令和4年度(2022年度)に運用開始予定。
- ・ また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、罹(り)災証明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。
- ・ これにより、罹(り)災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI (進捗) : 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数
目標値:47都道府県

KPI (効果) : 各地方公共団体に対し、令和3年度(2021年度)に構築したクラウド型被災者支援システムの周知・PRを行い、デジタル化の推進を図っていく。
(目標値については、現在検討中。)

[No.6-17] 被災者台帳管理

- ・ 被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被

災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要。そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者台帳の作成を促している。また、令和3年度(2021年度)にクラウド型被災者支援システムを構築し、被災者台帳をシステム化していない地方公共団体に対しても、システム化しやすい環境を構築した。

- ・ 引き続き、会議等の場を通じて被災者台帳の作成を促すとともに、台帳作成に際するマイナナンバー活用を周知していく。また、クラウド型被災者支援システムは、令和4年度(2022年度)に運用を開始するため、地方公共団体に対して周知を図っていく。
- ・ 被災者台帳の作成及び作成に際するマイナナンバー活用を促すことにより、台帳作成に際して継続的に普及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者支援システムの普及により、地方公共団体における被災者台帳等を含め被災者支援業務の迅速化・効率化とともに、地方公共団体のシステム整備に係る費用の低減を図る。

KPI (進捗) : 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数

KPI (効果) : 被災者台帳管理にマイナナンバーの活用を予定している地方公共団体数

[No.6-18] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等

- ・ 被災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようになることが課題となっている。
- ・ このため、当該手続におけるマイナナンバーを利用した罹(り)災証明情報の序内連携の実施や住民票の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。
- ・ また、内閣府において、マイナポータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。
- ・ さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナナンバー制度の情報連携を活用することにより、口座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。
- ・ これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI (進捗) : 被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数
目標値:47都道府県

KPI (効果) : 被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体(都道府県)数
目標値:47都道府県

[No.6-19] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・ SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高

度化のための研究開発を推進する。
 これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

- ・ **KPI (進捗) :** 訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施
- ・ **KPI (効果) :** 国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現

- ・ **[No.6-20] AIチャットボット等の活用**
- ・ 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。
- ・ このため、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期において、住民一人一人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や実災害適用を行うことを進める。
- ・ これにより、一人一人からの情報をリアルタイムに分析・共有し災害対応における意思決定に活用するとともに、一人一人の状況にカスタマイズされた必要な情報を提供し、適切な避難行動を支援することが可能。

- ・ **KPI (進捗) :** 防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数
 - ・ 実証実験(訓練) : 目標3件/年
 - ・ 実証実験(長期運用、実災害含む) : 目標3件/年
- ・ **KPI (効果) :** 防災目的のチャットボットを利用可能な地方公共団体数(令和5年度(2023年度)100地方公共団体)

- ・ **[No.6-21] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進**
- ・ 平成30年(2018年)11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。
- ・ 令和3年度(2021年度)に初号機後継機を打上げ。
- ・ 令和5年度(2023年度)を目標に7機体制による持続測位を実現。

- ・ **KPI (進捗) :** 準天頂衛星システムの着実な運用及び令和5年度(2023年度)を目標とする7機体制の構築に向けた衛星・地上システムの開発・整備
- ・ **KPI (効果) :** 準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供

- ・ **[No.6-22] 公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討**
- ・ 従来の公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像、動画等の大容量のデータ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストであるとともに、関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。

- ・ 令和4年度(2022年度)は、安定性・信頼性・セキュリティを確保した上で公共安全LTEの本格運用を開始するとともに、実災害時における有効性を更に向上させる観点から、関係府省庁等と連携し、引き続き技術面・運用面での検討を行う予定である。
- ・ これにより、公共機関における通信手段の高度化や、独自の通信方式ではなく世界的に標準化された技術を活用し、共同利用型のシステムとして整備することで、規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同一ネットワークで繋(つな)がれることにより組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。

- ・ **KPI (進捗) :** 公共安全LTEの運用開始(令和3年度(2021年度)からの先行的な運用開始及び令和4年度(2022年度)からの運用本格化)
- ・ **KPI (効果) :** 公共安全LTEを導入する防災関係機関数(数値目標については、技術実証を踏まえて設定予定)

- ・ **[No.6-23] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施**
- ・ 国はこれまでJアラートによる緊急情報の発信を実施。
- ・ 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。
- ・ これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。

- ・ **KPI (進捗) :** 情報伝達手段を多重化した地方公共団体数
- ・ **KPI (効果) :** 地理的な制約、年齢、身体的な条件等にかかわらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施

- ・ **[No.6-24] Jアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大**
- ・ 令和3年度(2021年度)まで、地方公共団体等々の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Jアラートに関する研修やセミナーを通じて普及啓発等を行った。令和5年度(2023年度)において、Jアラートは他の災害関連システムとの新たな連携が予定されている。
- ・ 令和4年度(2022年度)においては、他の災害関連システムとの連携により、地理空間情報と紐付いた情報を住民や行政機関へ提供が可能となるよう調査研究を実施し、災害情報の視覚化を推進する。
- ・ これにより、Jアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大を推進。

- ・ **KPI (進捗) :** 他の災害関連システムとの連携により地理空間情報と結び付いた災害情報が発信可能となるような調査研究の報告書
- ・ **KPI (効果) :** 他の災害関連システムとの連携(令和5年度(2023年度)1件)

- ・ **[No.6-25] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進**

・ 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ポータルサイト (MD communet) の一般公開を実施したところ。

・ 令和4年度(2022年度)については以下の取組を実施する。

○ポータルサイトに参加する企業間のマッチング事例に基づくユースケースの創出、コミュニケーション機能の強化によるデータ提供者とサービス提供者のマッチング創出。

○データを保有する企業、団体のポータルサイトへの参画を促進するとともに、サービスを開発し、データ活用ニーズを発信するデータ利用者への普及促進活動を加速する。

○データ提供者、データ利用者、地方自治体等と連携して、京都の課題解決のためのアプリコンテストを開催するとともに、コンテスト用に提供されたデータの継続的な利用を可能とするスキームの検討を行う。

・ これにより、自動運転に係る交通環境情報等地理系データの多用途展開のためのポータルサイトを提供し、ポータルサイト参加者による新しいサービスの創出を実現。

KPI (進捗)： モビリティ分野における地理系データのポータルサイトへの登録者数

KPI (効果)： 自動運転による移動・物流サービスのための運行管理や乗換案内、災害発生時の走行ルートの検索、車両プローブ情報による道路渋滞情報等の提供等、多様な利用者が交通環境情報を様々なサービスに利用できるようになる。

[No.6-26] 小型無人機(ドローン)の制度整備と社会実装の推進

・ 令和3年(2021年)3月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法等の一部を改正する法律案を同年の通常国会に提出し、同年6月に成立した。

・ 今後、令和4年度(2022年度)中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な運用に必要な体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国で実証実験等を実施するとともに、実証実験で得られた好事例を整理・横展開する。

・ これにより、令和4年度(2022年度)を以て、有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。

KPI (進捗)： 実証実験件数

KPI (効果)： 有人地帯での目視外飛行の実現

[No.6-27] 「デジタル交通社会推進戦略(仮称)」に基づいた取組の推進

・ 令和12年(2030年)に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。

・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴

う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI (進捗)： 「デジタル交通社会推進戦略(仮称)」本文内に記載

KPI (効果)： 「デジタル交通社会推進戦略(仮称)」本文内に記載

[No.6-28] 官民の保有するモビリティ関連データの連携

・ 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。

・ モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。

・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI (進捗)： ガバメントクラウド上で提供される、データを活用したモビリティサービス数

KPI (効果)： KPIの設定時期：令和4年度(2022年度)末

[No.6-29] 位置情報を統一的な基準で一貫に特定する「3次元空間ID」の整備

・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができない。

・ 実空間の位置情報を統一的な基準で一貫に特定する「3次元空間ID」を整備して、データ化した空間情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造を持った3次元空間情報基盤を構築する。

・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能となり、将来的には500万回の運行が可能となる。

KPI (進捗)： 3次元空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数

KPI (効果)： KPIの設定時期：令和6年度(2024年度)末

[No.6-30] 官民連携でのETC2.0データの活用

・ 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年(2018年)8月及び令和元年(2019年)10月に新たなサービス提案の公募を実施し、計23サービス案を選定。

・ 民間からの提案サービスのうち調整が整い、ETC2.0データの提供に関する協定を結んだものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を継続中。

・ これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスの向上を強化。

KPI (進捗) : ETc2.0データの提供に関する協定締結数 (目標: 令和4年度 (2022年度) を目安に5サービス以上)

KPI (効果) : ETc2.0を活用した新たなサービスの実証実験の実施数 (目標: 令和4年度 (2022年度) を目安に1サービス以上)

[No.6-31] データ連携による生産・流通改革

- 国内外の市場や消費者のニーズに機動的に対応するため、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、ワールドチェーンの整備が必要である。
- したがって、①生産から加工・流通・消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーンのプラットフォームの構築に取り組み、フードチェーン情報公表JAS(仮称)の規格内容の整理を行うなど、本件の社会実装に向けて取り組む。また、②デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、自動化技術の導入、ワールドチェーンの整備等、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援する。
- これらの取組により、データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

KPI (進捗) : ①スマートフードチェーンのプラットフォームの構築 (令和4年度 (2022年度) 未まで)

②飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合 (令和3年中小企業実態基本調査速報値から、13.8%)

KPI (効果) : ①スマートフードチェーンのプラットフォームの構築状況を踏まえ令和4年度 (2022年度) 内に策定

②流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減 (10%、令和12年 (2030年) まで)

[No.6-32] 農業生産のスマート化

- 農業者の減少と高齢化、更には後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業を実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技術を公開したほか、育種関連データの保存と利用を支援する育種バーチャルラボの開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。
- 各種AIの精度向上や画像診断技術の対象作物・病害虫の拡大及び画像診断サービスや育種バーチャルラボの社会実装を推進し、これらサービスを通じた持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。
- これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供が実現。

KPI (進捗) : 病害虫画像の収集スキームを搭載した病害虫診断サービスの利用促進 (令和4年度 (2022年度) 未までに農家へ展開するベンダーによる利用が6件以上)

- 育種バーチャルラボの実装 (令和4年度 (2022年度) 未までにWAGRIへ実装され、種苗会社等が品種開発に利用開始)

KPI (効果) : 病害虫画像診断サービスを利用した者からの病害虫画像収集データ数 (令和4年度 (2022年度) 未までに500件以上)

- 育種バーチャルラボを利用して品種開発を行う機関数 (令和4年度 (2022年度) 未までに2機関以上)

[No.6-33] 農業情報の標準化の推進

- データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき11項目の個別ガイドライン等を策定。

- 令和4年度 (2022年度) 以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。

- これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI (進捗) : 策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドラインの1個以上の新設又は改定

KPI (効果) : 年一度の現場ニーズを踏まえた改定及び充実

[No.6-34] スマート農業実証プロジェクト (「スマート農業加速化実証プロジェクト」)、「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」

- 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。
- これまでのスマート農業実証プロジェクトで得られた成果と課題を踏まえ、生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発から、個々の経営の枠を超えて効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。
- これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。

KPI (進捗) : 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況 (単年度評価の結果)

KPI (効果) : 実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数 (終了時評価を実施した実証計画数の80%以上)

[No. 6-35] データをフル活用したスマート水産業の推進

- 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっておりことから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和2年度（2020年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進め、令和3年度（2021年度）に水産分野におけるデータ利活用ガイドラインを策定した。
- 令和4年度（2022年度）以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、策定したガイドラインの普及、見直しを行うとともにデータ標準化の方針を策定するなど、データ利活用を促進する環境を整備する（令和5年度（2023年度））。
- これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。

KPI（進捗）： 水産業におけるデータ契約ガイドラインの充実（令和5年度（2023年度）まで）及びデータ標準化リストの策定（令和5年度（2023年度）まで）

KPI（効果）： データ利活用の取組を展開（令和5年度（2023年度）までに4海域以上）

[No. 6-36] 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業

- 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。
- このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動物植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が令和2年（2020年）12月に成立し、令和4年（2022年）12月に施行予定。
- 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。

KPI（進捗）： 県域における漁獲番号等の伝達の電子化に取り組む都道府県数（令和4年度（2022年度）までに6県）

KPI（効果）： 特定第一種水産動物植物の検挙件数（令和9年度（2027年度）までに半減）

[No. 6-37] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進

- 農従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。
- そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理シ

ステム（eMAFF地図）」を開発。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンス研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。

- これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上とあいまって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）にオンライン化率（全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合）100%

KPI（効果）： 令和7年度（2025年度）にオンライン利用率（全体の申請のうち、オンライン申請の割合）60%

[No. 6-38] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用

- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きき負担となっていたため、平成27年（2015年）4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。
- 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、農業委員会サポートシステムとしてシステムを見直したところであり、適切な運用を行う。
- 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度（2023年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI（進捗）： eMAFF農地ナビへのアクセス数

農業委員会等による農業委員会サポートシステムへのログイン数

KPI（効果）： 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度（2023年度）までに8割）

[No. 6-39] 航空レーザ計測等による高度な森林資源情報を活用した施業集約化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進

- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、森林施業が分散的に行われ効率性が欠くことが多い。そのため、面的なまとまりを持った森林の経営管理を行うには、所有者・境界を明確化し、施業集約化を進めることが必要である。
- 近年のデジタル技術の進展によりICTの活用可能性が広がっており、航空レーザ計

測・解析による高精度な森林資源・地形情報の把握・活用や、都道府県の森林クラウト等を通じた森林組合・林業経営体等に対するこれらの情報の共有を促進してきた。これまでの取組を踏まえ、ICTを活用して資源管理・生産管理を行う「スマート林業」の全国的な普及を推進し、高精度な森林情報や所有者・境界情報も活用した森林組合・林業経営体等による施業集約化を推進する。

- ・ 特に、私有人工林において令和10年度（2028年度）末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することを目標として、森林の経営管理の集積・集約化を進める。

KPI（進捗）： ICT等を活用して森林施業の効率化・高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や、低コスト造林モデルを導入した都道府県数（令和6年度（2024年度）までに全都道府県に導入）

KPI（効果）： 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合（令和10年度（2028年度）末までに100%）

[No.6-40] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進

- ・ 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度（2019年度）からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。
- ・ 令和4年度（2022年度）は、令和3年度（2021年度）に構築した筆ポリゴン管理システムの利用を通じて、令和3年度（2021年度）に更新した筆ポリゴンデータに安定的な継続利用を可能にするためのID履歴を新たに付与して公開するとともに、筆ポリゴンデータの取得や利活用の検討を進めやすい環境を提供する。また、令和5年度（2023年度）の公開に向け、筆ポリゴンを更新する。
- ・ これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。

KPI（進捗）： 筆ポリゴンの利用件数（令和5年度（2023年度）のアクセス数1,500）

KPI（効果）： 筆ポリゴンの高度利用件数（令和5年度（2023年度）までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築）

[No.6-41] サイバーポートの整備（港湾物流分野）

- ・ 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約5割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。
- ・ 令和3年（2021年）4月に第一次運用を開始した、サイバーポート（港湾物流分野）について、令和4年度（2022年度）は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。
- ・ これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。

KPI（進捗）： サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（令和7年度（2025年度） 約650者）

KPI（効果）： サイバーポート（港湾物流）各種機能の利用回数
 ※KPI（進捗）とKPI（効果）は連動するため、KPI（進捗）に即してKPI（効果）を設定することを考えているが、運用開始直後の時点では、利用者数及び利用回数が少ないことから、関係性が明確にならない。このため、関係性がある程度明確になる令和4年度（2022年度）以降、KPI（効果）の値等を設定することとしたい。

[No.6-42] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒト」を支援するAIターミナル」の実現

- ・ 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。
- ・ 令和元年度（2019年度）に創設した遠隔操作RTG（※）の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業を始めとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。
- ・ 令和2年度（2020年度）までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最少化の改善効果等について明らかにしつつ実装を進めるとともに、令和4年度（2022年度）までに、その他の所要のシステムについても開発する。

（※）タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）

KPI（進捗）： 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施

熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度（2021年度）まで）

コンテナ設置場所の最適化（令和2年度（2020年度）まで）

KPI（効果）： ヒトを支援するAIターミナルの効率化（令和4年度（2022年度）まで）

コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジューリングを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和5年度（2023年度）まで）

[No.6-43] 国土交通データプラットフォーム整備

- ・ 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」について、令和2年（2020年）4月にver1.0を公開した。その後も各種データ連携を拡充しており、令和3年度（2021年度）はver2.1として、工事の電子成果品データや、BIM/CIMデータ、3次元点群データ、3D都市モデル（PLATEAU）等と連携を実施した。
- ・ 令和4年度（2022年度）以降は民間や地方公共団体、他府省庁等のデータも含め連携

を拡大していくとともに、ユーズパリティ・検索機能の高度化や、データの利活用促進のための要素技術の開発に取り組む。

- これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。

KPI (進捗) : 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 (令和2年度 (2020年度) 約22万件、令和7年度 (2025年度) 約150万件)

KPI (効果) : 令和4年度 (2022年度) での概成

[No.6-44] フィジカルインターネットの実現

- 電子商取引の増加や積載効率の低下、人口減少に伴う労働力不足の深刻化等により、物流における需要と供給のバランスが崩れつつある。この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約することになるだけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうした事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくため、令和3年度 (2021年度) に、令和22年 (2040年) を目標とした物流のあるべき将来像として、フィジカルインターネット (規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やトラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム) の実現に向けたロードマップを策定した。
- 本ロードマップに基づき、モノ・データ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現に向けた取組を着実に進める。

KPI (進捗) : ・ パレット等物流資材の標準化の推進
 ・ サプライチェーンマネジメントやロジスティクスを基軸とする経営戦略への転換の推進
 ・ 物流拠点におけるロボットドリーナ環境構築の推進

KPI (効果) : ・ トラックの積載効率 (令和7年度 (2025年度) までに50%)
 ・ トラックドライバーの①年間所得額平均/②平均労働時間に関する目標 (令和7年度 (2025年度) までに①年間所得額平均を全産業平均まで引き上げる/②平均労働時間を全産業平均まで引き下げる)

[No.6-45] 連携型インフラデータプラットフォームの構築

- インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータプラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。これに対し、令和元年度 (2019年度) にPRISM革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みについて検討。
- 令和3年度 (2021年度) のデータ連携検討会において、府省庁及び主要な地方公共団体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。
- インフラに係る多様なデータが連携可能となり、①広範囲のデータの検索・抽出・比

較、②分析精度の向上、③効果的な施策の推進やイノベーションの促進等が期待され、インフラ老朽化や、頻発化・激甚化する自然災害などに対する、リスクの分析・検討の多様化等により、更なる国民・社会の安全・安心の確保に寄与。

KPI (進捗) : インフラ管理者間でのデータ連携のための環境整備を進め、連携に着手 (令和4年度 (2022年度))

KPI (効果) : インフラデータ連携の実施による具体のユースケースについての効果発現

Ⅷ. 相互連携分野のデジタル化の推進

[No.7-1] 取引のデジタル化

- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サブライチェーンにとどまる等、利用は限定的である。
- 令和5年(2023年)10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めている。
- 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にも繋(つな)がる。

KPI (進捗)： 令和4年度(2022年度)に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDO)における実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施

KPI (効果)： 令和4年度(2022年度)に実証分析を実施

[No.7-2] 電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組

- 事業者のバックオフィス業務の効率化は喫緊の課題である。そのため、「請求」を起点に、「紙」と「デジタル」が交錯するような現状の業務プロセスを見直し、データ・トウ・データで一連のプロセスを連携させるため、官民連携の下、「Peppol」をベースとした電子インボイスの標準仕様を策定。
- 令和4年(2022年)秋を目標に、民間の会計・業務システムベンダーにより、標準化された電子インボイスに対応したサービスが提供される予定である。デジタル庁は、標準仕様の管理・運用を行うとともに、グローバルな動向を踏まえた標準仕様の更新を行う。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。
- これにより、事業者のバックオフィス業務の生産性向上、ひいては、社会全体の効率化に繋(つな)げる。

KPI (進捗)： 民間の会計・業務システムベンダーによる、標準化された電子インボイスに対応したサービスの提供(令和4年(2022年)秋)

KPI (効果)： 事業者のバックオフィス業務の生産性の向上等

[No.7-3] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進

- 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)において、計24か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便

性の向上について引き続き取り組む必要がある。

- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。
- 上記の取組により、人口減少(少子高齢化)、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。

KPI (進捗)： 総務省スマートシティ事業による補助の交付決定数(年15件)

KPI (効果)： スマートシティに関する技術の実装をした地方公共団体・地域団体数(令和7年度(2025年度)までに実装地域数100)

[No.7-4] スマートシティモデルプロジェクトの推進

- スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、スマートシティの牽(けん)引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、先駆的事例の横展開等が必要。
- 令和4年度(2022年度)は、新たなモデル事業の選定・支援や官民連携プラットフォームにおけるセミナーの開催等による先駆的事例の横展開、スマートシティガイドブックの改訂及び普及展開等を実施する。
- これらにより、スマートシティの社会実装を加速し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

KPI (進捗)： スマートシティに取り組み地方公共団体及び民間企業・地域団体の数(スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：1,000団体以上(令和7年(2025年))

KPI (効果)： スマートシティ数：100程度(令和7年(2025年))

[No.7-5] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。
- 令和4年度(2022年度)は、データ整備の効率化・高度化、先進的なユースケース開発、データカバレッジの拡大をテーマに、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築に向けた取組を進めていく。具体的には、土木構造物や水面等の新たな地物のデータ作成実証による標準仕様の拡張・AI等を活用した自動生成ツールの開発・OSS化、モビリティ等の多様な分野におけるユースケース開発の実証によるベストプラクティスの創出と全国展開、地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の財政支援を実施する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進める。

- これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。
- KPI (進捗) : ・ 3D都市モデルデータ及び都市計画GISのオープンデータ化に向けた研修会等の実施 : 4回 (令和4年 (2022年))
- KPI (効果) : ・ オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進 : 6空間情報センター閲覧数60万 (令和4年 (2022年))
- 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数 : 280市町村 (令和4年 (2022年)) ※現在204市町村
 - 3D都市モデルを活用したユースケース開発数 : 30件程度 (令和4年 (2022年))
 - 3D都市モデル構築都市数 : 100都市程度 (令和4年 (2022年))

Ⅷ. 産業のデジタル化

[No.8-1] ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実

- 総合的な中小企業支援サイトミラサポplusを通じて、事業者が事業にあった支援を検索できるだけでなく、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップでたどり着けるような環境を実現する。加えて行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等についてを情報交換できるコミュニケーションサイトの構築を目指す。

- KPI (進捗) : ・ ミラサポplusにおけるページビュー (PV) 数
- KPI (効果) : ・ ミラサポplusにおけるユニークユーザー (UU) 数
- KPI (効果) : ・ ミラサポplusにおけるページビュー (PV) 数
- KPI (効果) : ・ ミラサポplusにおけるユニークユーザー (UU) 数

[No.8-2] 地域企業のDX推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会構築の基礎としてのデジタル投資の動きが加速している。地域企業が、今後も地域経済を支える主体として事業活動を継続していくためには、こうした動きに取り残されることなく、デジタル投資による業務・ビジネスモデルの変革(デジタルトランスフォーメーション (DX)) を実行していくことが必要不可欠である。
- 本事業では、①地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティが実施する各種支援活動(地域企業に対する伴走型支援やITベンダー等とのマッチング等)を支援するとともに、②地域の特長・強みとデジタル技術を掛け合わせ (X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等が行う実証事業を支援する。
- これにより、支援を受けた企業のDX実現による生産性向上や、新たなビジネスモデルに基づく事業展開により地域企業の稼ぐ力を向上させ、生産性の高い地域経済社会の実現を目指す。

- KPI (進捗) : ①地域の産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティ拠点数 (令和4年度 (2022年度)) 見込 : 20拠点
- ②地域企業の新たなビジネスモデル構築を目指したプロジェクト (令和4年度 (2022年度)) 見込 : 10件

KPI (効果) : ①事業年度から事業年度の3年後までの間、支援コミュニティが活動を実施する対象地域における「地域未来牽(けん)引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽(けん)引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率
 (令和9年度(2027年度)までに6%以上増加)
 ②各事業年度終了後2年目に、事業終了後3年を経過した日までに売上計上が予定される実証企業群の新製品・サービス、新収益モデルの件数割合
 (令和8年度(2026年度)までに50%以上)

[No.8-3] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進
 ・産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和2年(2020年)11月にDX認定制度等の基準となる企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定した。令和4年(2022年)1月に、「コロナ禍を踏まえたデジタル・ガバナンス検討会」を立ち上げ、「デジタルガバナンス・コード」において、時代の変化に対応するために必要な新たな論点等に関する議論を開始した。また「DXレポート2.2」を通じて企業の目指す方向性や具体的なアクションを示していく予定。
 ・令和4年度(2022年度)は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。
 ・これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。

KPI (進捗) : 令和4年(2022年度)度内に、デジタル人材の育成・確保の重要性の高まり等の時代の変化に対応して更なる企業のDXを促すため、デジタルガバナンス・コードの改訂に向けて検討を行う。
 KPI (効果) : 令和4年度(2022年度)末までに、DX認定制度の認定件数を500件、DX推進指標の回答数を1万件

[No.8-4] DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等
 ・民間企業におけるデジタル技術の開発はこれまで進められてきたものの、観光産業におけるデジタル化やそれによる変革の実現は他産業に比べ遅れている。また、新型コロナウイルス感染症により観光関連産業が大変厳しい状況に置かれている昨今、訪日観光客の一過性の来訪にのみ依存する経営手法では、将来的なリスクを抱えることになると予想され、経営改善や新たなビジネスモデルの創出などが求められている。
 ・デジタル技術を活用し収益向上等に資する観光サービスの提供やデータ連携により観光地経営に資する実証事業を複数地域で並行して実施するとともに、ノウハウを広く展開することで認知・関心を拡大。
 ・観光サービスの変革や観光需要の創出を推進することにより、旅行者の体験価値向上

上、消費機会の拡大、来訪意欲増進と顧客定着を実現。
 KPI (進捗) : デジタル技術を活用し、観光地の混雑回避や移動円滑化、周遊促進などを図るほか、地域間、事業者間の連携・協業を促進するなど、収益最大化を目指す観光地経営の先進事例(令和4年度(2022年度)10~20件)
 KPI (効果) : 実証で扱った事業の翌年度末における継続率(令和5年度(2023年度)50%)

[No.8-5] 観光分野におけるデジタル実装
 ・観光分野のデジタル実装を進めることにより、旅行者の消費拡大や再来訪の促進を図ることが可能となる。
 ・具体的には、観光アプリを活用した混雑状況の見える化や、旅行者の決済データ等を用いたマーケティング分析とそれを担う観光デジタル人材の育成、顧客予約管理システムによる旅館等の情報管理の高度化及び人員配置の効率化などが挙げられる。なお、主な施策については以下のとおり。
 ・DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等(再掲)
 ・ハイブリッドMICEの開催促進
 ・観光地域づくり法人(DMO)へのデジタル人材の登用支援
 ・宿泊施設の顧客管理システムの導入等
 ・ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化
 ・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業
 ・ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業
 ・新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援
 ・観光人材の確保・育成事業
 ・こうした取組を通じて、観光に係る様々な分野間でデジタル連携を強化することにより、地域全体の収益最大化を図る。

KPI (進捗) : 観光分野のデジタル実装を進める
 KPI (効果) : 観光に係る様々な分野間でデジタル連携を強化することにより地域全体の収益最大化を図る

IX. デジタル社会を支えるシステム・技術

[No.9-1] マイナポータル継続的改善

- ・ マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様にご利用に使用していただけたこと、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に着手するとともに、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実装や標準様式のプリセットなどを実施したところ。
- ・ 利用者に最適な情報をお届けするとともに、手続に当たって迷うことなく、また利用したいという新たな体験も提供できるよう、引き続き、UI・UXの継続的な改善に取り組む。
- ・ こうした取組に際しては「デジタル庁アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徹底した国民目線での見直しを進める。
- ・ より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。

KPI (進捗) : より多くの国民に利用いただけるようUI・UXの継続的改善に継続的に取り組む

KPI (効果) : 令和4年度(2022年度)末までに、全1,741自治体との接続を実現する

[No.9-2] ガバメントクラウドの整備

- ・ 令和3年(2021年)10月からガバメントクラウドとして複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業及びデジタル庁ウェブサイトにおいて段階的に利用を開始。
- ・ 令和4年度(2022年度)以降における国及び地方公共団体の情報システムや準公共分野におけるガバメントクラウドの利用について移行スケジュール等も含め、今後、関係府省庁等と協議を実施。
- ・ ガバメントクラウドに係る移行・運用等の各種方針や移行スケジュール等を令和4年度(2022年度)上半期を目的に策定する予定。
- ・ 各種方針等を策定し、各府省庁及び地方公共団体等に周知することで、ガバメントクラウドの利用を促進。

KPI (進捗) : 令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)において地方公共団体による先行事業によりガバメントクラウドの利用を進め、令和7年度(2025年度)までに順次、地方公共団体の情報システムをガバメントクラウドへ移行する。

- ・ デジタル連携基盤及びベース・レジストリについて、令和6年度(2024年度)から本番運用を開始できるよう準備を進める。
- ・ 以上の移行や運用等の各種方針を令和4年度(2022年度)上半期を目的に策定し、国、地方公共団体等の情報システムを順次ガバメントクラウドへ搭載する。

KPI (効果) : 国及び地方公共団体の情報システム並びに準公共分野におけるガバメントクラウドの利用を実施し、ガバメントクラウドに搭載した情報システムについて、現状の運用等経費よりも削減する。

[No.9-3] ガバメントソリューションサービスの整備

- ・ 政府のネットワーク環境は、府省庁単位や部局単位に整備されており、府省庁間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。
- ・ 新府省庁ネットワークの構築について、令和4年度(2022年度)においては、各府省庁等ごとの個別の移行計画を策定し、これに基づき、ネットワークの切替えを順次実施し、令和5年度(2023年度)中の切替完了を目指す。
- ・ 全国ネットワークの整備について、国独自の回線網を令和4年度(2022年度)から運用できるよう整備を進める。また、令和5年度(2023年度)以降においては府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を広げ、令和7年度(2025年度)までに全国拡大を目指す。
- ・ 府省LAN統合について、令和4年度(2022年度)においては、人事院、個人情報保護委員会の統合を実施し、また、農林水産省の統合に係る作業を開始する。このほか、令和5年度(2023年度)以降にネットワーク更改等を迎える府省庁について、当該環境への移行を原則とする。さらに、令和3年度(2021年度)にデジタル庁において整理したロードマップを基に、各府省庁はこれを中長期的な計画に反映して、取組を進める。
- ・ 公的機関統一ID基盤の構築について、令和4年度(2022年度)から、一部の府省庁において当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施。令和5年度(2023年度)からの本格的な運用を目指す。また、当該基盤の国際連携について、各国との協議を令和4年度(2022年度)中を目途に開始する。
- ・ これら、新府省庁ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。

KPI (進捗) : 移行されたネットワーク環境の数

KPI (効果) : 広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介さず国自ら提供することを実現

[No.9-4] 5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底

- ・ これまで、各府省庁は、重点計画等に沿って、情報システムの整備を進めてきたところ。
- ・ 重点計画の内容を踏まえ、デジタル庁を含む各府省庁は、デジタル庁の戦略・全体方針策定の基盤となる情報（プロジェクトのフェーズ、行政手続のオンライン化状況）

や政府全体として真に取り組み内容を実現化する事項を詳細化した中長期的な計画を策定する。

- デジタル庁はその中長期計画を統括し、本重点計画等に沿ってプロジェクト監理を実施することで国として業務改革(BPR)と統一的な情報システム整備を徹底する。これにより、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。

KPI (進捗) : 5か年計画の策定と適宜改定
 KPI (効果) : 国の情報システムの運用・改修コスト3割削減(令和7年度(2025年度) : 令和2年度(2020年度)比)

[No.9-5] 独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進

- 独立行政法人の情報システムの整備・運用については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「整備方針」という。)が策定され、国から横断的な方針が示された。また、整備方針を踏まえた独立行政法人の目標策定・評価を推進する観点から、総務省と協力し、デジタル庁が総合調整機能の一環として主務大臣による目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みが設定された。
- 上記仕組みを的確に運用するため、各主務大臣は、令和4年度(2022年度)中に速やかに所管の全ての独立行政法人の目標について、デジタル庁に協議の上、整備方針を踏まえたものとなるよう変更するとともに、令和5年度(2023年度)以降は整備方針を踏まえた取組について適正に評価を実施し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる。
- これにより、独立行政法人の情報システムについても整備方針にのっとりつつ整備・運用が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。

KPI (進捗) : 整備方針の策定を踏まえた「独立行政法人の目標策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定

KPI (効果) : 全法人のうち、整備方針を踏まえた目標を策定している法人の割合
 ・ 独立行政法人における情報システムの整備・運用の改善
 ※本KPIについては、棚卸調査の実施後に修正を検討する。

[No.9-6] 独立行政法人の情報システムの棚卸

- 独立行政法人の情報システムについて、現状その全容は把握されておらず、整備・運用に係る具体的な改善策を検討することは困難な状況。
- 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸調査を行い、当該調査を受け、詳細調査を実施。
- これにより、独立行政法人の情報システムについてデジタル庁が技術的助言等の支援を行うに当たった基礎となる情報が整備されることが期待される。

KPI (進捗) : 独立行政法人の情報システムに係る調査の実施

KPI (効果) : 独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備
 ・ 技術的助言等の支援等を行うための情報システムの体系的な整理

[No.9-7] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進

- 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。そのため、令和2年(2020年)8月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を改訂し、地方公共団体に周知するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。
- 引き続き、地方公共団体に対して、通知の発出や会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。
- あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。

KPI (進捗) : 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数

KPI (効果) : 取扱機関(市町村)数
 (子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる)

[No.9-8] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして昭和63年(1988年)から導入を開始している。
- これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

- ① 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求められているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- ② 登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

- ① 行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
 - ② 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。
- 以上の目標を実現するために、以下について取り組む。
- ① 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。

② 令和6年度(2024年度)までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁において、次々期以降のシステム更改を見据え、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

KPI (進捗) : 各手続における登記情報連携の利用状況

KPI (効果) : 各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況

[No.9-9] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

・ 国税情報システムについては、これまでも「国税電子申告・納税システム」(e-Tax)のスマートフォン対応など利用者(納税者)の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。

・ 平成13年(2001年)に全国で運用を開始した申告や納税の事務を一元的に管理する「国税総合管理システム」(KSKシステム)については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和8年度(2026年度)を目的に、令和2年度(2020年度)からシステムの高度化(次世代システムの開発)に着手している。

・ 次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

① 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革(BPR)の実現

② 税目別のデータベースやアプリケーションの統合

③ メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新

といったことをコンセンプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指して開発を進め、現行システムの開発内容の精査も行いながら、円滑な導入を目指す。

KPI (進捗) : 次世代システムの開発(令和8年度(2026年度)システム更改)

KPI (効果) : システム運用等経費の低減

[No.9-10] 国税地方税連携の推進

・ 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度(2011年度)以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。

・ 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等に対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。

・ 令和8年度(2026年度)に予定している国税情報システム(国税総合管理システム(KSK)と国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該組織の連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間の個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

KPI (進捗) : 連携対象となる情報の増加

KPI (効果) : 国税・地方税職員の業務の効率化

[No.9-11] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

・ 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の3つの情報システムから構成されており、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。

① データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。

② 紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応しにくい。

③ 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。

・ このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。

① 「記録管理システム・基礎年金番号管理システム」の刷新については2段階で取り組んでおり、平成29年(2017年)からフェーズ1として、マイナンバーによる情報連携などを含む各種届書の事務処理機能のデジタル化を段階的に実施し稼働中。さらに、フェーズ2として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。

② 「年金給付システム」については、令和元年度(2019年度)まで端末機器及び周辺サーバーの更改や集約化を進めてきたところである。今後は、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。

・ 「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」(日本年金機構中期計画(平成31年3月29日))という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

① 公的年金業務として提供するサービスの質の向上(デジタルファースト等)への対応

② 業務運営の効率化や公正性の確保(デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等)

③ ガバナンスの確立等(過度の事業者依存からの脱却等)

KPI (進捗) : 未設定

KPI (効果)： 厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日 (令和7年度 (2025年度)) (年次の届書を除く)。

[No.9-12] ハローワークシステムを活用したサービスの充実

- ・ ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。
- ・ そのため、令和2年 (2020年) 1月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始し、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったところである。その後も令和3年 (2021年) 9月にオンラインによる求職申込等を可能とし、令和4年 (2022年) 3月に求職公開している求職者に求人者からの直接リクエストを可能とするなど順次機能を追加している。これらの取組により、以下の目標を実現する。
 - ① 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
 - ② 不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求職者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。
- ・ 今後も引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

KPI (進捗)： ハローワークシステムの機能の追加

KPI (効果)： ハローワーク求職者マイページ利用率 (令和4年度 (2022年度))：20%

[No.9-13] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

- ・ 特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、平成2年 (1990年) に稼働開始した電子出願システムをはじめとして、積極的に情報システムを導入してきた。しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修に掛かるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間が掛かり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。
- ・ これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月改定)に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた(特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース完了)。
- ・ 今後も引き続き、令和9年 (2027年) 1月までに特許事務システムの段階的刷新として、審判システム、意匠商標システムの刷新を完了するべく着実に進めていく。

KPI (進捗)： 令和9年 (2027年) 1月までに特許事務システム (審判システム、意匠商標システム) を段階的に刷新

KPI (効果)： 令和9年 (2027年) 1月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする

[No.9-14] 警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化

- ・ 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。
- ・ また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。
- ・ これらの課題を解決するため、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤 (警察共通基盤) を整備し、令和3年 (2021年) 4月から運用を開始した。令和3年度 (2021年度) 以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。
- ・ このほか、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを警察共通基盤を活用して構築する。
- ・ これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、警察におけるシステムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。

KPI (進捗)： 都道府県警察の警察共通基盤への移行状況

【運転免許業務】

令和4年度 (2022年度) から令和6年度 (2024年度) までにかけて47都道府県警察が移行

【遺失物業務】

令和4年度 (2022年度) から令和8年度 (2026年度) までにかけて47都道府県警察が移行

KPI (効果)： 未設定 (令和4年度 (2022年度) 以降に検討)

[No.9-15] 港湾 (港湾管理分野及び港湾インフラ分野) のデジタル化

- ・ 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋(つな)がる事業環境を実現することが求められている。
- ・ 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野

について、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させる港湾インフラ分野について、港湾台帳等の既存データの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化と併せ、令和5年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。

- これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。

KPI（進捗）： 全932港湾のうち、インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした割合（令和6年度（2024年度）100%）

※港湾管理分野については、令和4年度（2022年度）において特定の2～3港で実証を行った上で具体の機能を精査するため、KPIの設定は令和5年度（2023年度）以降の全国展開時において適切に設定したい。

KPI（効果）： 港湾において、インフラに係る各種情報を有機的に連携させることなどにより、施設管理を円滑かつ効率的に進める。

[No.9-16] 交通管制の高度化に関する調査研究

現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビコーン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。

- 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）に実施した、民間プロポーザル情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）にモデルシステムを構築し、令和5年度（2023年度）に実証実験を行う。
- これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プロポーザル情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）末までに実証実験のモデルシステムの構築を実施

KPI（効果）： 未設定（令和5年度（2023年度）以降の実証実験等を踏まえた実導入時に検討）

[No.9-17] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進

音響信号機の音響を24時間鳴動させることが困難な場合がある中、視覚障害者団体等からの要望を踏まえ、高度化PICS（歩行者等支援情報通信システム）の整備を進めることにより、交差点における視覚障害者、高齢者等の安全な横断を確保することが課題。

- 令和2年度（2020年度）から高度化PICSの運用を開始し、令和4年度（2022年度）は、令和3年度（2021年度）に引き続き、音響信号機の音響を鳴動させることが困難な時間帯がある場所や音響信号機が設置できない場所を中心に高度化PICSの整備を検討

するよう、都道府県警察を指導する。

- 高度化PICSを整備した交差点が増加することで、音響信号機の音響が鳴動しない時間帯の交差点等における交通事故を防止することができ、道路を横断する視覚障害者、高齢者等の利便性、安全性等が向上する。

KPI（進捗）： 高度化PICSを運用する都道府県数

KPI（効果）： 高度化PICS整備交差点数

[No.9-18] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

地方公共団体の職員が真に住民サービスが必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指す、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項及び第7条第1項に基づき標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体に寄り添って十分に対話を行いながら進める。

- 今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

KPI（進捗）： 対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、令和4年（2022年）夏を目途に策定を目指す。

- ※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）
- KPI（効果）：** 地方公共団体の情報システムの運用経費の削減（令和8年度（2026年度）に平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の積み重ねを目指す。）

[No.9-19] インターネットトラヒック流通効率化等の促進

我が国のインターネットトラヒックを都市部のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信しており、ネットワークインフラの圧迫や、災害時等における脆（ぜい）弱性の要因ともなっている。

- 「新たな日常」等を背景に一層急増するインターネットトラヒックの混雑緩和、東京圏での大規模災害発生時の全局的通信途絶リスクの回避、地域格差のないインターネット品質確保等のため、トラヒック集約拠点の地域への分散によるネットワークワー

ク効率化、トラヒック発生予測の活用によるネットワーク負荷の分散、固定ブロードバンドの品質測定手法の確立による競争環境適正化等を促進する。

KPI (進捗) : 全国系IXと地域IXの接続数 (令和4年度 (2022年度) までに2か所)
KPI (効果) : 地域IX経由でのトラヒック量の増大

[No.9-20] Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進

- 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。
- 研究開発成果等を踏まえた技術要件を令和7年(2025年)頃から順次3GPPやITU等の国際標準に反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。

KPI (進捗) : 知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数

KPI (効果) : Beyond 5Gの必須特許数シェア (令和12年 (2030年) 時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得)

[No.9-21] ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

- 第4世代移動通信システム(4G)と比べてより高度な第5世代移動通信システム(5G)は、現在各国で商用サービスが始まっているが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。
- 本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。

KPI (進捗) : ①ポスト5G情報通信システムに活用可能な技術の開発件数: 7件 (令和8年度 (2026年度))

②先端半導体製造技術を開発する拠点 (ライン) の構築件数: 1件 (令和8年度 (2026年度))

KPI (効果) : 本事業で開発した技術の実用化率 (令和8年度 (2026年度) 末) を50%以上とする。

[No.9-22] データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回数設置の実現

- データセンターの国内最適立地やグリーン化と我が国のアジアにおけるデータセンター拠点化を実現するため、各拠点に求められる要件の整理や、中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点の整備に向けて必要な支援策の検討及び実現に向けた各種調整を行う。
- 太平洋側に集中している国内海底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靱化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備す

ること、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等とあいまって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。

KPI (進捗) : 立地要件、必要な支援策の策定 (中間取りまとめ)

KPI (効果) : 要件に合致するデータセンター拠点に対し、必要な支援策を講じ、データセンター等の東京圏等以外の立地を促進することで、データセンター等の国内立地の最適化を実現

- 太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を促進

[No.9-23] 最先端スーパーコンピュータ等の運用

- 令和3年(2021年)3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の裾野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。

- 令和2年(2020年)4月から実施している「富岳」による早期の成果創出を目的とした「富岳」成果創出加速プログラム)において、令和3年(2021年)4月に新規課題の公募を実施し、3課題を採択。また、政策対応枠とSociety 5.0推進枠の課題募集を実施し、政策対応枠においては5課題を採択、実施 (令和3年(2021年)9月時点) している。

- このほか、「富岳」を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進めている。

- 利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。

KPI (進捗) : HPCI (High Performance Computing Infrastructure) の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率 (年間90%以上)

KPI (効果) : 集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数 (年間260件以上)

[No.9-24] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム

- SINETは日本全国の国公立大学等を400Gbps (沖縄は200Gbps) の超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。

- 令和4年度(2022年度)に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を令和2年度(2020年度)末に運用開始。

- 利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。

KPI (進捗) : 離れた地点間のネットワークを安全かつ効率的に接続するIPNの構築数

KPI (効果) : 学術情報ネットワーク (SINET) の活用促進

[No. 9 - 25] 第5世代移動通信システム (5G) 普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施

- 平成31年(2019年)1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年(2019年)12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、令和2年(2020年)12月に周波数を拡張。
- 引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利用場面を想定した開発実証や、ローカル5Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証を実施。
- これにより、5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI (進捗) : ローカル5Gに関する実証の実施件数 (令和4年度(2022年度)中に20件)

KPI (効果) : 携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数 (令和8年度(2026年度)中に400局)

[No. 9 - 26] Beyond 5G研究開発促進事業

- Beyond 5Gは、2030年代のあらゆる産業・社会生活の基盤となることが期待されており、既に国際的な開発競争が始まっている。我が国においても、Beyond 5Gの早期かつ円滑な導入と国際競争力強化に向け、令和2年(2020年)6月に公表した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、Beyond 5G実現に向けた集中取組期間とする令和7年(2025年)までの5年間に産学官が連携して研究開発を積極的に推進していくことが重要である。
- このため、Beyond 5Gの実現に必要な最先端の要素技術等をいち早く確立するため、Beyond 5G研究開発の中核機関である国立研究開発法人情報通信研究機構に設置(令和3年(2021年)3月)した研究開発基金を活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等への公募型研究開発を実施する。
- これらの取組により、令和7年(2025年)頃からBeyond 5G実現に必要な要素技術を順次確立する。

KPI (進捗) : 研究開発課題数

- 25件 (令和3年度(2021年度))

- 40件 (令和4年度(2022年度))

KPI (効果) : 本事業で採択、実施された研究開発課題のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合70%以上

[No. 9 - 27] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発

- オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラフィックは増加を続けており、通信処理速度の向上を可能とする技術が必要。
- 運用単位当たりの通信処理速度を拡大(基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps)する技術

の研究開発を令和4年度(2022年度)から開始し、通信トラフィックの増加に対応する。

- これにより、増大を続ける光ネットワークのトラフィックに対処する技術の確立が期待される。

KPI (進捗) : 運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立 (令和7年度(2025年度)末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する)

KPI (効果) : 研究開発成果の製品化 (令和12年度(2030年度)までに2件)

[No. 9 - 28] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進

- 令和2年度(2020年度)を期限としたAI戦略における研究開発の取組について94%の進捗率。
- AI戦略等に基づき、研究開発に係る取組について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。
- 基礎研究から社会実装に至るまでの包括的な研究開発サイクルの構築、「多様性を内包し、持続可能な発展を遂げる社会」の実現に重要な創発研究、基盤的・融合的な研究開発の戦略的推進。

KPI (進捗) : AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率

(年度内年限の取組について進捗率90%以上)

KPI (効果) : 研究開発成果が様々な分野で社会実装され、AI活用が促進

[No. 9 - 29] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト

- 国立研究開発法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理説明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題(ELSI)に関する研究などを実施。
- 令和元年(2019年)6月に策定された「AI戦略2019」において、当該センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI (AIの判断根拠の理解・説明可能化)等の研究開発を推進していく。また、当該センターがこれまでに開発してきた最先端のAI基盤技術について、大学・研究機関や各企業等との連携も行いながら、様々な分野での応用を加速する。

KPI (進捗) : AI戦略の実施状況 (令和元年度(2019年度)策定)

KPI (効果) : AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進

[No. 9 - 30] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発

- BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) の予防や介護負担の

軽減のため、認知症患者のIoTデータ等を収集し、AIで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。

- ・ 地域・多施設へ本IoTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。

- ・ このような医療分野における先導的なICTの活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）までに、構築したデータ基盤を活用した当該システムによる認知症BPSDの発症予測・適合率70%を目指す

KPI（効果）： データ基盤の利活用に向けて、認知症対応型AI・IoTシステムの社会実装

[No.9-31] 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発

- ・ 近年、サイバー空間（フィジカル空間）の融合が進み、実空間データをセンサ等で収集し、サイバー空間でAI技術等を駆使して分析・知識化を行う取組（CPS）に注目が集まっている。こうした中で、IoT等で収集した人々の行動に関するデータ（パーソナルデータの分析・活用が鍵となるが、国際的に個人情報保護やデータ保護への意識が高まってきており、当該データの利活用が厳しくなっている。また、そのようなデータは、個人の行動やポリシー、周辺環境によって取得情報が左右され、欠損があったり学習用として少量しか確保できなかつたりとAI学習には不向きな面も課題となっている。

- ・ 人間の行動データを含む多種多様なデータを対象として、①データ自体を集約・共有することなく（データは利用者環境に置いたまま）、②データに欠損があつたり少量であつたりしても、複数データを連係させることで、高精度な分析を可能とするAI技術について研究開発を実施する。

- ・ これらの課題を解決することにより、AIによるパーソナルデータの利活用が拡大するとともに、各国でデータの囲い込みが急速に進む中、これらの課題を解決するデータ利活用技術の研究開発を我が国で展開することで、海外のデータ利活用サービスへのデータ流出を低減させることにも繋（つな）がる。

KPI（進捗）： 令和7年度（2025年度）未までに安全なデータ連携による最適化AI技術を確立

KPI（効果）： 今夏を目途に設定予定

[No.9-32] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピュータ技術の研究開発事業

- ・ IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピュータ技術に加え、ネットワークのエッジ側で中心的情報処理を行うエッジコンピュータ技術により、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。

- ・ 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピュータや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピュータ（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。

- ・ これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指す。

KPI（進捗）： <革新的AIエッジコンピュータ技術の開発>

令和4年度（2022年度）において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を確認

<次世代コンピュータ技術の開発>

令和9年度（2027年度）において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を確認

<エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発>

令和6年度（2024年度）において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を確認

KPI（効果）： 令和19年度（2037年度）において約3,275万t/年のCO2削減

[No.9-33] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発

- ・ 我が国では、年間2兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。

- ・ 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精度に観測可能なりモータセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。

- ・ 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあつても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。

KPI（進捗）： リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、3段階（※）の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確認する。

※100Mbps（光回線）、10Mbps（携帯電話回線）、400kbps（衛星通信回線）の3段階

KPI (効果): 研究開発終了5年後(令和11年度(2029年度))までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を2件以上行う。

[No.9-34] 光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)

- 平成30年度(2018年度)から実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)」により、①量子情報処理(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)、②量子計測・センシング、③次世代レーザーの3領域における研究開発を、着実に推進し、経済・社会的な重要課題を解決につなげることを目指す。また、令和2年度(2020年度)からは、本戦略で定めた量子融合イノベーション領域である「量子AI」「量子生命」についても新規Flagshipプロジェクトにより研究開発を推進し、量子融合イノベーション領域の早期社会実装を目指す。
- 量子情報処理領域(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)においては令和9年度(2027年度)に100量子ビット以上の実装、クラウドサービスによるアプリケーションの提供を行うことを目指す。
- 量子融合イノベーション領域の「量子AI」では令和11年度(2029年度)に量子優位性を活用したアプリの提供や、量子AIによる実問題の解析を実現する。

KPI (進捗): 量子技術イノベーション戦略の実施状況(令和元年度(2019年度)策定)

KPI (効果): 100量子ビットのコンピュータの利用環境整備

[No.9-35] 経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性汎用量子コンピュータの実現(ムーンショット型研究開発制度 目標6)

- 従来のコンピュータの進歩が限界に達すると言われている中で、Society 5.0の実現に向けて爆発的に増大する様々な情報処理の需要に対応できるようにすることが重要であり、そのためには、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性汎用量子コンピュータの実現が鍵となる。
- ムーンショット型研究開発制度においては、ムーンショット目標である、誤り耐性汎用量子コンピュータの実現に貢献する研究開発を進める。
- 令和12年(2030年)までに、一定規模のNISQ量子コンピュータを開発するとともに実効的な量子誤り訂正を実証する。
- 令和32年(2050年)までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性汎用量子コンピュータを実現する。(ムーンショット目標)

KPI (進捗): ムーンショット目標達成に向けて実施している研究開発プロジェクト数

KPI (効果): ムーンショット目標達成に資する成果が創出されたと評価された数

[No.9-36] 量子暗号通信網構築のための研究開発

- 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。
- 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りが可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術(長距離リンク技

術及び中継技術)を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。

- これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。

KPI (進捗): 地上系における量子暗号通信技術の高性能化(令和6年度(2024年度)末までに現状の3倍程度(45kmで1Mbps程度)の高速化を可能とする技術を確立する)

- 衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立(令和7年度(2025年度)末までに数百km~数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する)

KPI (効果): 研究開発成果の製品化(令和11年度(2029年度)までに計2種類以上(地上系)、令和12年度(2030年度)までに計1種類以上(衛星系))

[No.9-37] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備

- 令和3年(2021年)4月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、“マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進”が掲げられている。

このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS)を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。

- また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備の整備を進めている。

これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装に繋がる。

KPI (進捗): 令和5年度(2023年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステム

- の試験運用を開始し、令和7年度(2025年度)までに本格運用開始
- 令和3年度(2021年度)までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国3か所以上で整備し、令和6年度(2024年度)までに本格運用開始

KPI (効果): 令和7年度(2025年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年

- 令和6年度(2024年度)までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上

[No.9-38] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築

- 我が国が世界に誇る情報インフラ（スパコン、SINET）や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一貫通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）を推進する。

- KPI（進捗）：**
- 全国的な研究データ基盤の整備状況
 - マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況
 - マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況
 - 最先端大型研究施設との連携状況
- KPI（効果）：**
- 全国的な研究データ基盤の構築（令和8年度（2026年度））
 - マテリアル研究開発プラットフォームとの連携
 - ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携
 - 最先端大型研究施設との連携

[No.9-39] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

- 気候変動対策のインキュベーション機能を担うデータプラットフォームとして、地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、令和12年度（2030年度）までに利用者10,000人の達成を目指す。
- DIASの長期的・安定的な運用を通じて、気候変動対策の基盤となる地球環境ビッグデータの蓄積・統合・提供や、DIASの解析環境を活用した産学官による共同研究を促進し、データ駆動による気候変動対策に向けた研究開発を推進。
- 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム（ハブ）の実現を目指す。

KPI（進捗）： 地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和12年度（2030年度）10,000人）

KPI（効果）： 気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進

[No.9-40] 科学技術イノベーション・システムの構築

- 新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、コロナショック後の未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠。
- 企業、大学、公的研究機関の本格的連携とスタートアップの創出強化、「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、デジタル技術も活用しながら、イノベーションが生み出されるシステムを構築する。
- これにより、産学官が連携したデジタル技術実装の取組を加速させる。

KPI（進捗）： デジタル技術を活用し、研究成果の社会実装に取り組み産学官連携の視
点：令和6年度（2024年度）末までに50視點

KPI（効果）： 科学技術イノベーション・システムの構築を通じてデジタル技術の実装

X. デジタル社会のライフスタイル・人材

[No.10-1] テレワークの普及

- ・ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。
- ・ このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、地域のニーズを踏まえた課題解決に資するテレワークの導入推進、ガイドラインの周知等に取り組みとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言及びその後の状況を踏まえた上で設定する。
- ・ また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現し、地方への新たな人の流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組み企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。
- ・ 国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、令和3年（2021年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。
- ・ 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI（進捗）： 民間のテレワーク：

テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定）

- ・ 国家公務員のテレワーク：

令和7年度（2025年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備

KPI（効果）： 緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進

[No.10-2] シェアリングエコノミーサービスの普及

- ・ シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、事業者団体が令和2年7月に立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には80程度の地方公

共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる定着に向けては、サービスの安全性・信頼性の向上を図るとともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。

- ・ 官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、更なる普及に取り組み。具体的には、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の周知を図ることで社会の認知関心を高める。地域における活用については、モデル防災連携協定やシェアリングエコノミー活用ハンドブック等を示しながら、シェアリングシティ推進協議会等と連携しつつ、地方公共団体の実情や潜在的なニーズをしっかりと把握した上で、共助のビジネスモデルや地域におけるシェアリングエコノミーの効果的な導入方策を具体的に検討する。また、国内事業者の海外展開やユーザーが海外でも安心してサービスを利用できる観点から、これまで日本主導で進めてきたシェアリングエコノミーの国際標準化については、令和4年度（2022年度）中にTS（Technical Specification）発行の予定。
- ・ 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を促すとともに、更なる社会への浸透を図り、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決につなげる。

KPI（進捗）： シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数 100
（令和4年度（2022年度）未までに）

KPI（効果）： シェアリングシティ推進協議会の活動を通じた事例の創出数 5
（令和4年度（2022年度）未までに）

[No.10-3] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

- ・ 令和3年度（2021年度）まで、地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組み人材の育成を支援。
- ・ 令和4年度（2022年度）については、4月15日に地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、令和5年（2023年）3月まで順次派遣を実施する予定。
- ・ これにより、地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成を支援。

KPI（進捗）： 派遣地域数

KPI（効果）： 地域人材の育成を支援することによる地域データ利活用環境の向上

[No.10-4] デジタル人材育成プラットフォームの運営

- ・ Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））が求められているが、現状においては、その担い手となるデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言えず、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。
- ・ 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームにおいて、地域企業をDXを進められる人材（座学やケーススタディ教育等を経て、企業等の現場に

おける課題解決プログラムに参加した者のうち、修了した者を5年間で1,300人育成・確保する。

- ・ 地域企業のDXを進められる人材の育成を通じ、産業界全体におけるデジタル技術を活用している企業比率の向上に寄与することで、世界最先端のデジタル技術利活用社会の実現に貢献する。

KPI (進捗) : ケーススタディ教育プログラム受講者数

KPI (効果) : 現場研修プログラム修了者数 (令和8年度 (2026年度) までに1,300人育成することを旨す)

[No.10-5] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業

- ・ 大学院の閉塞性・分野の壁を打破し、高度な専門的知識のみならず、数理・データサイエンス・AI分野のスキルや国際感覚を身に付けた、今後の社会を牽(けん)引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育モデルを構築する必要がある。
- ・ そのため、専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育推進により、アカデミック・ノンアカデミックにおいて国内外で活躍できるデジタルの素養を持ち合わせた人材を育成するための取組を支援する。

KPI (進捗) : 今後の社会を牽(けん)引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育を構築した件数 (事業実施件数) (令和9年度 (2027年度) まで)

KPI (効果) : 専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育を修了した学生数 (令和9年度 (2027年度) まで)

[No.10-6] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進

- ・ 「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。
- ・ 令和2年度 (2020年度) に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが策定されたことを受け、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、大学等で実施する優れた教育プログラムを認定する制度において、令和4年度 (2022年度) からは新たに応用基礎レベルも認定対象とする。
- ・ これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の普及・展開の加速化を図り、令和7年 (2025年) までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を旨す。
- ・ デジタル人材育成プラットフォームと連携。

KPI (進捗) : 全国の大学等への普及・展開、各大学等における取組状況。

令和7年 (2025年) までに全ての大学生・高専生が数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に着けるための教育体制を整備。

KPI (効果) : 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。

令和7年 (2025年) までに対象となる全ての大学等が認定を受けけることを目指す。

[No.10-7] IT人材スキル標準の策定

- ・ 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型IT人材にとつて不足している、セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための“学び直し”を加速するための指針となる“ITSS+ (プラス)”について継続的な見直しを実施するとともに、デジタル時代に求められる新たなスキル標準について拡充を図る。
- ・ デジタル人材育成プラットフォームと連携。
- ・ IT人材スキル標準は、情報サービスを提供する人材を対象としたスキル標準であったのに対し、デジタル社会において、レベルを問わず、全ての人がデータやデジタル技術を相応に利活用できるデジタル人材になることが重要であるという考えの下、デジタル人材向けデジタルスキル標準を整備している。

KPI (進捗) : ・ ITSS+ (プラス) の改訂 (1領域以上)

・ デジタル推進人材のスキル標準の作成 (令和4年中 (2022年中))

KPI (効果) : ・ スキルの見える化によるデジタル・IT人材育成環境の向上 (令和4年度 (2022年度) 以降)

[No.10-8] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業

- ・ 情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT人材等については今後不足する見込みである。
- ・ 令和4年度 (2022年度) も人材育成の取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。
- ・ これにより、修了者数の増加を図り、1人でも多くのIT人材等を供給する。

KPI (進捗) : 本事業において開発したプログラムの受講者数 (令和4年度 (2022年度) まで)

KPI (効果) : 本事業において開発したプログラムの修了者数 (令和4年度 (2022年度) まで)

[No.10-9] 情報教育の強化・充実

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があり、これまでも、小・中・高等学校を通じて情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行い、研修用教材等を作成・周知するとともに、プログラミング教育に関する情報提供を行ってきたところ。

- 令和4年度(2022年度)には、情報活用能力調査の結果公表、情報モラル教育に関するモデル事業を通じて好事例の作成・周知、教員(指導者)向けセミナーや児童生徒向け資料の作成・周知等の取組を行う。
- これらの取組を通じて、令和2年度(2020年度)から順次実施されている新学習指導要領の着実な実施を推進する。

- KPI(進捗): 情報教育に関する研修用教材、教育実践事例集の作成
 情報モラル教育に関する指導資料の作成及びセミナーの開催
- KPI(効果): 令和2年度(2020年度)以降の新学習指導要領の円滑な実施
 授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

[No.10-10] データ関連人材育成プログラム

- 令和4年度(2022年度)で事業開始6年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に進められるようすることが必要。
- このため、令和2年度(2020年度)までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。
- これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。

- KPI(進捗): 補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比(毎年度末100%超)
- KPI(効果): 研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率(毎年度末75%超)

[No.10-11] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等

- 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度(2017年度)に新たなスキル標準の策定を開始。令和7年度(2025年度)の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。

- KPI(進捗): 情報処理安全確保支援士試験の受験者数
 KPI(効果): 令和7年度(2025年度)までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超

[No.10-12] ITとOT(制御技術)の知見を備えたセキュリティ人材の育成

- 経済産業省では、平成29年度(2017年度)から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。
- これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。

- これにより、ITとOT(制御技術)双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラにおけるセキュリティ人材の育成に取り組む。

- KPI(進捗): 産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)中核人材育成プログラム修了者の人数
 KPI(効果): 産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)中核人材育成プログラム修了者の人数

[No.10-13] 実践的サイバー防御演習(CYDER)

- セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対応能力を持つ人材育成が急務である。
- 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER)等を実施。平成29年度(2017年度)から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、令和4年度(2022年度)も集合演習を同等規模で実施する。また、令和3年度(2021年度)から開始したオンライン演習については、令和4年度(2022年度)も引き続き、実施する。
- これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。

- KPI(進捗): 集合演習の開催回数(令和4年度(2022年度)100回)
 KPI(効果): セキュリティ人材の育成数(令和4年度(2022年度)3,000人)

[No.10-14] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進

- 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。
- 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクス(CYNEX)を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」を令和3年度(2021年度)中に構築し、試験運用を開始。令和7年度(2025年度)までに確立することを目指す。
- これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

- KPI(進捗): サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤において民間企業等が開発した人材育成コンテンツ数(令和3年度(2021年度)までに1、令和4年度(2022年度)までに5)
 KPI(効果): サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数(令和7年度(2025年度)までに延べ3,000人)

[No.10-15] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

- ・ 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年3月）に基づき取り組み始めてきたものの、システムの整備・運用やセキュリティ対策のみならず、DX・BPR・データの利活用等を進めるために必要となる中核人材の更なる能力の向上が求められる。
- ・ このため、
 - ・ デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等においては、政府デジタル人材の育成を図るため、役職段階別（係員、係長など）のスキルレベルのモデルを設定し、これに応じた研修を的確に実施する。
 - ・ 各府省庁においては、研修修了者等に対し、業務経験も踏まえてスキル認定を行う。また、各府省庁、独立行政法人等の職員に対し積極的な受講を促す。
- ・ これにより、デジタル化の進展に必要な素養を有する人材を育成する。

KPI（進捗）： 各府省庁のスキル認定者数

KPI（効果）： 各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果

索引

I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現……………2

[No. 1-1] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等……………2

[No. 1-2] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備……………2

[No. 1-3] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進……………2

[No. 1-4] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進……………3

[No. 1-5] 障害者の本人理解等の簡素化……………3

[No. 1-6] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発……………4

[No. 1-7] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進……………4

[No. 1-8] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速……………5

[No. 1-9] 障害当事者参加型技術開発の推進……………5

[No. 1-10] デジタル技術を活用した郵便局による地域連携……………5

II. 国際戦略の推進……………7

[No. 2-1] 国際的なデータ流通の推進……………7

[No. 2-2] 「Trusted Web」構想の実現……………7

[No. 2-3] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報から個人情報に移転できる国際環境の構築……………8

[No. 2-4] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援……………9

[No. 2-5] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化……………9

III. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保……………11

[No. 3-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策……………11

[No. 3-2] セキュリティ標準の策定……………11

[No. 3-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築……………11

[No. 3-4] 個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信……………12

IV. 包括的データ戦略の推進……………13

[No. 4-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進……………13

[No. 4-2] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備……………13

[No. 4-3] AI・データの利用に関する適切な契約の促進……………13

[No. 4-4] オープンデータ・バイ・デザイン等の推進……………14

[No. 4-5] 地方におけるオープンデータの促進……………15

[No. 4-6] オープンデータカタログの一元的提供の推進……………15

[No. 4-7] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ活用の推進……………16

[No. 4-8] 統計データのオープン化の推進・高度化……………16

[No. 4-9] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供……………17

[No. 4-10] 泉源所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進……………17

[No. 6-12]	ICTを活用した教育サービスの充実	35
[No. 6-13]	教育データの効果的な活用推進	36
[No. 6-14]	学習者用デジタル教科書の普及促進等	36
[No. 6-15]	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	37
[No. 6-16]	罹(り)災証明のデジタル化	37
[No. 6-17]	被災者台帳管理	37
[No. 6-18]	被災者生活再建支援金手続における添付書類不変性等	38
[No. 6-19]	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	38
[No. 6-20]	AIチャットボット等の活用	39
[No. 6-21]	準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進	39
[No. 6-22]	公共安全IDの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討	39
[No. 6-23]	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	40
[No. 6-24]	Jアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	40
[No. 6-25]	自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進	40
[No. 6-26]	小型無人機(ドローン)の制度整備と社会実装の推進	41
[No. 6-27]	「デジタル交通社会推進戦略(仮称)」に基づいた取組の推進	41
[No. 6-28]	官民の保有するモビリティ関連データの連携	42
[No. 6-29]	位置情報を統一的な基準で一帯に特定する「3次元空間ID」の整備	42
[No. 6-30]	官民連携でのEUC2.0データの活用	42
[No. 6-31]	データ連携による生産・流通改革	43
[No. 6-32]	農業生産のスマート化	43
[No. 6-33]	農業情報の標準化の推進	44
[No. 6-34]	スマート農業実証プロジェクト(「スマート農業加速化実証プロジェクト」、「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実証プロジェクト」)	44
[No. 6-35]	データをフル活用したスマート水産業の推進	45
[No. 6-36]	水産流通適正化制度における電子化推進対策事業	45
[No. 6-37]	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるDXの促進	45
[No. 6-38]	農林水産省地理情報共有管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農業委員会議(林業イノベーション)の推進	46
[No. 6-39]	航空レーザー計測等による高度な森林資源情報を活用した農業集約化を実現するためのスマート林業等(林業イノベーション)の推進	46
[No. 6-40]	集約型スマートデータのオープンデータ化・高度利用促進	47
[No. 6-41]	サイバーポートの整備(港湾物流分野)	47
[No. 6-42]	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現	48
[No. 6-43]	国土交通データプラットフォーム整備	48
[No. 6-44]	フィジカルインターネットの実現	49
[No. 6-45]	連携型インフラデータプラットフォームの構築	49
[No. 6-46]	相互連携分野のデジタル化の推進	51
[No. 7-1]	取引のデジタル化	51

[No. 4-11]	ハザードマップ(災害リスク情報)のオープンデータ化	18
[No. 4-12]	指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進	19
[No. 4-13]	歩行空間における自律移動支援の推進	19
[No. 4-14]	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	19
[No. 4-15]	国家産標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	20
[No. 4-16]	農業関係情報のオープンデータ化の推進	21
[No. 4-17]	基盤となる地理空間情報等の整備・提供	21
[No. 4-18]	ポリング柱状図データ(土質調査結果含む)の公開の促進	21
[No. 4-19]	土地情報連携の高度化	22
[No. 4-20]	地理空間情報(空間情報)の流通基盤の整備等	22
[No. 4-21]	不動産関連データの連携基盤となる不動産ID(共通番号)のルール整備	23
[No. 4-22]	i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	23
[No. 4-23]	気象情報の利活用の促進	24
[No. 4-24]	海外安全情報のデータ公開と活用の促進	24
[No. 4-25]	海データのデータ連携の推進	24
[No. 5-1]	国民に対する行政サービスのデジタル化	26
[No. 5-2]	金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進	26
[No. 5-3]	マイナンバーポイント施策の推進	26
[No. 5-4]	医療保険のオンライン資格確認の拡大	27
[No. 5-5]	運転免許証とマイナンバーカードの一体化	27
[No. 5-6]	スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実証	27
[No. 5-7]	国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	28
[No. 5-8]	コンビニ交付サービスの導入推進	28
[No. 5-9]	子育て・介護ワンストップの推進	29
[No. 5-10]	引越ワンストップサービスの推進	29
[No. 6-1]	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	30
[No. 6-2]	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	30
[No. 6-3]	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	31
[No. 6-4]	「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)に係る情報の充実、医療等分野における識別子(ID)の導入	31
[No. 6-5]	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	32
[No. 6-6]	匿名加工医療情報の利活用の推進	33
[No. 6-7]	予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	33
[No. 6-8]	ICt等を用いた遠隔診療の推進	33
[No. 6-9]	高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進	34
[No. 6-10]	児童生徒1人1台端末の整備	34
[No. 6-11]	次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進	35

[No. 7-2]	電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組	51
[No. 7-3]	デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進	51
[No. 7-4]	スマートシティモデルプロジェクトの推進	52
[No. 7-5]	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	52
Ⅷ. 産業のデジタル化		
[No. 8-1]	ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実	54
[No. 8-2]	地域企業のDX推進	54
[No. 8-3]	産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	55
[No. 8-4]	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの改善と観光需要の創出等	55
[No. 8-5]	観光分野におけるデジタル実装	56
Ⅹ. デジタル社会を支えるシステム・技術		
[No. 9-1]	マイナポータル継続的改善	57
[No. 9-2]	ガバメントクラウドの整備	57
[No. 9-3]	ガバメントソリューションサービスの整備	58
[No. 9-4]	5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底	58
[No. 9-5]	独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進	59
[No. 9-6]	独立行政法人の情報システムの棚卸	59
[No. 9-7]	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	60
[No. 9-8]	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	60
[No. 9-9]	国務情報システムに係るプロジェクトの推進	61
[No. 9-10]	国務地方府連絡の推進	61
[No. 9-11]	社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進	62
[No. 9-12]	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	63
[No. 9-13]	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	63
[No. 9-14]	警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化	64
[No. 9-15]	港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化	64
[No. 9-16]	交通管制の高度化に関する調査研究	65
[No. 9-17]	投票障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進	65
[No. 9-18]	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	66
[No. 9-19]	インターネットトラヒック流通効率化等の促進	66
[No. 9-20]	Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	67
[No. 9-21]	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	67
[No. 9-22]	データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現	68
[No. 9-23]	最先端スーパーコンピュータ等の運用	68
[No. 9-24]	研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム	68
[No. 9-25]	第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施	69
[No. 9-26]	Beyond 5G研究開発促進事業	69

[No. 9-27]	グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発	69
[No. 9-28]	革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進	70
[No. 9-29]	人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	70
[No. 9-30]	認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発	70
[No. 9-31]	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	71
[No. 9-32]	高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピュータの技術開発事業	71
[No. 9-33]	リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発	72
[No. 9-34]	光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)	73
[No. 9-35]	経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる限り耐性型汎用量子コンピュータの実現（ムーンショット型研究開発制度 目標6）	73
[No. 9-36]	量子暗号通信網構築のための研究開発	73
[No. 9-37]	データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備	74
[No. 9-38]	マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築	74
[No. 9-39]	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	75
[No. 9-40]	科学技術イノベーション・システムの構築	75
Ⅺ. デジタル社会のライフスタイル・人材		
[No. 10-1]	テレワークの普及	77
[No. 10-2]	シェアリングエコノミーサービスの普及	77
[No. 10-3]	地域のデータ活用推進のための地域人材の育成	78
[No. 10-4]	デジタル人材育成プラットフォームの運営	78
[No. 10-5]	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	79
[No. 10-6]	教員・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進	79
[No. 10-7]	IT人材スキル標準の策定	80
[No. 10-8]	Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業	80
[No. 10-9]	情報教育の強化・充実	80
[No. 10-10]	データ関連人材育成プログラム	81
[No. 10-11]	IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等	81
[No. 10-12]	ITと0T（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成	81
[No. 10-13]	実践的サイバー防御演習（CYDER）	82
[No. 10-14]	産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進	82
[No. 10-15]	政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進	83

本計画とデジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項との対応関係

本計画と、デジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項である、

- ① デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針（第1号）
- ② 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第2号）
- ③ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第3号）
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第4号）
- ⑤ 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第5号）
- ⑥ 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第6号）
- ⑦ 経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第7号）
- ⑧ 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第8号）
- ⑨ 生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第9号）
- ⑩ 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第10号）
- ⑪ 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第11号）
- ⑫ 公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第12号）
- ⑬ 特定公共分野（サービス・多様化及び質の向上）におけるサービス・多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第13号）
- ⑭ サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第14号）
- ⑮ 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項（第15号）との関係を、以下示す。

	項目名	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
第1号	はじめに ～重点計画の目的～	○														
第2号	デジタルにより目指す社会の姿	○			○											
第3号	司令塔としてのデジタル序の役割	○														
第4号	デジタル社会の形成のための基本原則	○	○		○	○					○					
第5号	デジタル社会の形成に向けた理念・原則	○														
	1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現															
	2. デジタル社会形成のための基本原則															
	3. BPRと規制改革の必要性															
	4. クラウド・バイ・デフォルト原則															
	1. デジタル社会の実現に向けた構造改革															
	2. デジタル田園都市国家構想の実現						○	○								
	3. 国際戦略の推進															○
	4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保														○	
	5. 包括的データ戦略の推進												○		○	
	6. デジタル産業の育成															
	7. Web3.0の推進															

第6 デジタル社会の実現に向けた施策	3. 規制改革								
	4. 産業のデジタル化	(1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組							
		(2) 中小企業のデジタル化の支援							
	5. デジタル社会を支えるシステム・技術	(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション							
		(1) 国の情報システムの刷新							
		(2) 地方の情報システムの刷新							
6. デジタル社会のライフスタイル・人材	(3) デジタル化を支えるインフラの整備								
	(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進								
第7 今後の推進体制	冒頭	(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換							
		(2) デジタル人材の育成・確保							
	施策集								
		I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現							
		II. 国際戦略の推進							
		III. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保							
		IV. 包括的データ戦略の推進							
		V. 国民に対する行政サービスのデジタル化							
		VI. 雅公共分野のデジタル化の推進							
		VII. 相互連携分野のデジタル化の推進							
VIII. 産業のデジタル化									
IX. デジタル社会を支えるシステム・技術									
X. デジタル社会のライフスタイル・人材									

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

目次

I	行政手続のデジタル化	1
1.	情報システムの整備に関する基本的な考え方	1
(1)	利用者中心の行政サービスの実現等	1
(2)	費用対効果の精査	2
(3)	クラウドサービスの利用	2
2.	情報システムの整備	2
2.1	行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備	2
(1)	国の行政手続の原則オンライン化	2
(2)	地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一 的な整備	4
2.2	添付書類の省略に係る情報システム整備	4
2.3	行政手続の省路に更なる利便性の向上に係る情報システム整備	8
3.	情報システムの整備に当たり講ずべき施策	10
(1)	業務改革（BPR）の実施	10
(2)	行政機関等による情報システムの共用の推進	12
(3)	データの標準化・APIの整備	13
(4)	情報セキュリティ対策・個人情報情報の適正な取扱い等	15
(5)	デジタルデバйдの是正	15
(6)	国民等への広報	15
(7)	KPIの設定	16
※II	～IVについて	17
II	オンライン化等を実施する行政手続等	19
1.	国民等、民間事業者等と国等との間の手続	19
1.	独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）	19
2.	金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務 省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）	20

3.	国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省）	25
4.	恩給関係請求手続（◎総務省）	27
5.	電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）	28
6.	電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）	29
7.	在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）	33
8.	在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）	34
9.	登録支援機関関係手続（◎法務省）	35
10.	司法試験及び司法試験予備試験の出願申請（◎法務省）	36
11.	在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）	37
12.	在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）	40
13.	旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）	41
14.	APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）	43
15.	地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外 務省）	44
16.	死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省、総務省）	45
17.	中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）	46
18.	医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）	47
19.	医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）	48
20.	医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省）	51
21.	技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	52
22.	国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）	53
23.	生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）	54
24.	漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）	55
25.	肥料登録申請等（◎農林水産省）	56
26.	農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）	57
27.	家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）	58
28.	アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）	59
29.	揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）	63
30.	経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）	67
31.	事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）	68
32.	地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）	69
33.	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請（◎経済産業省、デジ タル庁）	70
34.	電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）	71
35.	特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）	74

36.	特許庁における書面手続のデジタル化 (◎経済産業省、デジタル庁)	76
37.	化学兵器禁止法に基づく届出 (◎経済産業省)	77
38.	経営革新計画の承認手続 (◎経済産業省、デジタル庁)	79
39.	技術検定試験受験申請 (◎国土交通省)	80
40.	建設関連業者の登録申請 (◎国土交通省)	81
41.	建設業許可、経営事項審査関係手続 (◎国土交通省)	82
42.	航空従事者技能証明の申請等 (◎国土交通省)	83
43.	航空法に基づく申請等 (◎国土交通省)	84
44.	自動車保有関係手続等 (◎国土交通省、デジタル庁)	86
45.	住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出 (◎国土交通省)	87
46.	宅地建物取引業免許等関係手続 (◎国土交通省)	88
47.	特定改造等の許可の申請 (◎国土交通省)	89
48.	特定車両停留施設における停留許可関係手続 (◎国土交通省)	90
49.	汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続 (◎国土交通省)	91
50.	PSカード申請手続 (◎国土交通省)	96
51.	無人航空機関係手続 (◎国土交通省)	97
52.	石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務 (◎環境省)	99
53.	犬猫へのマイクログロブリン装着義務化に係る情報登録 (◎環境省)	100
54.	外来生物法に基づく各種手続等 (◎環境省、農林水産省)	101
55.	環境法令に基づく各種届出等 (◎環境省)	103
56.	建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等 (◎環境省)	104
57.	J-クレジット制度における手続 (◎環境省)	105
58.	防衛施設建設工事申請 (◎防衛省)	106
59.	中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続 (◎防衛省)	107
60.	陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続 (◎防衛省)	108

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

61.	特定非営利活動促進法関係手続 (◎内閣府)	109
62.	遺失物関係手続 (◎警察庁)	113
63.	警察における行政手続 (◎警察庁)	114
64.	消防法令における申請・届出等 (◎総務省)	116
65.	指定難病等の医療費支給認定の申請 (◎厚生労働省)	120
66.	医療法人の事業報告書等の届出 (◎厚生労働省)	121
67.	事業主健診に関する記録の提供 (◎厚生労働省)	122
68.	家畜人工授精所の運営状況報告手続 (◎農林水産省)	123

III 添付書類の省略を実施する行政手続

124

1. 登記事項証明書の添付省略

(1)	法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築 (◎法務省、デジタル庁)	124
(2)	登記事項証明書(商業法人)の添付を省略する手続	125
69.	供託の申請、供託物の払渡請求等の手続 (◎法務省)	125
70.	食品衛生営業許可申請等 (◎厚生労働省、デジタル庁)	126
71.	農林水産省共通申請サービス (eMAFF) を活用する手続 (◎農林水産省)	127
72.	経営革新等支援機関等の認定等申請手続 (◎経済産業省、デジタル庁)	128
73.	建設関連業者の登録申請 (◎国土交通省)	129
74.	建設業許可関係手続 (◎国土交通省)	130

2. 戸籍簿本等の添付省略

(1)	情報連携等の仕組みの構築 (◎法務省)	131
-----	---------------------	-----

3. 納税証明書の添付省略

75.	物品・役務に係る競争入札参加資格申請 (◎デジタル庁)	132
76.	建設業許可、経営事項審査関係手続 (◎国土交通省)	133

4. その他の書類の添付省略

77.	輸出証明書の発行申請 (◎農林水産省、厚生労働省)	134
-----	---------------------------	-----

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

135

1. オンライン化の共通基盤

78.	e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応 (◎デジタル庁)	135
79.	法人向けの行政手続のデジタル化 (◎デジタル庁)	135
80.	マイナンバーの機能の拡充 (◎デジタル庁)	136

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

81.	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化 (◎内閣府、デジタル庁)	137
82.	拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上 (◎内閣府)	137
83.	自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上 (◎警察庁)	137
84.	金融分野における手続の電子化 (◎金融庁)	138
85.	政府調達手続の利便性の向上 (◎デジタル庁)	138
86.	令和6年全国国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	138

87.	行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上 (◎総務省)	139
88.	無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化 (◎総務省、デジタル庁)	139
89.	令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	139
90.	令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	139
91.	令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	140
92.	政治資金関係申請等の利便性向上 (◎総務省)	140
93.	登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上 (◎法務省、デジタル庁)	140
94.	国税関係手続における自己情報のオンライン確認 (◎財務省、デジタル庁)	140
95.	高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等 (◎文部科学省、デジタル庁)	141
96.	「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性向上 (◎厚生労働省)	141
97.	日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付 (◎厚生労働省)	141
98.	労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上 (◎厚生労働省)	141
99.	品種登録のオンライン出願の利便性向上等 (◎農林水産省)	142
100.	外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大 (◎経済産業省)	143
101.	確認を受けた新規化学物質に係る報告 (◎経済産業省)	143
102.	経営力向上計画の認定申請の利便性向上 (◎経済産業省、デジタル庁)	143
103.	産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上 (◎経済産業省)	143
104.	特定技能外国人材(製造3分野)ポータルサイトの利便性向上 (◎経済産業省)	144
105.	建設関連業者の登録申請における利便性向上 (◎国土交通省)	144
106.	構造方法等の認定申請の利便性向上 (◎国土交通省)	144
107.	自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上 (◎国土交通省)	144
108.	審査・リコール課個別業務システムの利便性向上 (◎国土交通省)	145
109.	船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上 (◎国土交通省)	145
110.	船舶の電子証書の交付による利便性向上 (◎国土交通省)	145
111.	賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上 (◎国土交通省)	145
112.	道路占用許可申請手続の利便性向上 (◎国土交通省)	146
113.	特殊車両通行手続の利便性向上 (◎国土交通省)	146
114.	建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上 (◎国土交通省)	146
115.	温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上 (◎環境省)	146

3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続..... 147

116.	住民税の特別徴収税額通知の電子化等 (◎総務省)	147
117.	食品衛生営業許可申請等の利便性向上 (◎厚生労働省、デジタル庁)	147

4. その他..... 147

118.	国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上 (◎デジタル庁)	147
119.	国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化 (◎デジタル庁)	147
120.	震度情報ネットワークシステムの機能強化 (◎総務省)	148
121.	被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化 (◎総務省)	148
122.	文部科学省が保有する教育データの研究目的の賞与に係る手続の利便性向上 (◎文部科学省)	148

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続..... 149

1 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、IIからIVまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する¹。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。デジタル庁及び内閣府は連携して、新たにオンライン化することとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、行政手続における書面・押印・対面の抜本的見直しが行なわれた結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が令和7年（2025年）末までにオンライン化する方針が示された。各府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。あわせて、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行う。また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

- (1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのもの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省庁は、情報システム整備方針において定めるサービス設

計12箇条に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省庁は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デファルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせた設計思想に基づいた整備を推進する。

2. 情報システムの整備

2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省庁は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

¹ 令和3年（2021年）12月24日から令和9年（2027年）3月31日までをこの計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法がレベルB又はC（同ガイドライン表3—3参照）と整理された手続については、デジタル庁が提供する事業者向けの共通的な認証システムであるGビズIDを利用できる。各府省庁は原則これを利用することを検討する。

なお個人事業主については、令和4年度（2022年度）以降システム整備が完了次第、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認に移行する。

電子署名については法務省が商業登記電子証明書を法人に提供しているが、現行のソフトウェアをダウンロードして活用するローカル署名方式から、クラウドを利用したリモート署名方式へのシステム見直しを進めることで法人の電子署名に関する利便性向上を目指す。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料等の支払が必要な場合は、クレジットカード、QRコード、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用したインターネットバンキングなどによる支払のオンライン化を実現する。

REPSの活用にあたっては、REPSと連携する汎用受付システムが整備されていない府省庁において、同一府省庁内にREPSと連携している情報システムがある場合は、当該情報システムの共用を検討する。また、デジタル庁は政府共通のREPS連携機能をe-Govにおいて整備する等、REPSの活用に係る効率的な在り方を検討し、各府省庁はその検討を踏まえて、e-Govの当該機能を活用することを検討する。

また、手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、各府省庁は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、Ⅱに掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備を進める。各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定し、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省庁自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省庁が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約9割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効

果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

各府省庁は、中長期的な計画等において、オンライン化の検討状況を示し、デジタル庁は、デジタル手続法に基づき、行政手続等の棚卸調査において、各府省庁の協力を得つつ、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドユーザーの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

なお、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、規制改革推進会議が示した基準及び各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組む。

2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省庁や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省庁において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、Ⅲに掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省庁の手続における当

該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組について示す。

デジタル庁は、毎年度、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書（商業法人）は、法人の实在等を証明することを目的として、年間約1,500万件（令和2年（2020年））が発行されており²、法令に基づく約1,900種類以上³の国の行政手続において添付を求めている。また、登記事項証明書（不動産）は、土地・建物の所有権等を証明することを目的として、年間約3,400万件（令和2年（2020年））が発行されており、法令に基づく約270種類以上の国の行政手続において添付を求めるととなっている。

各府省庁は、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号（名称）及び本店（主たる事務所）の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することと、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号（名称）、本店（主たる事務所）及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求めるとなっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業法人及び不動産）を確認することも、省略が可能である。これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」⁴に基づき、登記情報（商業法人及び不動産）について、令和2年（2020年）10月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始している。

令和2年（2020年）3月31日時点では、登記事項証明書の添付を求めるとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書（商業法人）について約1,700種類、登記事項証明書（不動産）について約240種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、令和3年（2021年）10月末時点で、登記事項証明書（商業法人）では824種類、登記事項証明書（不動産）では53種類の手続となっている。このように、添付書類の省略の実現までに至っていない手続が多数あることから、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報連携の利用の促進に係る働きかけを継続するとともに、各府省庁は、

² 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

³ 令和2年度（2020年度）の行政手続等・行政保有データ（行政手続等関連）の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値であり、実際に登記事項証明書が必要となるのはこのうちの一部である。以下の各添付書類についても同様である。

⁴ 平成28年10月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

順次、添付書類の省略の実現に向けて必要な情報システムの整備等に取り組み。なお、令和4年度（2022年度）中に、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に加え、申請等に関する訓令や通達等の内規の規定において添付を求めている手続も、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、登記情報の提供が可能であると認められる限りにおいて 登記情報連携の利用対象とする予定である。

また、デジタル庁と法務省は、令和4年度（2022年度）から一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用をPoC（概念的実証実験）として活用し、令和5年度（2023年度）までに、利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施する。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約4,000万件（令和2年（2020年））が発行されており⁵、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めるとなっている。

令和元年（2019年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、令和6年（2024年）3月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。マイナンバー法に規定される事務を所管する各府省庁は、確認すべき事項に係る情報を入力でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、令和6年（2024年）3月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

この戸籍電子証明書の仕組みを活用して、戸籍謄本等の添付を求めるとする行政手続のうち、法令に基づく約20種類の国の行政手続において、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところ、法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省庁と連携し、戸籍謄本抄本の添付を求めるとする行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約6,000万件（令和2年（2020年））が発行されており、法令に基づく約900種類以上の国の行政手続において提出を求めるとなっている。

各府省庁は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本4情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面

⁵ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「20—41—7 法務局及び地方方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約200種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省庁は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約100種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約20種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約80種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入力できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性を証明することを目的として、年間約1,400万件（令和2年（2020年））が発行されており⁶、法令に基づく約140種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約20種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約100種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入力できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約170種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約10種類、添付書類に係る情報を入力できれば省略可能とする行政手続は約150種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、

令和4年度（2022年度）から、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が順次開始されるよう、検討を進めている。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約2,400種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約60種類、添付書類に係る情報を入力できれば省略可能とする手続は約2,000種類となっている。

定款等の提出については、スキヤン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約7,000種類以上となっている。当該書面の提出については、スキヤン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省庁は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、デジタル庁は、行政機関を中心とする法人データの連携基盤であるGビズコネクトについて、令和4年度（2022年度）以降、府省庁や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

Gビズコネクトは、情報システム間の法人データ連携を円滑にし、手続の添付書類省略や、ワンスオンリーの実現を促進する仕組みである。

各府省庁は、Gビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討する。

2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IVの行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、これらの手続について、中長期的な計画において、より詳細な取組内容について示す。

⁶ e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

また、各府省庁は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、中長期的な計画において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

平成30年(2018年)における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォン保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に時間の制約を受けることのないように、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、ヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能(利用者証明用電子証明書)、法人や個人事業主向けの行政手続におけるG Biz IDの活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるように、初期設定に必要な専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力の簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用したQ&A対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすいUI・UXによる申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行うとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保することを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

3. 情報システムの整備に当たり講ずべき施策

(1) 業務改革(BPR)の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省庁は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続を始めとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革(BPR)を行うに当たっては、利用者から見たエンドユーザーで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報(添付書類又は申請書等の記載事項)をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例え

ば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるために行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求められている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ. 行政手続の利便性向上等

各府省庁は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後には必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効果的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返し申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載した Q&A 集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革 (BPR) の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務における AI や RPA (Robotic Process Automation) 等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省庁は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省庁の汎用受付システム、各府省庁固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省庁に既存の汎用受付システムや各府省庁固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、マイナポータルや e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、ガバナメントクラウドや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルやe-Gov等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、APIの共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・APIの整備

各府省庁は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、APIの整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省庁は、標準ガイドライン群に定める政府相互運用性フレームワーク（GIF）、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

(a) 基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、GIFを適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

(b) データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されているJIS X 0213を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

(c) データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」⁷を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータ管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省庁は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらには、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省庁は、「API導入実践ガイドブック」⁸等を参照するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形でのAPIの整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

(a) API利用者にとって使いやすい環境の整備

提供するAPIの活用を進めるため、API仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士やAPI提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API導入時における利用者によりやすい情報提供

API導入時における利用者の利便性向上のため、民間にAPIを公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠したAPIの設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のためのAPIのアクセス管理

APIの提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者へのAPI仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のためのAPI導入後の監視

APIの導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) APIの仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

APIの仕様変更・廃止を行う場合には、API利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

⁷ 平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

⁸ 平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

各府省庁は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、以下に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の適正な取扱い等

令和4年(2022年)4月以降に順次施行されるデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる。

ウ. 業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

(5) デジタルデバйдの是正

各府省庁は、高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバйдの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトににおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省庁は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護を始めとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバйд対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストラーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。

各府省庁は、行政手続のデジタル化に当たり、オンライン利用率など、実現する行政サービスの内容に応じて適切なKPIを情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などのKPIを行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

※Ⅱ～Ⅳについて

1 各項目の掲載順について
原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

2 Ⅱ及びⅣの小分類について
以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

Ⅱ

- 1 国民等、民間事業者等国等との間の手続
手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。
- 2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続
手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。
- 3 その他

上記のほか、行政機関等において行われる手続に係る項目を掲載。

Ⅳ

- 1 オンライン化の共通基盤
複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

2～4

Ⅱ 1～3と同様。

3 Ⅱ及びⅢの各項目内の対象手続一覧について
令和2年度(2020年度)の行政手続等の棚卸調査結果(令和3年3月31日内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室公表、同年4月2日更新)等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

(1) 手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

(2) 根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「―」を記載している。

(3) 手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

(ア) 申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

(イ) 申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(ウ) 申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で經由先を記載しているものは、法令上、当該經由先を經由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に記載されていない手続には、「―」を記載している。

4 各項目の記載内容について

Ⅱには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI及びその目標値を設定している。

II オンライン化等を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 独占禁止法等に基づく手続 (©公正取引委員会)

企業結合審査に係る手続、独占禁止法違反事件審査に係る手続及び下請法違反事件に係る手続等 (具体的な手続については今後検討する。) については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、必要に応じて令和4年度 (2022年度) に予定している公正取引委員会ホームページペーシシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を図る。

KPI : 令和4年度 (2022年度) までにオンラインによる受付を可能とした手続のうち、オンラインによる受付の割合 (令和5年度 (2023年度)) : 30%

ち、オンラインによる受付の割合 (令和5年度 (2023年度)) : 30%

2. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答 (©デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
検査に関する資料提供等	金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第26条第1項	申請等に基づかない処分等	国	国民又は事業者等	—
課徴金調査に関する資料提供等	同法第177条第1項第1号及び第2項	申請等に基づかない処分等	国	国民又は事業者等	—
課徴金納付命令の執行に関する資料提供等	同法第185条の15第3項	申請等に基づかない処分等	国	国民又は事業者等	—
192条申立てに必要な調査に関する資料提供等	同法第187条第1項第1号	申請等に基づかない処分等	国	国民又は事業者等	—
犯助事件の調査に関する資料提供等	同法第210条第2項	申請等に基づかない処分等	国	国民又は事業者等	—
捜査に関する資料提供等	刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) 第197条第2項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第29条第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	4649
道府県民税に関する質問検査権	地方税法 (昭和25年法律第226号) 第26条第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—
事業税に関する質問検査権	同法第72条の7第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—
不動産取得税に関する質問検査権	同法第73条の8第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—
道府県たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の7第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	同法第77条第1項	申請等に基づかない処分等	地方等	国民又は事業者等	—

軽油引取税に関する質問検査権	同法第144条の11第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
自動車税に関する質問検査権	同法第151条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
都区税に関する質問検査権	同法第188条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
道府県法外普通税に関する質問検査権	同法第204条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
市町村民税に関する質問検査権	同法第208条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
固定資産税に関する質問検査権	同法第353条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
軽自動車税に関する質問検査権	同法第448条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
市町村たばこ税に関する質問検査権	同法第470条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
船運税に関する質問検査権	同法第525条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
特別土地保有税に関する質問検査権	同法第588条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
市町村法外普通税に関する質問検査権	同法第674条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
狩猟税に関する質問検査権	同法第700条の59第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
入湯税に関する質問検査権	同法第701条の5第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—

事業所税に関する質問検査権	同法第701条の35第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
水利地益税等に関する質問検査権	同法第707条第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
法外目的税に関する質問検査権	同法第733条の4第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第89条	申請等に基づかない処分知等	独立行政機関等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第100条の2第5項	申請等に基づかない処分知等	独立行政機関等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の2第1項	申請等に基づかない処分知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法(昭和34年法律第141号)第95条	申請等に基づかない処分知等	独立行政機関等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第108条第1項	申請等に基づかない処分知等	独立行政機関等	国民等又は民間事業者等	—
滞納処分に関する質問検査権	国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	—
所得税等に関する質問検査権	国税通則法(昭和37年法律第66号)第74条の2第1項	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	59094
法人税又は地方方法人税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	59096
相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	同法第74条の3第1項	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	同法第74条の4第3項	申請等に基づかない処分知等	国	国民等又は民間事業者等	—

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の5第1号	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59105
揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	同法第74条の5第2号	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	同法第74条の5第3号	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	同法第74条の5第4号	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59108
国際観光旅客税に関する質問検査権	同法第74条の5第5号	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	—
航空機燃料税に関する質問検査権	同法第74条の6第1項	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	59111
犯罪事件の調査に関する資料提供等	同法第131条第2項	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	介護保険法(平成9年法律第123号)第203条第1項	申請等に基づかない処分処法等	地方等	国民等又は事業者等	—
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会社における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第19条第1項	申請等に基づかない処分処法等	国	国民等又は事業者等	—

(2) 取組内容

(1)に記載した49手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。令和元年(2019年)11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会(事務局:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、金融庁)において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

3. 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
登録の申請	税理士法（昭和26年法律第237号）第21条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	58692
薬剤師免許の申請	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条	申請等	国民等	国	51178
登録の申請	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の5	申請等	国民等	民間事業者等	50008
臨床工学技士の免許の申請	臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条	申請等	国民等	国	48065
義肢装具士の免許の申請	義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条	申請等	国民等	国	47488
介護支援専門員の登録申請	介護保険法第69条の2第1項	申請等	国民等	地方等	110243
保育士の登録申請	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第16条	申請等	国民等	地方等	51380
栄養士免許の申請	栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第1項	申請等	国民等	地方等	109682
管理栄養士免許の申請	同令第1条第2項	申請等	国民等	国	48820
医師免許の申請	医師法施行令（昭和28年政令第382号）第3条	申請等	国民等	国	47344
歯科医師の免許の申請	歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）第3条	申請等	国民等	国	47660
診療放射線技師の免許の申請	診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第1条の2	申請等	国民等	国	47822
保健師、助産師、看護師の免許の申請	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第1条の3第1項	申請等	国民等	国	47970
検査師免許の申請	同令第1条の3第2項	申請等	国民等	地方等	47792
歯科技工士の免許の申請	歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第1条の2、第7条の2	申請等	国民等	国	47689
臨床検査技師の免許の申請	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第1条	申請等	国民等	国	48046

理学療法士又は作業療法士の免許の申請	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第1条	申請等	国民等	国	48036
視能訓練士の免許の申請	視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第1条	申請等	国民等	国	47642
税理士試験受験願書	税理士法施行規則（昭和26年省令第55号）第2条の4第1項	申請等	国民等	国	57215
社会福祉士の登録申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年省令第49号）第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	48246
介護福祉士の登録申請	同規則第26条において補用する第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	48102
歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法施行規則（昭和64年省令第46号）第1条の3、第10条	申請等	国民等	国	47681
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年省令第19号）第1条の3、第9条	申請等	国民等	国	47325
救急救命士免許の申請	救急救命士法施行規則（平成3年省令第44号）第1条の3、第9条	申請等	国民等	国	47518
柔道整復師免許の申請	柔道整復師法施行規則（平成4年省令第302号）第1条の3、第9条	申請等	国民等	国	109521
精神保健福祉士の登録申請	精神保健福祉士法施行規則（平成10年省令第11号）第11条	申請等	国民等	独立行政法人等	48076
言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法施行規則（平成10年省令第74号）第1条の3第1項、第9条	申請等	国民等	国	119039
公認心理師の登録申請	公認心理師法施行規則（平成29年省令第3号）第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	217090

(2) 取組内容

(1) に記載した28手続については、現状、主に書面で行われているが、令和5年度（2023年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の開発・構築を行い、令和6年度（2024年度）に可能なものからオンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーの機能等によりマイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI：(案) 国家資格等情報連携・活用システム（仮称）上の資格登録者数（令和5年度（2023年度）までに設定）

4. 恩給関係請求手続 (◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
恩給の失権時給与金の請求	恩給法(大正12年法律第48号)第10条ノ2第2項	申請等	国民等	国	11992
恩給請求(扶助料請求(転給)及び傷病恩給請求を除く)	恩給給与規則(大正12年勅令第389号)第1条	申請等	国民等	国	11991
傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11993
扶助料請求(転給)〈普通扶助料〉	同規則第6条	申請等	国民等	国	11994
扶助料請求(転給)〈公務関係扶助料〉	同上	申請等	国民等	国	11995
恩給受給者の改氏名届	同規則第38条	申請等	国民等	国	11997
旧軍人の退職当時の都道府県を理由する恩給請求(傷病恩給を除く)〈初めて請求〉	恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)第2条	申請等	国民等	国	11977
旧軍人の退職当時の都道府県を理由する恩給請求(傷病恩給を除く)〈改定請求〉	同上	申請等	国民等	国	11978
旧軍人の退職当時の都道府県を理由する傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11979

(2) 取組内容

(1)に記載した9手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、令和2年(2020年)12月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給(未支給金を含む。)の請求及び恩給受給者の改氏名届に係る手続については、戸籍謄本等の提出を求めているが、今後予定されている戸籍情報の電子的取得の仕組みの整備状況や恩給受給者数、システム改修に要する経費などを精査・検討し、令和7年(2025年)末までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

KPI: オンラインによる届出・申請の割合(令和7年度(2025年度):20%)

5. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告 (◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
媒介等の業務の届出	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第73条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	112187
媒介等の業務の変更届出	同法第73条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	112188
媒介等の業務の承継届出	同法第73条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	112189
媒介等の業務の廃止届出	同法第73条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	112190
媒介等の業務の解散届出	同法第73条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	112191

(2) 取組内容

(1)に記載した媒介等の業務に係る各種届出については、現状、書面のみで行われているが、令和3年(2021年)7月から販売代理店DBシステムの改修に着手しており、令和4年度(2022年度)からオンラインによる届出を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)については、令和2年(2020年)10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和3年(2021年)9月から添付の省略を実現したところであり、その他の添付書類についても添付を省略することを検討する。

KPI: オンラインによる届出の割合(令和4年度(2022年度)末:50%)

6. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等 (◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の受 け手	手続 ID
高周波利用設備の設置許可の申請	電波法(昭和25年法律第131号)第100条第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112221
高周波利用設備の承継の届出	同法第100条第4項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112222
高周波利用設備の廃止の届出	同上	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112224
高周波利用設備の設置許可の変更等の手続	同法第100条第5項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112228
高周波利用設備の許可状の訂正の申請	同上	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112226
一般放送の業務の登録	放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項	申請等	民間事業者等	国	10927
一般放送の業務の開始の届出	同法第129条第1項	申請等	民間事業者等	国	—
登録一般放送業務休止変更届出書	同法第129条第2項	申請等	民間事業者等	国	—
登録一般放送の業務の休廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	107918
登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	同法第130条第1項	申請等	民間事業者等	国	10928
登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書	同法第130条第4項	申請等	民間事業者等	国	—
一般放送の業務の開始の届出	同法第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	10930
一般放送の設置及び業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	—
有線電通設備を要さない一般放送業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	—
一般放送の設備設置及び業務開始届変更届	同法第133条第2項	申請等	民間事業者等	国	—
一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	10931

一般放送事業者の地位の承継の届出	同法第134条第2項	申請等	民間事業者等	国	10932
一般放送の業務の廃止の届出	同法第135条第1項	申請等	民間事業者等	国	10933
一般放送の設備及び業務廃止届	同上	申請等	民間事業者等	国	—
一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	同法第135条第3項	申請等	民間事業者等	国	10934
有線電通通信設備の設置の届出	有線電通通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	11659
有線電通通信設備の設置の変更の届出	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	11661
電気通信番号使用計画の認定の申請	電気通信事業法第50条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	—
電気通信番号使用計画の変更認定の申請	同法第50条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	—
電気通信番号使用計画の変更の届出	同法第50条の6第3項	届出等	民間事業者等	国	—
電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつた旨の届出	同上	届出等	民間事業者等	国	—
電気通信事業の登録	同法第9条	申請等	民間事業者等	国	11619
電気通信事業の登録の更新	同法第12条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	11620
電気通信事業の変更の登録	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	11621
電気通信事業の変更の届出	同法第13条第4項	申請等	民間事業者等	国	11665
電気通信事業の届出	同法第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	11719
届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出	同法第16条第2項	申請等	民間事業者等	国	11720
電気通信事業の変更の届出	同法第16条第3項	申請等	民間事業者等	国	11721
電気通信事業者の地位の承継の届出	同法第17条第2項	申請等	民間事業者等	国	11666

電気通信事業の休止又は廃止の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	国	11667
電気通信事業者たる法人の解散の届出	同法第18条第2項	申請等	民間事業者等	国	11668
認定電気通信事業の開始の届出	同法第120条第4項	申請等	民間事業者等	国	11673
営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出	同法第165条第1項	申請等	地方等	国	11685
電気通信役務・役員の変更の報告	同法第166条第1項	申請等	民間事業者等	国	11687
再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書	放送法施行規則(昭和25年電波監視委員会規則第10号)第164条	申請等	民間事業者等	国	—
再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書	同規則第164条	申請等	民間事業者等	国	—
一般放送事業者の事業計画書の変更届出	同規則第170条第1項	申請等	民間事業者等	国	10938
高周波利用設備の現状を示す証明書種類の申請	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第45条の3第2項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	—
高周波利用設備の型式の指定の申請	同規則第46条第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112231
高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請	同規則第46条の3第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	—
高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出	同規則第46条の3第4項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112235
高周波利用設備の型式確認の届出	同規則第46条の8第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112242
高周波利用設備の許可状の再交付の申請	無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)第28条の2第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	112227
有線電気通信設備の廃止の届出	有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)第5条	申請等	民間事業者等	国	11633
電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第39条	申請等	国民等	国	—
電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請	同規則第42条第1項	申請等	国民等	国	—
工事担任者資格者証の交付の申請	工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第37条	申請等	国民等	国	—

工事担任者資格者証の再交付の申請	同規則第40条第1項	申請等	国民等	国	—
無線従事者免許証の交付の申請	無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)第46条第1項	申請等	国民等	国	—
無線従事者免許証の再交付の申請	同規則第50条	申請等	国民等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した電波法(無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。)、電気通信事業法(電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。)、及び放送法(有線一般放送に限る。))に係る55手続については、現状、書面で行われているが、電気通信行政情報システムの改修に着手し、令和5年度(2023年度)から順次、e-Govを窓口とするオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合(令和5年度(2023年度)中に設定)

7. 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
在留資格認定証明書の交付	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条の2第1項	申請等に基づく処分通知	国	国民等	12966

(2) 取組内容

(1)に記載した在留資格認定証明書の交付については、現状、紙媒体で交付しているところ、令和4年度(2022年度)中に、電子ファイルなど電磁的記録による交付の実現のための在留申請オンラインシステム及び外国人出入国情報システムの必要な改修を行い、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進する。

KPI:交付する在留資格認定証明書のうち電磁的記録による交付率(令和5年度(2023年度)20%)

8. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
居住地以外の記載事項の変更届出	出入国管理及び難民認定法第19条の10第1項	申請等	国民等	国	12943
在留カードの有効期間の更新申請	同法第19条の11第1項	申請等	国民等	国	12945
紛失等による在留カードの再交付申請	同法第19条の12第1項	申請等	国民等	国	12948
滞留等による在留カードの再交付申請	同法第19条の13第1項	申請等	国民等	国	12950
永住許可の申請	同法第22条第1項	申請等	国民等	国	13127
永住者の在留資格の取得許可の申請	同法第22条の2第4項	申請等	国民等	国	13129

(2) 取組内容

在留期間更新許可の申請(手続 ID:13126)、資格外活動許可の申請(手続 ID:12980)、再入国許可の申請(手続 ID:13130)、在留資格認定証明書の交付申請(手続 ID:12979)、就労資格証明書の交付申請(手続 ID:12981)、在留資格変更許可の申請(手続 ID:13125)及び在留資格取得許可の申請(手続 ID:13128)の7手続については、令和元年度(2019年度)以降、順次オンラインシステムの運用を開始し、令和4年(2022年)3月16日には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することを可能とした。

今後、(1)記載の6手続についても同様にオンライン化し、既にオンライン化している7手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行うほか、所属機関等の職員がオンライン申請を行う際の本人確認の方法について、GビズIDの活用を検討する。

また、マイナンバーの自己情報取得APIを活用するために在留申請オンラインシステムを改修し、令和5年度(2023年度)末までに、各種申請手続における一部資料の添付を省略することを検討する。

以上により、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI:対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率(令和5年度(2023年度):20%)

9. 登録支援機関関係手続 (◎法務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
登録支援機関の登録(更新)申請	出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項	申請等	民間事業者等	国	108246
登録支援機関の登録(更新)の通知	同法第19条の25第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108247
登録支援機関の登録(更新)の拒否の通知	同法第19条の26第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108248

(2) 取組内容

(1)に記載した登録支援機関の登録(更新)申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、受入機関データベースシステムの必要な改修を行い、令和5年度(2023年度)末までに、当該手続に係る電子化について検討を進め、利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を図る。

また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

KPI：登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合(令和5年度(2023年度)：20%)

10. 司法試験及び司法試験予備試験の出願申請 (◎法務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
司法試験の出願手続	司法試験法施行規則(平成17年法務省令第84号)第3条第1項	申請等	国民等	国	—
司法試験予備試験の出願手続	同規則第3条第2項	申請等	国民等	国	—

(2) 取組内容

(1)に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、新たにシステムを整備し、令和8年(2026年)に実施する試験から、受験者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる出願手続を検討する。

また、出願手続に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

オンラインによる出願手続における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証や顔認証技術等を活用する。それらを活用することにより、司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求めている住民票の写しについて、添付の省略を実現することを検討する。

さらに、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続の際に添付を求めている戸籍抄本等については、令和5年度(2023年度)以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる出願手続の割合(令和8年(2026年)試験：30%)

11. 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
遺言の公証（2号）の申請	民法（明治29年法律第89号）第984条	申請等	国民等	国	14253
戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条及び外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14277
原産地証明（26号）の申請	関税法（昭和29年法律第61号）第68条	申請等	国民等	国	14270
国籍証明（19号）の申請	外務省設置法第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明（20号）（形式1）の申請	同上	申請等	国民等	国	14255
在留証明（20号）（形式2）の申請	同上	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明（21号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14257
職業証明（22号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明（23号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請	同上	申請等	国民等	国	14260
自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14273
在留（転出）届出済証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14274
居住証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14275
その他30号の証明の申請	同上	申請等	国民等	国	14278
本省におけるアポストレーノの申請	同上	申請等	国民等	国	14281

本省における公印確認の申請	同上	申請等	国民等	国	14282
一般人（在留邦人）の署名（及び捺印）証明（24号ロ）（形式1）	同上	申請等	国民等	国	14261
一般人（在留邦人）の署名（及び捺印）証明（24号ロ）（形式2及び3）	同上	申請等	国民等	国	14262
一般人（在留邦人）の印鑑証明（24号ロ）	同上	申請等	国民等	国	14263
遺失（遺体）証明（25号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14269
犯罪履歴証明（警察証明・通常発給）の申請	同上	申請等	国民等	国	14279
犯罪履歴証明（警察証明・特別発給）の申請	同上	申請等	国民等	国	14280
一般人（在留邦人）の印鑑登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14264
一般人（在留邦人）の印鑑登録の廃止	同上	作成・保存等	国民等	国	14265
一般人（在留邦人）の印鑑登録の改姓の届出による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14266
一般人（在留邦人）の印鑑登録の登録印鑑の変更による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14267
一般人（在留邦人）の印鑑登録の管轄区域内への転居による住所変更	同上	作成・保存等	国民等	国	14268
輸入陸揚証明（日本品の外国輸入証明）（27号）の申請	外務省設置法第4条第1項第11号等	申請等	国民等	国	14271
採捕（加工）証明（30号）の申請	関税定率法基本通達11節第14条の3	申請等	国民等	国	14276

(2) 取組内容

令和4年度（2022年度）中に「証明オンライン申請システム」を構築することにより、令和4年度（2022年度）以降に、オンラインによる申請を可能とすることで、在留邦人（申請人）の利便性を向上させる。また証明書の自動作成により行政事務の効率化を図る。

現金での手数料納付を求めている手続については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

申請の際に戸籍謄（抄）本を求めている証明（国籍証明及び身分上の事項に関する証明）については、令和5年度（2023年度）以降に整備が予定されている、法務省が

構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組み等
を利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和10年度（2028年度）：50%）

12. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
在外公館における査証の発給の申請	外務省設置法第4条第13項	申請等	国民等 又はは 民間事 業者等	国	14329
IC 旅券事前登録制度による旅券の登録の申請	同上	申請等	国民等	国	14331
在外公館における査証の交付	同上	申請等 づ に基 づく 通知等	国	国民等 又はは 民間事 業者等	14330
IC 旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付	同上	申請等 づ に基 づく 通知等	国	国民等	14332

(2) 取組内容

(1) に記載した4手続のうち、中国国籍者からの短期滞在観光査証の申請と、インドネシア在住の同国籍者からの旅券事前登録制による査証免除の申請については、現状、書面のみで行われており、査証及び査証免除登録証の交付については、旅券面に貼付しているが、領事業務情報システムを改修（次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入）し、令和2年（2020年）4月から、オンラインによる申請・交付を可能とすることで、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務の効率化を図ることと
していた。

他方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、水際対策措置の一環として、一部の国・地域からの訪日外国人に対する上陸拒否、検疫の強化（COVID-19に関する検査、14日間の待機、公共交通機関の不使用）、査証制限（発給済み査証の効力停止、査証免除措置の一時的な停止）が実施されたことに伴い、次世代査証発給・渡航認証管理システムの運用開始が見送られている。現在、各国・地域での感染状況及び水際措置の状況等を踏まえながら、国際的な人の往來の段階的再開について検討してきており、その過程で次世代査証発給・渡航認証管理システムの早期運用開始を図る。

また、査証等の発行に係る手数料については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済による納付を順次可能とする。

KPI：①中国在住の中国国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：55.5%（推定値））

②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（令和4年（2022年）：42.5%（推定値））

13. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般旅券の発給の申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給の申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14243
公用旅券の発給の請求（外務大臣又は領事官に請求する場合）	同法第4条第1項	申請等	国民等	国	14208
一般旅券の紛失又は廃失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は廃失の届出（都道府県知事に届出する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は廃失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第4項	申請等	国民等	国	14249

(2) 取組内容

(1) に記載した6手続については、現状、書面のみで行われているが、申請者の利便性向上等を図るため、領事業務情報システムを改修し、令和4年度（2022年度）から、オンラインによる申請を可能とする。

その制度設計に当たっては、旅券（パスポート）の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める。これにより原則として、オンラインによる申請をする場合において、旅券発給の切替申請時の出頭が不要となる。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

また、旅券発給に係る手数料については、令和4年度（2022年度）以降、クレジットカード決済等による納付を順次可能とする。

申請の際に添付を求めている戸籍謄本については、令和5年度（2023年度）以降に整備が予定されている、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、令和6年度（2024年度）から、添付省略の実現を図る。これにより、戸籍謄本の提出が必要となる新規旅券発給の申請等についても、原則として、オンラインによる申請をする場合において、出頭が不要となる。

令和6年度（2024年度）に予定される次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券（パスポート）の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした配送交付により、交付時の出頭を不要とする可能性を検討する。

14. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている簡用渡航カードに関する省令(平成15年外務省令第7号)第3条第1項	申請等	国民等	国	14212
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付	同省令第6条第1項	申請等に基づく処分等通知等	国	国民等	—

(2) 取組内容

(1) に記載した APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、令和4年(2022年)中にウェブサイトで可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、令和4年度(2022年度)にオンライン納付を可能とする見込みである領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付についても、同カードがスマートフォン上のアプリケーションで表示できるようになること、省令改正を行った上で、令和3年度(2021年度)以降、希望者に対してアプリケーション上で交付を可能とするよう検討する。

KPI：オンラインによる申請率(令和4年度(2022年度)：50%)

15. 地方公共団体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
地方公共団体から在外公館へのマイナンバーカード申請情報の共有	—	申請等	地方等	国	—
在外公館から地方公共団体へのマイナンバーカード交付等情報の共有	—	申請に基づく処分等通知等	国	地方等	—

(2) 取組内容

マイナンバーカード・電子証明書は、住民票を基礎として発行されている。国外転出時に住民票は削除され、マイナンバーカードは返納するものとされているため、現在、国外転出者は利用できない。

令和元年(2019年)5月、国外転出者について、住民票に代わり、戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・電子証明書の利用を実現するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)により、マイナンバー法等の改正が行われた(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布日から起算して5年を超えない範囲で政令で定める日から施行)。これを踏まえ、地方公共団体と外務省間でマイナンバーカードの申請・交付情報を共有するシステムを整備し、(1)に記載した手続についてオンラインによる共有を可能とする環境の構築を検討する。

KPI：オンラインによる共有の割合(令和6年度(2024年度)：100%)

16. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省、総務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
相続税法第 58 条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法(昭和 25 年法律第 73 号) 第 58 条第 1 項	申請等 に基づ かな い 処 分 通 知 等	地方等	国	58571

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、令和 6 年度(2024 年度)以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備することで、行政事務の効率化を図る。

KPI：①死亡等に関する事項の通知のオンライン化（令和 6 年度(2024 年度)以後）

②固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（令和 6 年度(2024 年度)以後、順次）

17. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
中学校卒業程度認定試験の受験手続	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）第 9 条	申請等	国民等	国	14700
中学校卒業程度認定試験の證書の授与	同規則第 11 条	申請等 づ づ く く 分 分 通 通 知 知 等 等	国	国民等	14701
中学校卒業程度認定試験の証明書交付	同規則第 12 条	申請等 づ づ く く 分 分 通 通 知 知 等 等	国	国民等	14702
高等学校卒業程度認定試験の受験手続	高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）第 7 条第 1 項	申請等	国民等	国	14696
高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与	同規則第 9 条第 1 項	申請等 づ づ く く 分 分 通 通 知 知 等 等	国	国民等	14697
高等学校卒業程度認定試験の証明書交付	同規則第 10 条	申請等 づ づ く く 分 分 通 通 知 知 等 等	国	国民等	14698

(2) 取組内容

(1) に記載した 6 手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与については書面のみで行っているところであるが、令和 4 年度(2022 年度)中に同システムを改修し、令和 5 年度(2023 年度)試験からオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務を効率化することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

18. 医師法等に基づく氏名等の届出 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
医師の氏名等の届出	医師法(昭和23年法律第201号)第6条第3項	申請等	国民等	国(地方 経由)	47341
歯科医師の届出	歯科医師法(昭和23年法律第202号)第6条第3項	申請等	国民等	国(地方 経由)	47659
薬剤師の届出	薬剤師法第9条	申請等	国民等	国(地方 経由)	51168
氏名・住所等の届出	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第33条	申請等	国民等	地方等	47639
業務に従事する歯科衛生士の届出	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第6条	申請等	国民等	地方等	47528
業務に従事する歯科技工士の届出	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条	申請等	国民等	地方等	47529

(2) 取組内容

(1)に記載した6手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、令和4年度(2022年度)の届出からのオンライン化に向けて、届出システムの構築等、必要な措置を講じる。

KPI: オンラインによる届出の割合(目標値未設定)

19. 医薬品等製造業等の許可申請等 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の受 け手	手続ID
医薬品、医薬部外品又は化粧品(以下、「医薬品等」という。)の製造業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第13条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地 方等	50769
医薬品等の製造業の許可の更新の申請	同法第13条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地 方等	50773
医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請	同法第13条第8項	申請等	民間事業者等	国又は地 方等	50771
医薬品等の製造業の登録の申請	同法第13条の2の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	120581
医薬品等の製造業の登録の更新の申請	同法第13条の2の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	120582
医薬品等の外国製造業者の認定の申請	同法第13条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	50350
医薬品等の外国製造業者の認定の更新の申請	同法第13条の3第3項	申請等	民間事業者等	国	50351
医薬品等の外国製造業者の認定の区分の変更又は追加の申請	同上	申請等	民間事業者等	国	50355
医薬品等の外国製造業者の登録の申請	同法第13条の3の2第1項	申請等	民間事業者等	国	120588
医薬品等の外国製造業者の登録の更新の申請	同法第13条の3の2第2項	申請等	民間事業者等	国	120589
医薬品等の製造販売承認の申請	同法第14条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地 方等	50797
医薬品等の適合性調査の申請	同法第14条第7項	申請等	民間事業者等	独立行政 法人又は 地方等	50371
医薬品等の製造販売承認の一部変更承認の申請	同法第14条第15項	申請等	民間事業者等	国又は地 方等	51038
医療機器又は体外診断用医薬品(以下、「医療機器等」という。)の製造業の登録の申請	同法第23条の2の3第1項	申請等	民間事業者等	地方等	50783
医療機器等の製造業の登録の更新の申請	同法第23条の2の3第3項	申請等	民間事業者等	地方等	50784
医療機器等の外国製造業者の登録の申請	同法第23条の2の4第1項	申請等	民間事業者等	国	50393

医療機器等の外国製造業者の登録の更新の申請	同法第23条の2の4第2項	国	50394
医療機器等の製造販売承認の申請	同法第23条の2の5第1項	国	50386
医療機器等の適合性調査の申請	同法第23条の2の5第6項	独立行政法人	50390
医療機器等の製造販売承認の一部変更承認の申請	同法第23条の2の5第15項	国	50387
再生医療等製品の製造業の許可の申請	同法第23条の22第1項	国	50770
再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請	同法第23条の22第4項	国	50774
再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請	同法第23条の22第8項	国	50772
再生医療等製品の外国製造業者の認定の申請	同法第23条の24第1項	国	50636
再生医療等製品の外国製造業者の認定の更新の申請	同法第23条の24第3項	国	50637
再生医療等製品の外国製造業者認定の区分の変更又は追加の申請	同上	国	50639
再生医療等製品の製造販売承認の申請	同法第23条の25第1項	国	50649
再生医療等製品の適合性調査の申請	同法第23条の25第5項	独立行政法人	109651
再生医療等製品の製造販売承認の一部変更承認の申請	同法第23条の25第11項	国	50650
医療機器の修理業の許可の申請	同法第40条の2第1項	国又は地方	50378
医療機器の修理業の許可の更新の申請	同法第40条の2第4項	国又は地方	50380
医療機器の修理業の許可の区分の変更又は追加の申請	同法第40条の2第7項	国又は地方	50379
原薬等登録原簿登録の申請	同法第80条の6	独立行政法人	50651
原薬等登録原簿変更登録の申請	同法第80条の8第1項	独立行政法人	50658

原薬等登録原簿登録証書換え交付の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第280条の5第1項	申請等	民間事業者等	独立行政法人	50657
原薬等登録原簿登録証再交付の申請	同規則第280条の6第1項	申請等	民間事業者等	独立行政法人	50656

(2) 取組内容

(1)に記載した36手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムを改修し、(1)に記載した申請に係る36手続について令和4年度(2022年度)から、オンラインによる手続を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。なお、オンラインによる申請においては、電子証明書等による本人確認を実施する。

また、申請の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる手数料納付の実現に向け、手法の選定及びその費用対効果を精査するための調査検討を行う。

KPI：①令和4年度(2022年度)中に、36手続全てについてオンラインによる申請が可能となる仕組を整備する。

②オンラインによる申請の割合(令和4年度(2022年度)：40%)

20. 医薬品等輸入確認の申請 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
医薬品等輸入確認の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第56条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、医薬品等輸入確認情報システムの整備に関する調査研究の結果を踏まえて、令和4年度(2022年度)から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和4年度(2022年度)：50%)

21. 技能検定の受検の申請及び合格通知等 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第49条	申請等に基づかない処分行知等	地方等又は独立行政法人等	国民等	45605
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
指定試験機関が行う技能検定の受検の申請	同上	申請等	国民等	独立行政法人等	45548
技能検定の合格証書の再交付の申請	同規則第69条第2項	申請等	国民等	地方等	45539
技能検定の試験の合格通知	同規則第70条	申請等に基づかない処分行知等	地方等	国民等	45606

(2) 取組内容

(1)に記載した5手続については、デジタル庁が構築予定の国家資格等情報連携・活用システムで整備し、令和6年(2024年)から、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、受検申請に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合(令和6年度(2024年度)：10%)

22. 国民生活基礎調査の調査票の提出 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
都道府県知事から厚生労働大臣 への提出	国民生活基礎調査規則(昭和61 年厚生省令第39号)第11条	申請等	地方等	国又は 地方等	45518
調査対象者による調査への回答・ 提出	国民生活基礎調査規則(昭和61 年厚生省令第39号)第10条第3 項	申請等	国民等	国又は 地方等	120776

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面で行われているが、総務省が運用する政府統計共同利用システムを利用し、令和4年(2022年)の調査から、オンラインによる提出を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合(令和4年(2022年)：10%)

23. 生活保護の指定医療機関関係手続 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
指定医療機関の変更の届出等	生活保護法第50条の2	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	46089
指定医療機関の指定の辞退	同法第51条第1項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	46211

(2) 取組内容

(1) に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、指定医療機関の利便性向上及び都道府県等の届出事務の効率化等を図るため、保険医療機関等管理システムの改修により、令和5年(2023年)4月(予定)から、地方厚生局に届け出ている保険医療機関等の届出と、届出窓口を統一し、オンラインによる届出の実現を図る。

KPI：令和4年度(2022年度)のシステム改修を踏まえて検討

24. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
漁獲成績報告書等の提出	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第14条第1項	申請等	民間事業者等	国	19569

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、スマート水産情報システム（旧広域資源管理システム等）を令和4年度（2022年度）までに改修し、オンラインによる提出を可能とすることで、漁業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（令和6年度（2024年度）：70%）

25. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の受 け手	手続ID
肥料登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18680
肥料仮登録申請	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	18681
公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新の申請	同法第12条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	15700
肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18684
外国生産肥料の登録（仮登録）申請	同法第33条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	18692
外国生産肥料登録有効期間更新申請	同法第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18696

(2) 取組内容

(1)に記載した7手続については、現状、書面で行われているが、行政手続のオンライン化率100%を目指し、eMAFFにおける電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、手数料納付のオンライン化等の申請等手続の更なる利便性向上を検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和7年度（2025年度）：50%）

26. 農林水産省所管行政手続のオンライン化 (◎農林水産省)

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する3,000を超える行政手続(補助金等の申請を含む。)について、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の整備を進めている。令和2年度(2020年度)は、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付申請など499の手続においてオンライン申請を可能とした。令和3年度(2021年度)は、eMAFFの基盤を強化しつつ、業務見直しが完了した行政手続から順次オンライン化を進め、令和4年(2022年)3月末現在で2,623の手続についてオンライン申請を可能とした。引き続き、オンライン化の取組を着実に進め、令和4年度(2022年度)までにオンライン化率100%を目指す(対象手続の詳細については、「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。)

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する既存の方法に加え、令和3年度(2021年度)にはマイナンバーカードを利用して本人確認を実施する機能を実装した。令和4年度(2022年度)は、行政手続の申請・審査への活用に向けたマイナンバーの機能の改善状況を踏まえながら、eMAFFとマイナンバーとの連携手法について検討を進める。

申請等の際に手数料を求めている手続について、令和4年度(2022年度)に蔵入金電子納付システム(REPS)との連携によるオンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)を省略するため、令和4年度(2022年度)中に、eMAFFと登記情報連携システムを連携する。

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳、共済台帳、日本型直接支払台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため、農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の開発を進めている。令和4年度(2022年度)から一部運用を開始するとともに、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進め、令和5年度から本格的に運用する。

KPI：オンライン利用率(令和7年度(2025年度)：60%)

27. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等 (◎農林水産省)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告や伝染性疾病の発生報告等の手続については、現状、書面のみで行われている。

このような状況を踏まえ、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、対象手続を現在検討中であるが、手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始する。

28. アルコール製造事業の許可申請等 (◎経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
製造の許可の申請	アルコール事業法 (平成 12 年法律第 36 号) 第 3 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23307
試験研究製造の承認の申請	同法第 4 条第 3 号	申請等	民間事業者等	国	23308
承継の届出 (アルコールの製造の事業)	同法第 7 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	23309
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの製造の事業)	同法第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23310
許可事項の変更の届出 (アルコールの製造の事業)	同法第 8 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	23311
定期の報告 (アルコールの製造の事業)	同法第 9 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	23312
亡失等の報告 (アルコールの製造の事業)	同法第 9 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	23313
陳止の届出 (アルコールの製造の事業)	同法第 11 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23314
必要不行為の継続の申請 (アルコールの製造の事業)	同法第 13 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23315
酒母等の移入の承認の申請 (アルコールの製造の事業)	同法第 15 条	申請等	民間事業者等	国	23316
輸入の許可の申請	同法第 16 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23317

試験研究輸入の承認の申請	同法第 17 条	申請等	民間事業者等	国	23318
必要不行為の継続の申請 (アルコールの輸入の事業)	同法第 19 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23319
承継の届出 (アルコールの輸入の事業)	同法第 20 条	申請等	民間事業者等	国	23320
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23321
許可事項の変更の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23322
定期の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23323
亡失等の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23324
陳止の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23325
販売の許可の申請	同法第 21 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23326
譲渡の承認の申請	同法第 22 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23327
必要不行為の継続の申請 (アルコールの販売の事業)	同法第 24 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23328
承継の届出 (アルコールの販売の事業)	同法第 25 条	申請等	民間事業者等	国	23329
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの販売の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23330

許可事項の変更の届出 (アルコールの販売の事業)	同上	民間事業者等	国	23331
定期の報告 (アルコールの販売の事業)	同上	民間事業者等	国	23332
亡失等の報告 (アルコールの販売の事業)	同上	民間事業者等	国	23333
廃止の届出 (アルコールの販売の事業)	同上	民間事業者等	国	23334
使用の許可の申請	同法第26条第1項	民間事業者等	国	23335
必要不行為の継続の申請 (アルコールの使用)	同法第29条第1項	民間事業者等	国	23336
承継の届出 (アルコールの使用)	同法第30条	民間事業者等	国	23337
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの使用)	同上	民間事業者等	国	23338
許可事項の変更の届出 (アルコールの使用)	同上	民間事業者等	国	23339
定期の報告 (アルコールの使用)	同上	民間事業者等	国	23340
亡失等の報告 (アルコールの使用)	同上	民間事業者等	国	23341
廃止の届出 (アルコールの使用)	同上	民間事業者等	国	23342
特定アルコールの譲渡に係る申告	同法第31条第1項	民間事業者等	国	23137

廃棄処分の届出 (アルコールの製造の事業)	同法第39条第1項	民間事業者等	国	23132
廃棄処分の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	民間事業者等	国	23133
廃棄処分の届出 (アルコールの販売の事業)	同上	民間事業者等	国	23134
廃棄処分の届出 (アルコールの使用の事業) (アルコール本体)	同上	民間事業者等	国	23135
廃棄処分の届出 (アルコールの使用の事業) (アルコール含有物)	同上	民間事業者等	国	23136

(2) 取組内容

(1)に記載した42手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、オンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施することも検討する。

KPI：令和4年度(2022年度)にGビズ連携方法を確認する。

29. 揮発油販売業者の登録申請等 (◎経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
揮発油特定加工業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和51年法律第88号) 第12条の2	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	同法第12条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25850
軽油特定加工業者の登録	同法第12条の9	申請等	民間事業者等	国	25851
軽油特定加工業者の変更登録	同法第12条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の13第3項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25855
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858

手続名	根拠法令	手続 類型	手続の 主体	手続の 受け手	手続 ID
登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関の登録	同法第17条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25827
登録分析機関の登録の更新	同法第17条の16第2項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の登録の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
業務規程の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止 (全部休止・一部休止) の届出	同法第17条の21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 (昭和52年通商産業省令第24号) 第10条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25859
揮発油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第10条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25860
揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第10条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の届出	同規則第10条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の届出	同規則第10条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産 (確認) 揮発油品質維持計画の認定の申請	同規則第14条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産 (確認) 揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第14条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25865

生産（確認）発種油品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第14条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第17条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25867
揮発油規格適合確認の届出	同規則第17条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第17条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第17条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第17条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25871
軽油試験研究計画の認定の申請	同規則第22条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第22条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25873
軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第22条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の届出	同規則第22条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25875
軽油試験研究計画最終報告書の届出	同規則第22条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第25条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	同規則第25条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25878

軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第25条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25879
軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第25条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第25条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25881

(2) 取組内容

(1) に記載した40手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録（手続ID:25841）等7手続について、令和3年（2021年）4月から試験的にオンラインによる申請を実施中。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID を活用し、ID・パスワード方式による本人確認を実施する点については変更ない。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、令和2年（2020年）10月から法務省が運用開始した、登記情報連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（令和6年度（2024年度）：20%）

30. 経済産業省所管行政手続のオンライン化 (◎経済産業省)

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについては、「Gコードツール」を活用した「Gビズフォーム」によるオンライン化を進めていく。「Gビズフォーム」によるオンライン化の対象手続については、手続件数や業務フロー等を勘案し、今後選定していく（具体的な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）。

KPI：令和3年度（2021年度）に実施する調査事業を踏まえて対象手続を選定し、当該検討を踏まえて設定予定

31. 事業継続力強化計画認定申請 (◎経済産業省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
事業継続力強化計画の申請	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項	申請等	民間事業者等	国	118080
事業継続力強化計画の変更申請	同法第57条第1項	申請等	民間事業者等	国	118079
連携事業継続力強化計画の申請	同法第58条第1項	申請等	民間事業者等	国	118078
連携事業継続力強化計画の変更申請	同法第59条第1項	申請等	民間事業者等	国	118077

(2) 取組内容

(1)に記載した事業継続力強化計画の申請について、令和2年度（2020年度）にオンライン申請受付機能を有するプラットフォームを整備し、令和3年度（2021年度）からオンラインによる申請を可能とした。

また、事業継続力強化計画の変更申請については令和3年度（2021年度）中にオンラインによる申請を可能とし、連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化の変更申請については、令和4年度（2022年度）以降にオンラインによる申請の実現を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（令和6年度（2024年度）：100%）

32. 地熱等に係る発電設備の定期報告 (◎経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
発電設備の設置等費用の定期報告	電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法施行規則(平成 24 年経済産業省令第 46 号) 第 5 条第 1 項 第 6 号及び第 7 号	申請等	国民等又は民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した手続のうち、地熱、水力、風力及びびバイオマスに係る発電設備の定期報告については、現状、書面のみで行われているが、FIT 事業管理システムを改修し、令和 3 年度 (2021 年度) 中に、オンラインによる報告を可能とし、発電事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。

KPI : オンラインによる報告の割合 (令和 5 年度 (2023 年度) : 20%)

33. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請 (◎経済産業省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定中小企業者の認定にかかる申請	中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 12 条	申請等	民間事業者等	地方等	26581
特定中小企業者の認定にかかる受付・審査・結果通知	同上	申請等づく通知等	地方等	民間事業者等	26581

(2) 取組内容

特定中小企業者の申請については、経営の安定に支障を来している中小企業者等が地方公共団体に対して行い、認定を受けた中小企業者等は認定書と共に必要書類を信用保証協会に提出することで保証制度の利用が可能になる。これらの一連の手続は、現在一部の地方公共団体を除き書面のみで行われているところ、令和 4 年度 (2022 年度) にオンライン申請受付・審査・結果通知機能を有するプラットフォームを整備し、順次オンラインによる申請の実現を図る。

KPI : 特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請の割合 (令和 6 年度 (2024 年度) : 100%)

34. 電気・ガス事業者による申請・届出等 (◎経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般ガス導管事業許可申請	ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) 第 36 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11121
事業開始届出	同法第 39 条第 4 項	申請等	民間事 業者等	国	11129
供給区域変更許可申請	同法第 40 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11130
ガス工作物変更届出	同法第 41 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11135
氏名等変更届出	同法第 41 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	11136
事業譲渡譲受認可申請	同法第 42 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11139
合併認可申請	同法第 42 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	11141
分割認可申請	同上	申請等	民間事 業者等	国	11142
事業承継届出	同法第 43 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	11143
事業休止 (廃止) 許可申請	同法第 44 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11144
解散認可申請	同法第 44 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	11145

供給計画届出	同法第 56 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	11187
供給計画変更届出	同法第 56 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	11188
小売電気事業登録申請	電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 3 第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	26308
小売電気事業変更登録申請	同法第 2 条の 6 第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	26309
小売電気事業氏名等変更届出	同法第 2 条の 6 第 4 項	申請等	民間事 業者等	国	26310
小売電気事業変更届出	同上	申請等	民間事 業者等	国	26310
小売電気事業承継届出	同法第 2 条の 7 第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	26311
小売電気事業休止 (廃止) 届出	同法第 2 条の 8 第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	26312
解散届出	同法第 2 条の 8 第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	26313
発電事業届出	同法第 27 条の 27 第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	26361
発電事業変更届	同法第 27 条の 27 第 3 項	申請等	民間事 業者等	国	26362
発電事業承継届	同法第 27 条の 29	申請等	民間事 業者等	国	—
発電事業休止 (廃止) 届	同上	申請等	民間事 業者等	国	—

発電事業解散届	同上	民間事業者等	国	—
特定自家用電気工作物接続届出	同法第28条の3第1項	民間事業者等	国	26366
特定自家用電気工作物設置変更届出	同法第28条の3第2項第1号	民間事業者等	国	26367
特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第2号	民間事業者等	国	—
特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電気的に接続されている状態ではなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第3号	民間事業者等	国	—
発電電月報	電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第2条	民間事業者等	国	26103
自家用発電所運転半期報	同上	国民等、民間事業者等	国	26231
設備資金報	同上	国民等、民間事業者等	国	26113
ガス事業生産動態統計調査	統計法(平成19年法律第53号)第13条	民間事業者等	国	26102

(2) 取組内容

(1) に記載した33手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革(BPR)等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、新たに電気・ガス事業オンライン申請・届出システムを整備し、このうち5手続(発電事業届出、発電事業変更届、発電事業承継届、発電事業休止(廃止)届及び発電事業解散届)については令和4年(2022年)4月から、それ以外の28手続についてはそれ以降に順次、オンラインによる申請・届出等を可能とすることで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和6年度(2024年度)：45%)

35. 特許庁からの発送手続のデジタル化(◎経済産業省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

特許庁からオンライン発送できない書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い以下の手続。

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特許証の交付	特許法(昭和34年法律第121号)第28条	通知等	国	国民等又は民間事業者等	21475
実用新案登録証の交付	実用新案法(昭和34年法律第123号)第50条	通知等	国	国民等又は民間事業者等	21476
意匠登録証の交付	意匠法(昭和34年法律第125号)第62条	通知等	国	国民等又は民間事業者等	21477
商標登録証の交付	商標法(昭和34年法律第127号)第71条の2	通知等	国	国民等又は民間事業者等	21478
年金領収書	—	通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
自動納付通知	—	通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
商標更新申請登録通知書	—	通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
移転登録通知書	特許登録令施行規則(昭和35年通商産業省令第33号)第60条等	通知等	国	国民又は民間事業者等	—
識別番号通知書	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号)第3条2項	通知等	国	国民等又は民間事業者等	22548
包括委任状番号通知	同規則第6条3項	通知等	国	国民等又は民間事業者等	22549

(2) 取組内容

特許庁からの発送手続については、平成5年(1993年)にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間の総発送件数約395万件(約1,000種類)のうち、約115万件がオンラインで発送可能となっている。一方で、オンライン発送できない手続が年間約280万件(約800種類)存在する。上記約280万件の発送書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い(1)に記載の手続(現在オンライン発送できない手続全体の約8割以上となる約230万件に相当)を対象とし、令和4～5年度(2022年度～2023年度)にシステムを整備し、これらの発送手続について令和5年度(2023年度)中にオンライン発送が行えるようにすることを目的とする。

KPI：(1)に記載した対象書類について、令和5年度(2023年度)中にオンライン発送を可能とする。

36. 特許庁における書面手続のデジタル化 (◎経済産業省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

特許庁が所管する全手続のうち、特許庁が受け手になっている登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書など、書面でのみ申請が可能な約500種類の行政手続(詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。)

(2) 取組内容

特許庁は、平成2年(1990年)に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは、年間の総申請件数約310万件のうち、約290万件がオンラインで申請可能となっている。一方で、オンライン申請できない手続(書面でのみ申請が可能)が年間約20万件(約500種類)存在する。令和4～5年度(2022～2023年度)にシステムを整備し、これらの書面手続について令和5年度(2023年度)中にオンライン申請が行えるようにすることを目的とする。

KPI：(1)に記載した約500種類の対象書類について、令和5年度(2023年度)中にオンライン申請を可能とする。

37. 化学兵器禁止法に基づく届出 (◎経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
翌年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号) 第24条第1項	申請等	民間事業者等	国	23192
その年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第2項	申請等	民間事業者等	国	23193
前三年に製造等を行った場合等における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第3項	申請等	民間事業者等	国	23194
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第4項	申請等	民間事業者等	国	23195
第一種指定物質の製造等の実績数量の届出	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23196
その年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同法第26条	申請等	民間事業者等	国	23198
前三年に使用を行った場合等における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23199
第一種指定物質の使用の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23201
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23200
翌年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23197
その年の第二種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第27条	申請等	民間事業者等	国	23203

前年に製造を行った場合等における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23204
第二種指定物質の製造の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23206
届出に係る数量を著しく上回る場合における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23205
翌年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23202
指定物質等の輸出入の実績数量の届出	同法第28条	申請等	民間事業者等	国	23207
有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	23208
特定有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第29条第2項	申請等	民間事業者等	国	23209

(2) 取組内容

(1) に記載した18手続については、現状、書面で行われているが、e-Govを活用し、令和4年度(2022年度)から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる届出における本人確認の方法及び届出の際に添付を求めている書類に係る情報の確認の方法については、GビズID(法人共通認証基盤)を活用する。

KPI: 令和6年度(2024年度)までに全届出件数に対する電子申請の割合を50%にする。

38. 経営革新計画の承認手続 (◎経済産業省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
経営革新計画の申請	中小企業等経営強化法第14条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	26498
経営革新計画の変更申請	同法第15条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	26559

(2) 取組内容

(1) に記載した2手続の大部分は都道府県に対して申請されており、書面によって行われている。オンラインでの申請を可能とし、加えて、申請事務及び審査業務の効率化を図るため、都道府県へ電子申請システムを提供することを検討する。具体的には、令和4年度(2022年度)中までに以下を行うことを目指す。

- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県の業務フローの精査
- ・電子申請システムの要件整理及び構築
- ・電子申請システム利用に関心のある都道府県への提供開始

KPI：電子申請システムを利用した都道府県におけるオンライン申請の割合(令和7年度(2025年度)：20%)

39. 技術検定試験受検申請 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技術検定試験受検申請(土木・管工事・電気通信工事・造園)	施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第4条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	29121
技術検定試験受検申請(建築・電気工事)	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29122
技術検定試験受検申請(建設機械施工)	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29123

(2) 取組内容

(1) に記載した技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を図る。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合(令和6年度(2024年度)：10%)

40. 建設関連業者の登録申請 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
測量業の財務に関する報告 (個人)	測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 55 条の 8 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	28432
地質調査業者の新規登録申請 (法人)	地質調査業者登録規程 (昭和 52 年建設省告示第 718 号) 第 4 条	申請等	民間事業者等	国	—
地質調査業者の新規登録申請 (個人)	同上	申請等	民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

建設関連業者 (測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント) の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、オンライン化未対応の手続について、建設関連業者登録システムの改修と併せて e-Gov を活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和 4 年度 (2022 年度) 中に利用開始することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書 (商業法人) については、令和 2 年 (2020 年) 10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI : オンラインによる申請の割合 (令和 4 年度 (2022 年度) : 20%)

41. 建設業許可、経営事項審査関係手続 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請 (国土交通大臣に申請する場合)	建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	28436
建設業許可の申請 (都道府県知事に申請する場合)	同上	申請等	民間事業者等	地方等	28765
建設業許可の更新 (国土交通大臣に申請する場合)	同法第 3 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	28437
建設業許可の更新 (都道府県知事に申請する場合)	同上	申請等	民間事業者等	地方等	28766
経営事項審査	同法第 27 条の 23 第 1 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28455

(2) 取組内容

申請者・許可行政庁双方にとって大きな事務負担となっている、建設業許可等の申請手続を合理化するために、電子申請システムの整備を図り、遅くとも令和 4 年度 (2022 年度) でのシステム運用開始を目指す。

また、申請の際に添付を求めている登記事項証明書、納税証明書 (国税) などの各種添付書類について、他府省庁等のシステムとのバックオフィス連携によって添付省略の実現を図る。

KPI : 建設業許可関係手続のオンラインによる申請の割合 (令和 8 年度 (2026 年度) 末 : 20%)

42. 航空従事者技能証明の申請等 (国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
航空従事者技能証明の申請	航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 22 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
技能証明の限定の変更申請	同法第 29 条の 2 第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
航空機の操縦練習許可申請	同法第 35 条第 3 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号) 第 63 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	同規則第 64 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
技能証明書等の再交付申請	同規則第 71 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
特定操縦技能の審査結果等の提出	同規則第 162 条の 15 第 2 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—
運航管理者技能検定の申請	同規則第 168 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した 8 手続については、現状、書面で行われているが、特定操縦技能の審査結果等の提出を除く 7 手続については、航空従事者管理システムを改修中であり、令和 4 年度 (2022 年度) 中に、オンラインによる申請等を開始し、特定操縦技能の審査結果等の提出についても、順次、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、当初は従来どおりの住民票の郵送による確認を行い、令和 6 年度 (2024 年度) 以降にマイナンバーカードの公的個人認証を活用する方向で令和 4 年度 (2022 年度) 中に検討を行う。

KPI : オンラインによる申請の割合 (令和 7 年度 (2025 年度) 末 : 70%)

43. 航空法に基づく申請等 (国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
耐空証明申請	航空法第 10 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	32927
型式証明申請	同法第 12 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	111619
航空機の型式設計変更承認申請	同法第 13 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	32928
追加型設計承認書申請	航空法施行規則第 23 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	115072
航空機の追加型設計変更承認申請	同法第 13 条の 2 第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	32929
修理改造検査申請	同法第 17 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	111617
事業場の認定申請	同法第 20 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	32930
操縦練習飛行等の許可申請	同規則第 198 条の 3 第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	32910
物件投下の届出	同法第 89 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	114827
飛行場以外の場所の離着陸の許可の申請	同規則第 172 条の 2 第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	32908
最低安全高度以下の区域の飛行許可の申請	同規則第 175 条第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	114826
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可の申請	同規則第 239 条の 2 第 2 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	114830
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報	同規則第 239 条の 3 第 2 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した 21 手続については、現状、書面のみで行われているが、オンラインによる申請を可能とするとともに、歳入金電子納付システム (REPS) を活用してオンライン納付を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。

KPI : 対象手続のオンライン化の整備 (令和 4 年度 (2022 年度))

(具体的な指標については、令和4年度(2022年度)に検討する。)

44. 自動車保有関係手続等 (国土交通省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
自動車(検査対象軽自動車)の新 規検査	道路運送車両法(昭和26年法律 第185号)第59条第1項	申請等	国民等	独立行政 法人 等	33928

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、現状、書面で行われているが、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、今後、手数料納付を含めて、オンラインによる検査申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、継続検査時の軽自動車税の納税確認について、関係機関間(軽自動車検査協会と地方自治体間)においてオンラインで確認ができるようシステムの改修を図る。

自動車の新規登録(手続ID:33625)等の23手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)によりオンライン化されているが、申請者の利便性の向上のため、申請者がマイナンバーカードを利用し、住民基本台帳ネットワークシステムと連携することで氏名、住所などの情報を取得可能とし、住民票コードの入力を省略するシステム改修を令和4年度(2022年度)中に実施する。

また、令和5年(2023年)1月から導入される電子自動車検査証を活用し、継続検査時等における運輸支局等への出頭回数等の減少や、申請書の入力項目の削減を図るとともに、クレジットカードによる検査登録手数料及び自動車重量税の一括決済、法務省の登記情報連携システムとの連携による添付書類の省略等を図る。

KPI:軽自動車OSS申請率(令和8年度(2026年度):新規検査40%、継続検査60%)

45. 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成 19 年法律第 66 号) 第 4 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	同法第 12 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30843

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、令和 5 年度 (2023 年度) を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI : オンラインによる申請等の割合 (目標値未設定)

46. 宅地建物取引業免許等関係手続 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
宅地建物取引業の免許の申請	宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) 第 4 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	28821
宅地建物取引業の更新の申請	同上	申請等	民間事業者等	国	28822
免許申請事項の変更の届出	同法第 9 条	申請等	民間事業者等	国	28823
廃業等の届出	同法第 11 条	申請等	民間事業者等	国	28824
営業保証金供託済の届出	同法第 25 条第 4 項	申請等	民間事業者等	国	28829
事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	同法第 26 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	28830
営業保証金の不足額の供託の届出	同法第 28 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	28831
業務を行う場所の届出	同法第 50 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	28825
免許証の書換交付の申請	宅地建物取引業法施行規則 (昭和 32 年建設省令第 12 号) 第 4 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	28826
免許証の再交付 (亡失、滅失の場合) の申請	同規則第 4 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	28827
免許証の再交付 (汚損、破損の場合) の申請	同上	申請等	民間事業者等	国	28828
営業保証金の保管替え等の届出	同規則第 15 条の 4	申請等	民間事業者等	国	28832
営業保証金の交換の届出	同規則第 15 条の 4 の 2	申請等	民間事業者等	国	28833

(2) 取組内容

(1) に記載した 13 手続については、現状、書面で行われているが、電子申請システム (受付機能) の整備を図り、令和 6 年度 (2024 年度) 以降オンラインによる申請等を順次可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI : 宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合 (令和 10 年度 (2028 年度) 末 : 20%)

47. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定改造等に係る許可申請	道路運送車両法第 99 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、令和 3 年（2021 年）3 月までに国土交通省自動車局の審査・リコール課個別業務システムを改修したところ、今後、国土交通省オンライン申請システムを改修し、令和 5 年（2023 年）3 月までに e-Gov を活用し、本人確認及び手数料納付を含めて、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

なお、審査・リコール課個別業務システムの改修において、許可証を自動的に作成する機能を追加し、処理日数の短縮による利便性向上を図った。

KPI：オンラインによる申請の割合（令和 7 年度（2025 年度）：80%）

48. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定車両停留施設における停留の許可の申請	道路法（令和 2 年法律第 31 号）第 48 条の 32 第 2 項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等は	—
特定車両停留施設における停留の許可の変更	同法第 48 条の 32 第 3 項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等は	—

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、今後、新たにシステムを整備しオンラインによる申請の実現を図る。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）に当該対象手続のオンライン化の整備

49. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
工事・作業許可申請	港則法(昭和23年法律第174号)第31条第1項	申請等	国民等又は民間事業者等	国	33520
測量士又は測量士補の登録申請	測量法第49条第1項	申請等	国民等	国	33588
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法(昭和28年法律第183号)第15条	申請等	民間事業者等	国	35941
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	航空法第60条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36221
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111382
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同法第61条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36222
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111383
特別な方式による航行の許可	同法第83条の2	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36223
特別な方式による航行の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111379
運航管理施設等の検査	同法第102条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33072
運航管理施設等の検査	同上	申請等	民間事業者	国	111376
安全管理規程の届出又は変更の届出	同法第103条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	33073
安全総括管理者の選任又は解任の届出	同法第103条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	33074
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同法第104条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33075
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同上	申請等	民間事業者	国	111377
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同法第113条の2第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33087

手続名	根拠法令	手続 類型	手続の 受け手	手続 ID
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同上	申請等	民間事業者	111378
不動産鑑定士の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第17条第1項	申請等	国民等	29035
不動産鑑定士の変更の登録	同法第18条	申請等	国民等	29036
不動産鑑定士の死亡等の届出	同法第19条	申請等	国民等	29037
不動産鑑定士の登録の消除	同法第20条	申請等	国民等	29038
不動産鑑定業者の登録	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	29039
不動産鑑定業者の更新の登録	同法第22条第3項	申請等	民間事業者等	29040
不動産鑑定業者の登録抹消の登録	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	29041
不動産鑑定業者の変更の登録	同法第27条第1項	申請等	民間事業者等	29042
不動産鑑定業者の廃業等の届出	同法第29条	申請等	民間事業者等	29043
流水の占用の許可	河川法(昭和39年法律第167号)第23条	申請等	国民等又は民間事業者等	—
流水の占用の登録	同法第23条の2	申請等	国民等又は民間事業者等	—
土地の占用の許可	同法第24条	申請等	国民等又は民間事業者等	—
土石等の採取の許可	同法第25条	申請等	国民等又は民間事業者等	—
工作物の新築等の許可	同法第26条	申請等	国民等又は民間事業者等	—
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第3条第1項	申請等	民間事業者等	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	33827

使用禁止の届出	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	33828
採取計画の認可	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条	申請等	民間事業者等	国	—
採取計画の変更の認可等	同法第20条	申請等	民間事業者等	国	—
採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	—
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	—
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	同法第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	同法第18条第3項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格証書の交付の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	国	33750
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	同法第30条第1項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	同法第32条	申請等	民間事業者等	国	33810
貨物軽自動車運送事業の経営の届出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	33816
貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	同法第36条第3項	申請等	民間事業者等	国	33817
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出量削減計画の提出	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第33条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出量削減計画の提出	同法第34条	申請等	民間事業者等	国	33771
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出量削減計画の提出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	36437

周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出量削減計画の報告	同法第37条	申請等	民間事業者等	国	36438
測量士・測量士補の登録通知	測量法施行令(昭和24年政令第322号)第12条第2項	申請等に基づく処分通知等	国民等	国	33594
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	同令第13条	申請等	国民等	国	33592
測量士・測量士補の死亡等の届出	同令第16条	申請等	国民等	国	33593
測量士試験の受験願書の提出	同令第22条	申請等	国民等	国	33590
測量士補試験の受験願書の提出	同上	申請等	国民等	国	33591
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	同令第24条	申請等に基づく処分通知等	国民等	国	36219
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第68条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	36414
特定改選自動車のエネルギー消費効率の算定の申請	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項	申請等	民間事業者等	国	36445
一般貨物自動車運送事業者等に よる届出	貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	33823
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	33845
一般貨物自動車運送事業の特定値	同規則第2条の2	申請等	民間事業者等	国	33824

(2) 取組内容

(1)に記載した57手続については、現状、書面のみで行われているが、国土交通省のオンライン申請システムを改修し、令和3年度(2021年度)以降順次、オンラインによる申請受付等を可能とする。その際電子署名の付与機能の追加等を行うことで、申請者等の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図る。

また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができるシステムの導入についても併せて検討を進め、地方運輸局等における行政手続(鉄道、海事等)において先行的に実施し、得られた課題等を踏まえて機能等の検討を行う(詳細な対象手続は現在検討中であり、「行政手続等の棚卸調査」において示す)。

申請等の際に手数料を求めている手続について、歳入金電子納付システム(REPS)を活用して、手続のオンライン化と同時にオンラインによる納付を可能とする。申請

等の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)について、令和2年(2020年)10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みの利用について、費用対効果を検証し、令和5年度(2023年度)から、実現可能な手続から順次、添付省略を図る。

その他の添付書類の省略等、業務改善(BPR)等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。

KPI：(1)に記載した手続について、令和7年(2025年)までに順次オンライン化する。

50. PSカード申請手続(◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出	港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第15条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	—
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出	同規則第15条の7第3項	申請等	民間事業者等	国	—
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1)に記載した手続は、出入管理情報システムに使用するPort Securityカード(PSカード)の新規(変更)登録・更新申請を指す。本手続は、書面のみで行われていたが、PSカードの電子申請システムを開発し、令和3年度(2021年度)に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図った。また、申請の際に添付を求めた証明写真について、令和3年度(2021年度)に、オンラインによる提出を可能にした。申請の際に添付を求めている雇用保険の写しについては、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー(ネットバンキング)、ペイジー(銀行ATM)を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI：オンラインによるPSカード申請手続の割合50%(令和6年度(2024年度))

51. 無人航空機関係手続 (国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
機体認証の申請	航空法第 132 条の 13	申請等	国民等	国	—
機体認証書の交付	同上	申請等	国	国民等	—
機体認証書の更新	同上	申請等	国民等	国	—
整備命令、機体認証の効力停止	同法 132 条の 15	申請等	国	国民等	—
型式認証の申請	同法 132 条の 16	申請等	民間事業者等	国	—
型式認証の交付	同上	申請等	国	民間事業者等	—
型式認証書の更新	同上	申請等	民間事業者等	国	—
設計又は製造過程の変更	同法 132 条の 17	申請等	民間事業者等	国	—
変更命令、型式認証の取消し	同法 132 条の 22	申請等	国	民間事業者等	—
機体認証書及び型式認証書の再交付	同法 132 条の 23	申請等	国	国民等、民間事業者等	—
登録検査機関の登録	同法 132 条の 25	申請等	民間事業者等	国	—
登録検査機関の更新	同法 132 条の 27	申請等	民間事業者等	国	—
登録検査機関の変更届出	同法 132 条の 29	申請等	民間事業者等	国	—
登録検査機関の休廃止	同法 132 条の 31	申請等	民間事業者等	国	—
登録検査機関における適合命令、改善命令及び登録の取消し	同法 132 条の 34、同法 132 条の 35、同法 132 条の 36	申請等	国	民間事業者等	—
技能証明の実施	同法 132 条の 40	申請等	国民等	国	—

技能証明の条件付与	同法 132 条の 44	申請等	国民等	国	—
技能証明の更新	同法 132 条の 51	申請等	国民等	国	—
技能証明の限定の変更	同法 132 条の 52	申請等	国民等	国	—
技能証明の取消し等	同法 132 条の 53	申請等	国民等	国	—
登録講習機関の登録	同法 132 条の 69	申請等	民間事業者等	国	—
登録講習機関/登録更新講習機関の登録の更新	同法 132 条の 70	申請等	民間事業者等	国	—
登録講習機関/登録更新講習機関の登録事項の変更の届出	同法 132 条の 73	申請等	民間事業者等	国	—
登録講習機関/登録更新講習機関の休廃止	同法 132 条の 75	申請等	民間事業者等	国	—
登録講習機関/登録更新講習機関における適合命令、改善命令及び登録の取消し	同法 132 条の 77、同法 132 条の 78、同法 132 条の 79	申請等	国	民間事業者等	—
登録更新講習機関の登録	同法 132 条の 82	申請等	民間事業者等	国	—
飛行計画	同法 132 条の 88	申請等	国民等	国	—
事故等の場合の措置(事故・重大インシデントの報告)	同法 132 条の 91、同法 132 条の 92	申請等	国民等	国	—

※「航空法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 65 号)による改正後

(2) 取組内容

(1)に記載した無人航空機関係手続については、令和 4 年度(2022 年度)中にドローン情報基盤システムを改修し、申請受付開始当初からオンラインによる申請受付等を可能とするとともに、申請に係る手数料等について、歳入金電子納付システム(REPS)等を活用して、クレジットカード決済等によるオンライン納付を可能とすることで、申請者等の利便確保及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和 7 年度(2025 年度)：90%)

52. 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
判定の申出	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第10条	申請等	独立行政法人等	国	44737
判定結果の通知	同上	申請等に基づく処分通知等	国	独立行政法人等	44738

(2) 取組内容

(1) に記載した2手続については、現状、書面並びに医学的資料（放射線画像（レントゲン画像及びCT画像）並びに患者の体内から採取した組織片）を用いて申出・判定されているが、令和4年度（2022年度）から、新たに石綿健康被害判定情報管理システムを整備し、これらの書面及び資料をオンラインにより共有・閲覧可能とし、行政事務を効率化することで、申請者の迅速な救済を図る。

KPI：①オンラインによる申出の割合（令和5年度（2023年度）：80%）

②申請から認定結果通知までに要する期間（平均値）の削減日数

53. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
情報登録申請	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項	申請等	国民等又は独立行政法人等	国又は独立行政法人等	—
登録証明書の再交付申請	同法第39条の5第6項	申請等	国民等又は独立行政法人等	国又は独立行政法人等	—
情報変更登録の届出	同法第39条の5第8項	申請等	国民等又は独立行政法人等	国又は独立行政法人等	—
変更登録申請	同法第39条の6第1項	申請等	国民等又は独立行政法人等	国又は独立行政法人等	—
死亡時の届出	同法第39条の8	申請等	国民等又は独立行政法人等	国又は独立行政法人等	—
登録証明書の交付	同法第39条の5第4項	申請等に基づく処分通知等	国民等又は独立行政法人等	国民等又は独立行政法人等	—
登録証明書の再交付	同法第39条の5第6項	申請等に基づく処分通知等	国民等又は独立行政法人等	国民等又は独立行政法人等	—
狂犬病予防法に基づく登録通知	同法第39条の7第1項	申請等に基づく処分通知等	国民等又は独立行政法人等	国民等又は独立行政法人等	—

※動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行後（令和4年（2022年）6月を予定）

(2) 取組内容

(1) に記載した8手続については、法の施行による手続の新設と同時に、動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを新たに整備し、令和4年（2022年）6月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。同時に、申請等に係る手数料について、オンライン納付を可能とする。

KPI：オンラインによる申請等の割合：90%以上（令和4年度（2022年度）末）

54. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定外来生物飼養等許可申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条第2項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43962
特定外来生物の放出等に係る許可申請	同法第9条の2第2項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43965
特定外来生物の防除の確認又は認定申請	同法第18条	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43963
未判定外来生物の輸入届出	同法第21条	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115252
未判定外来生物の本邦への輸出届出	同法第24条第2項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115253
特定外来生物飼養等許可証の再交付申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律・施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第4条第5項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43972
特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出	同規則第4条第7項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43969
特定外来生物飼養等許可証亡失届出	同規則第4条第8項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43973
特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請	同規則第4条第9項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43970
特定外来生物飼養等許可の失効届出	同規則第10条	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	43971
特定外来生物放出等許可証の再交付申請書	同規則第11条の2第3項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115257
特定外来生物放出等許可に係る住所等の変更又は主たる放出等実施者の住所等の変更届出	同規則第11条の2第5項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115256
特定外来生物放出等許可証亡失届出	同規則第11条の2第6項	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115255
特定外来生物放出等許可の失効届出	同規則第11条の5	申請等	国民等又は国民間事業者等	国	115254

(2) 取組内容

(1)に記載した14手続については、現状、原則書面で行われているが、令和4年度（2022年度）に「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修を行い、令和5年度（2023年度）からオンラインによる手続を可能とすることで、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：①令和4年度（2022年度）中に、上記の手続についてオンラインによる申請等が可能となる仕組みを整備する。

②システムの整備と併せて令和4年度（2022年度）中に設定すべく検討を進める。

55. 環境法令に基づく各種届出等 (◎環境省)

(1) オンライン化対象手続

環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への申請手続 (令和 3 年度 (2021 年度) 現在 905 手続。詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。)

(2) 取組内容

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和 46 年法律第 107 号) 等に基づく届出などの環境法令手続について、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、令和 4 年度 (2022 年度) からオンラインによる申請等を可能とする「環境省共通オンライン申請サービス」の整備及び業務改革 (BPR) に取り組み、行政申請手続のオンライン化を着実に進める。

対象手続の詳細及びオンライン化進捗状況については、「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID による ID・パスワード方式や、マイナンバーの公的個人認証を活用して本人確認を実施する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書 (商業法人) について、令和 2 年 (2020 年) 10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、令和 4 年度 (2022 年度) から順次、添付の省略を図る。

KPI : 環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続 (令和 3 年度 (2021 年度) 現在 905 手続) を令和 7 年度 (2025 年度) 末までにオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する : 100%

56. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等 (◎環境省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告	大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)	申請等	民間事業者等	地方等	—

※令和 4 年 4 月 1 日施行

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、新たに石綿事前調査結果報告システムを整備し、令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日の改正法の施行による新規手続の開始と同時に、オンラインによる報告を可能とするとともに、厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に係る報告も同時に行えるようにすることで、報告を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI : オンラインによる報告の割合 (令和 4 年度 (2022 年度) : 90%)

57. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
J-クレジット制度における口座 開設	なし	申請等	民間事 業者	国	なし
J-クレジット制度における口座 登録情報の変更	なし	申請等	民間事 業者	国	なし
J-クレジット制度におけるプロ ジェクト登録	なし	申請等	民間事 業者	国	なし
J-クレジット制度におけるクレ ジット認証	なし	申請等	民間事 業者	国	なし
J-クレジット制度におけるクレ ジット移転	なし	申請等	民間事 業者	国	なし
J-クレジット制度におけるクレ ジット無効化	なし	申請等	民間事 業者	国	なし

(2) 取組内容

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等は、現状書面中心で行われているが、新たに令和4年度（2022年度）以降、次期J-クレジット登録簿システムを整備し、オンラインによる手続を可能とすることで、利便性向上を図る。

KPI：対象手続のオンラインによる申請の割合（令和4年度（2022年度）：100%）

58. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般競争参加者の資格申請	予備決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第72条第2項	申請等	国民等 又はは民 間事業 者等	国	38867

(2) 取組内容

(1)に記載した資格申請の手続のうち、令和2年（2020年）7月から試行運用を実施している同時提出による一般競争入札方式については、現状書面のみで申請が行われているが、令和4年（2022年）4月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和4年度（2022年度）：100%）

59. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令第 91 条第 2 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	111674

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関して是对応できていないため、中央調達システムを更改し、令和 5 年度(2023年度) から、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提案資料提出の割合（令和 5 年度（2023 年度）：100%）

60. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続	会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 5 第 1 項及び同法第 49 条の 3 第 1 項	申請等	国民等 又は 民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。

この際、経費の効率化を図るため令和 5 年度（2023 年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（令和 7 年度（2025 年度）末：80%）

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

61. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
特定非営利活動法人の設立の 証の申請	特定非営利活動促進法(平成10年 法律第7号)第10条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40051
特定非営利活動法人の設立の認 証の申請に係る縦覧	同法第10条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40129
特定非営利活動法人の設立の認 証及び不認定に係る通知	同法第12条第3項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40711
特定非営利活動法人の設立に係 る登記の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40052
特定非営利活動法人の役員の変 更等の届出	同法第23条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40053
特定非営利活動法人の定款変更 の認証の申請	同法第25条第3項	申請等	民間事 業者等	地方等	40054
特定非営利活動法人の定款変更 の認証の申請に係る縦覧	同法第25条第5項において準用 する第10条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40713
特定非営利活動法人の定款変更 の認証及び不認定に係る通知	同法第25条第3項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40714
特定非営利活動法人の定款変更 の届出	同法第25条第6項	申請等	民間事 業者等	地方等	40055
特定非営利活動法人の定款変更 に係る登記事項証明書等の提出	同法第25条第7項	申請等	民間事 業者等	地方等	40065
特定非営利活動法人の事業報告 書等の提出	同法第29条	申請等	民間事 業者等	地方等	40056
特定非営利活動法人の事業報告 書等の縦覧	同法第30条	申請等	民間事 業者等	地方等	40718
特定非営利活動法人の解散の認 定の申請	同法第31条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40057
特定非営利活動法人の合併の認 証の申請	同法第34条第3項及び第34条第 5項で準用する第10条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40060
特定非営利活動法人の合併の認 証の申請に係る縦覧	同法第34条第5項において準用 する第10条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40719

特定非営利活動法人の合併の認 証及び不認定に係る通知	同法第34条第5項において準用 する第12条第3項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40720
特定非営利活動法人の合併に係 る登記の届出	同法第39条第2項において準用 する第13条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40061
特定非営利活動法人の認証の取 消しに係る縦覧の公開請求に対 する審理非公開理由を記載した 書面の交付	同法第43条第4項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40130
認定特定非営利活動法人の認定 の申請	同法第44条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40067
認定特定非営利活動法人の認定 及び不認定に係る通知	同法第49条第1項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40723
認定に係る申請書等の所轄庁以 外の関係知事への提出	同法第49条第4項	申請等	民間事 業者等	地方等	40068
認定の有効期間の更新の申請	同法第51条第5項で準用する第 44条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40069
認定の有効期間の更新及び不更 新に係る通知	同法第51条第5項において準用 する第49条第1項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40725
認定の有効期間の更新に係る申 請書等の所轄庁以外の関係知事 への提出	同法第51条第5項において準用 する第49条第4項	申請等	民間事 業者等	地方等	40726
認定特定非営利活動法人の定款 変更に係る変更後の定款等の所 轄庁以外の関係知事への提出	同法第52条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40070
認定特定非営利活動法人の事務 所の新設に係る申請書等の所轄 庁以外の関係知事への提出	同法第53条第4項	申請等	民間事 業者等	地方等	40072
認定特定非営利活動法人の役員 報酬規程等の提出	同法第55条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40073
認定特定非営利活動法人の助成 金支給に係る書類の提出	同法第55条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40074
認定特定非営利活動法人の役員 報酬規程等の縦覧	同法第56条	申請等	民間事 業者等	地方等	40734
特例認定特定非営利活動法人の 特例認定の申請	同法第58条第2項で準用する第 44条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	40075
特例認定特定非営利活動法人の 特例認定及び不認定に係る通知	同法第62条において準用する第 49条第1項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40736
特例認定に係る申請書等の所轄 庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第 49条第4項	申請等	民間事 業者等	地方等	40076
特例認定特定非営利活動法人の 定款変更に係る変更後の定款等 の所轄庁以外の関係知事への提 出	同法第62条において準用する第 52条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	40077

特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 62 条において準用する第 53 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40079
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第 62 条において準用する第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40744
特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第 62 条において準用する第 55 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40745
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第 62 条において準用する第 56 条	申請等	民間事業者等	地方等	40746
認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第 63 条第 5 項で準用する第 44 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40081
特例認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第 63 条第 5 項で準用する第 44 条第 5 項	申請等	民間事業者等	地方等	40082
認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 63 条第 5 項において準用する第 49 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40750
認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 63 条第 5 項において準用する第 49 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40083
特例認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 63 条第 5 項において準用する第 62 条において準用する第 49 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40753
特例認定特定非営利活動法人と認定特例認定特定非営利活動法人ではない特例認定特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 63 条第 5 項において準用する第 62 条において準用する第 49 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40754
認定の取消しに係る趣旨の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第 67 条第 4 項において準用する第 43 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40138
認定の取消しに係る通知	同法第 67 条第 4 項において準用する第 49 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40756
特例認定の取消しに係る趣旨の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第 67 条第 4 項において準用する第 43 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40139
特例認定の取消しに係る通知	同法第 67 条第 4 項において準用する第 49 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40757

(2) 取組内容

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供したりすることを可能とする規定を設けている。

一方、提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されているのが現状である。

(1) に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO 情報管理・公開システムを改修し、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、移行段階に入ることができるよう、環境整備を行う。

その上でシステムを構築するとともに、所轄庁や NPO 法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、令和 4 年度（2022 年度）に運用を開始する。

KPI：認証、認定・特例認定 NPO 法人のオンラインシステム利用率（令和 8 年度（2026 年度）：100%）

62. 遺失物関係手続 (◎警察庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法(平成18年法律第73号)第17条	申請等	民間事業者等	地方等	1963
特例施設占有者の物件売却時の届出	同法第20条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	1964
特例施設占有者の物件処分時の届出	同法第21条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1965
遺失した旨の届出	遺失物法施行規則(平成19年國家公安委員会規則第6号)第5条第1項	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	2068
施設占有者からの物件の届出の際の届出書の届出	同規則第26条	申請等	民間事業者等	地方等	2073

(2) 取組内容

(1) に記載した5手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、令和4年度(2022年度)中から一部の府県において運用を開始し、その後全国に拡大していく予定である。

KPI: 遺失物管理システム移行済都道府県警察(令和8年度(2026年度)末:100%)

63. 警察における行政手続 (◎警察庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
道路使用許可の申請	道路交通法(昭和35年法律第105号)第78条第1項	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	2850
道路使用許可証の記載事項の変更の届出	同法第78条第4項	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	2851
道路使用許可証の再交付申請	同法第78条第5項	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	2852
駐車許可の申請	同法第45条第1項及び第49条の5の規定に基づく都道府県公安委員会規則	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	—
安全運転管理者等の選任又は解任の届出	同法第74条の3第5項	申請等	民間事業者等	地方等	2867
安全運転管理者等の届出記載事項の変更の届出	同法第74条の3第5項の規定に関する都道府県公安委員会規則等	申請等	民間事業者等	地方等	—
通行禁止道路通行許可の申請	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第5条第1項	申請等	国民又は民間事業者等	地方等	2844
制限外種載許可の申請	同規則第8条第1項	申請等	国民等	地方等	2849
設備外種載許可の申請	同上	申請等	国民等	地方等	2847
荷台乗車許可の申請	同上	申請等	国民等	地方等	2848
廃止の届出	警備業法(昭和47年法律第117号)第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	1911
服装の届出	同法第16条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1914
服装の変更の届出	同法第16条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	1915
護身用具の届出	同法第17条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1916
護身用具の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	1917
責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年國家公安委員会規則第4号)第17条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	2569

小型無人機等の飛行に関する通報	重要施設周辺の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項	申請等	国民等	地方等	3167
緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定等に関する交通局長通達	申請等	国民等又は民間事業者等	地方等	-

(2) 取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトをとして「警察行政手続サイト」を構築しており、令和3年（2021年）6月から運用を開始した。さらに、令和4年（2022年）1月にも対象手続を追加し、現在は（1）に記載した手続が対象となっている。

また、警察庁では、今後より多くの手続をオンラインで行うことができるシステムを別途構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、各手続で現在求められている添付書類の合理化等の手続自体の見直しやマイナンバーカード等を用いた本人確認、手数料のオンライン納付についても検討している。

KPI：性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現在検討中の行政手続オンライン化のシステム運用開始から5年後の年度末まで：100%）

64. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続ID
防火管理者の選任届	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12594
防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12595
圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出	同法第9条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12598
製造所等の仮貯蔵・仮取扱の承認	同法第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12599
製造所等の設置の許可申請	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12600
製造所等の変更の許可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12601
製造所等の仮使用の承認	同法第11条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12602
製造所等の完成検査	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12603
製造所等の完成検査前検査	同法第11条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12605
製造所等の譲渡、引渡の届出	同法第11条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12606
製造所等の危険物の品名・数量または指定数量の倍数の変更の届出	同法第11条の4第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12607
製造所等の用途廃止の届出	同法第12条の6	申請等	民間事業者等	地方等	12608
危険物保安統括管理者選任の届出	同法第12条の7第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12610
危険物保安統括管理者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12611
危険物保安監督者選任の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12612
危険物保安監督者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12613

予防規程の認可申請	同法第14条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12619
予防規程の変更の認可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12620
屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査	同法第14条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12622
消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届	同法第17条の3の2	申請等	民間事業者等	地方等	12632
消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検報告	同法第17条の3の3	申請等	民間事業者等	地方等	12634
工事整備対象設備等の着工届	同法第17条の14	申請等	民間事業者等	地方等	12635
統括防火管理者の選任届	同法第8条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12653
統括防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12657
防火対象物点検結果の報告	同法第8条の2の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12661
防火対象物点検の特例申請	同法第8条の2の3第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12663
防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理権限者の変更届	同法第8条の2の3第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12665
自衛消防組織の設置届	同法第8条の2の5第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12667
自衛消防組織の変更届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12669
防火管理者の選任届	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12675
防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12677
統括防火管理者の選任届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12682
統括防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12684
防災管理対象物点検結果の報告	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12687

防災対象物点検の特例申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12689
防災対象物点検の特例認定を受けた建築物の管理権限者の変更届	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12691
消防計画の作成(変更)届	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12596
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成(変更)届	同令第4条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	10866
防災管理に係る消防計画の作成(変更)届	同令第48条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12672
防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成(変更)届	同令第48条の3第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12679
完成検査済証の再交付申請	危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第8条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12604
移送の経路等に関する書面の提出	同令第30条の2第5号	申請等	民間事業者等	地方等	12609
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長申請	同令第8条の4第2項第1号	申請等	民間事業者等	地方等	12621
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認	同令第8条の4第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12623
新基準適合届出	同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第2項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
第一段階基準適合届出	同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第3項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請	同令附則(平成23年12月21日政令第405号)第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	-
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長内部点検時期の延長の届出	危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号)同規則第62条の5	申請等	民間事業者等	地方等	12626
休止中の地下貯蔵タンク及び二重壁タンクの外殻の濡れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の2第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の地下埋設配管の濡れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の3第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第7項及び第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-

65. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
支給認定の申請	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項	申請等	国民等	地方等	48974
支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項	申請等	国民等	地方等	48980

(2) 取組内容

(1) に記載した2手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、令和5年度(2023年度)中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

その後、令和5年度(2023年度)中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否及びKPIについて検討する。

旧基準の特定・難病特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第7項及び第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成23年12月21日総務省令第165号)第9条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成23年12月21日総務省令第165号)第9条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
特定防災施設等の設置の届出	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12644
自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況の届出	同法第16条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12645
防災管理者又は副防災管理者の選任・解任の届出	同法第17条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12646
自衛防災組織に係る防災規程の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12647
共同防災組織設置に係る防災要員の数、防災資機材等の種類、共同防災規程等の届出	同法第19条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	12648
広域共同防災組織設置に伴う届出	同法第19条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12654
防災業務の実施状況に係る報告	同法第20条の2	申請等	民間事業者等	地方等	12655

(2) 取組内容

(1) に記載した63手続については、令和2年(2020年)に、消防法令に規定する申請書の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を发出了。また、そのうち19手続については、令和3年(2021年)中に、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナポータル・びったりサービスを利用した電子申請等の標準モデルを構築した。この標準モデルに関する導入マニュアルやアドバイザーによる導入支援等を通じ、各消防本部において令和4年度(2022年度)中に、電子申請等の受付を開始できるよう積極的な取組を促す。

その他44手続のうち、4手続については、令和4年度(2022年度)中に標準モデルを構築し、上記の19手続と同様に、導入支援を通じ各消防本部における速やかな導入を促進する。

残り40手続については、可能なものから速やかに標準モデルの構築に着手する。

KPI：令和4年度(2022年度)までに設定

66. 医療法人の事業報告書等の届出 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
医療法人の事業報告書等の届出	医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 52 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	47389

(2) 取組内容

(1) に記載した医療法人の書類の届出については、医療法人は毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等の書類を都道府県知事に届け出なければならぬとされているところ、現状、事業報告書等の書類は紙媒体によって都道府県に届け出られる等、医療法人・都道府県の双方に事務負担が生じていること等を踏まえ、事業報告書等について、令和 4 年 (2022 年) 4 月にアップロードによる届出を可能とする仕組みを構築した。

KPI: システムの改修と併せて令和 4 年度 (2022 年度) 中に設定すべく検討を進める。

67. 事業主健診に関する記録の提供 (◎厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
事業主から保険者に対し提供された事業主健診に関する記録の提供	健康保険法第 150 条第 2 項等	申請等	地方等 又は 民間事 業者等	地方等 又は 民間事 業者等	—

※令和 4 年 (2022 年) 1 月 1 日施行

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、オンライン資格確認等システムを活用し、事業者等から保険者に対して提供された事業主健診に関する記録について、令和 5 年度 (2023 年度) までに、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者及び本人の利用性向上並びに行政事務の効率化を図る。

(1) に記載した手続は、保険者が任意で実施する保健事業の一環であるため、全保険者が利用できるシステムを整備することを KPI とする。

KPI: オンラインによる保険者間の記録提供に伴うシステム整備 (令和 5 年度 (2023 年度) 中)

68. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
家畜人工授精所の運営状況の報告	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律 第 209 号）第 34 条第 3 項	申請等	民間事 業者等	地方等	—

(2) 取組内容

(1) に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、令和 3 年度（2021 年度）分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施しているが、今後、G ビズ ID の活用を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（令和 7 年度（2025 年度）：60%）

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、令和 2 年（2020 年）10 月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通 API や GUI 機能）で提供することが可能となっている。今後は、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用を PoC（概念的実証実験）として活用し、利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施する。

(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続

69. 供託の申請、供託物の私渡請求等の手続（◎法務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
供託の申請、供託物の私渡請求	供託法（明治 32 年法律第 15 号） 第 2 条、第 8 条	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13153
代供託・附属供託の請求	供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）第 21 条第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13542
供託金の保管替えの請求	同規則第 21 条の 3 第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13544
供託金利息の私渡請求	同規則第 35 条第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13545
供託有価証券の利札の私渡請求	同規則第 36 条第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13546
供託に関する書類の閲覧請求	同規則第 48 条第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13548
供託に関する事項の証明請求	同規則第 49 条第 1 項	申請等	国民等、事 民 間 事 業 者 等	国	13549

イ 取組内容

アに記載した 7 手続について、令和 4 年度（2022 年度）から、(1) の仕組みによる GUI 機能により、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図るとともに、供託システムを改修し、令和 6 年度（2024 年度）から、(1) の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、登記事項証明書のバックオフィス連携を実現する。

70. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則（昭和 23 年 厚生省令第 23 号）第 69 条第 1 項	申請等	民間事 業 者 等	地方等	46878
分割による営業許可の承継の届出	同規則第 70 条第 1 項	申請等	民間事 業 者 等	地方等	47205

イ 取組内容

アに記載した 2 手続について、地方公共団体における登記情報連携が可能となれば、令和 4 年度（2022 年度）から、(1) の仕組みによる API 等を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

71. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

eMAFF を活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、新たに整備する eMAFF において、(1) の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

72. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の受 け手	手続 ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	同法第 33 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	26860

イ 取組内容

アに記載した 2 手続については、(1) の提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

73. 建設関連業者の登録申請 (◎国土交通省)

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
測量業の新規登録申請(法人)	測量法第55条第1項	申請等	民間事 業者等	国	28428
測量業の更新登録申請	同法第55条第3項	申請等	民間事 業者等	国	28430
測量業の変更等の届出	同法第55条の7第1項	申請等	民間事 業者等	国	28431

イ 取組内容

アに記載した3手続について、令和5年度(2023年度)以降に建設関連業者登録システムを改修し、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書(商業法人)の添付省略の実現を図る。

74. 建設業許可関係手続 (◎国土交通省)

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請(国土交通大臣に申請する場合)	建設業法第3条第1項	申請等	民間事 業者等	国	28436

イ 取組内容

アに記載した手続について、令和4年度(2022年度)から、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付省略の実現を図る。

2. 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築 (◎法務省)

戸籍情報連携システムを新規に整備し、令和5年度(2023年度)末以降、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求められている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境を整った場合は、添付を省略することができるようにする。

3. 納税証明書の添付省略

75. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請 (◎デジタル庁)

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続の 主体	手続の 受け手	手続ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令第72条第2項	申請等	国民等 又は 民間事 業者等	国	54482

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達ポータル及び電子調達システムを改修し、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことにより、令和5年度(2023年度)から、利用者による納税証明書(国税)の添付を省略する。

76. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合）	建設業法第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	28436
経営事項審査	同法第27条の23第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28455

イ 取組内容

アに記載した2手続について、令和4年度（2022年度）から、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付省略の実現を図る。

4. その他の書類の添付省略

77. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
輸出証明書の発行申請（国）	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第1項	申請等	民間事業者等	国	—
輸出証明書の発行申請（都道府県知事等）	同法第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	—

イ 取組内容

アに記載した2手続について、厚生労働省において整備した営業許可に関する情報を連携する仕組みによるAPIを活用し、法人の営業許可に関する情報の取得を可能とすることで、令和8年度（2026年度）から、利用者による営業許可証の添付の省略を目指す。

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

1. オンライン化の共通基盤

78. e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応 (◎デジタル庁)

e-Govは、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各府省庁におけるe-Govを活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和4年度(2022年度)までに整備する。また、e-Govで各種サービス通知等を各府省庁からブッシュ型で送付する機能について令和4年度(2022年度)から順次、運用を開始する。なお、整備に当たっては、申請受付システムの一元化等の取組の方向性を踏まえつつ、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

KPI：申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行う仕組みについて令和4年度(2022年度)中に運用を開始

79. 法人向けの行政手続のデジタル化 (◎デジタル庁)

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

・GビズID

一つのID及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムであるGビズIDについて、法人商業登記APIとの連携を行うことで法人に係るID発行事務を効率化すると同時に、事業を行う個人(個人事業主)については、マイナンバーカード認証対応を行うことで事業手続システムにログイン可能とする。

また、中小企業の手続負担軽減のための取組として、令和4年度(2022年度)中を目途に100万法人の取得を目指すとともに、令和7年度(2025年度)にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

・Gビズコネクト

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現(同じ情報の入力を不要とする。)、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤であるGビズコネクトについて、令和3年度(2021年度)中に、GビズインフォやJグラント等のシステムとの連携を開始し、令和4年度(2022年度)以降、更に府省や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

・Jグラント(補助金申請システム)

複数の補助金について、申請や状況確認等を行うことができる汎用的な補助金申請システムであるJグラントについて、更に府省や地方公共団体における利用を推進するとともに、令和4年度(2022年度)以降、政府内のシステム間連携を通じたバックオフィス業務の効率化や、全体的なシステムの利便性向上など機能改善を進める。

KPI：GビズID：IDを取得している法人数

(令和4年度(2022年度)：100万法人)

(令和7年度(2025年度)：ほぼ全ての法人)

Jグラント：利用補助金数(令和4年度(2022年度)1,000補助金)

80. マイナンバータールの機能の拡充 (◎デジタル庁)

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナンバーは、行政手続検索・オンライン申請受付機能、自己情報確認機能、情報提供等記録確認機能、お知らせ情報確認機能、就労証明書取得等機能、シングルサインオン機能、民間送達サービス連携機能など各種機能を有するとともに、行政手続検索、自己情報取得など各種APIの提供を行っている。

引き続き、以下のとおり、機能の追加を新たに行い、利用者の利便性を向上させるための機能改善を継続的に実施することで、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう取り組むとともに、デジタル・ガバメントを強力に推進する。

①利用者に直感的で使いやすい、分かりやすい画面を構築するなど利用環境(UI・UX)を向上させるための対応の実施

②申請情報の事前入力(プリセット)など電子申請が容易にできる仕組みの構築

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

81. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化(◎内閣府、デジタル庁)
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、以下のとおりe-Radの機能を拡張することにより、研究開発管理の効果的・効率的な実施やEBPMを推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。
- ① 研究インテグリティの確保に必要な情報や、安全保障貿易管理の面から適切に技術管理すべき政府研究開発事業について、研究機関における技術管理体制の整備状況を、e-Radを通じて収集できるよう、機能を追加することにより、研究者や研究機関の負担を低減しつつ、より効果的・効率的な競争的資金研究プロセスを実現する(令和4年度(2022年度)中)。
 - ② 若手研究者の支援に資するPI人件費、RA人件費の支給状況等、研究開発管理に係る報告について、e-Radに報告機能を整備することを、研究者及び研究機関の負担に配慮しつつ、競争的研究費による人件費の支給状況を捕捉する(令和4年度(2022年度)中)。
 - ③ 上記のほかEBPMの推進に必要なデータの収集に向けた機能強化を図る。またそれに伴い必要となる情報基盤環境の整備、情報セキュリティ対策を講じること、安心、安全かつ安定的なサービス提供体制の確保を推進する(令和4年度(2022年度)及びそれ以降)。
- KPI: ① 競争的資金制度に関する研究者(又は研究機関)からの応募申込等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合(令和4年度(2022年度):100%)
② PI・RA人件費の報告義務がある競争的研究費制度におけるPI・RA人件費の捕捉率(令和5年度(2023年度):100%)
82. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上(◎内閣府)
拉致被害者等給付金の支給の申請(手続ID:40683)等の手続については、令和元年(2019年)12月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。
- 引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。
- KPI: オンラインによる申請等の割合(令和4年度(2022年度):50%)

83. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上(◎警察庁)
交通事故証明書の交付(手続ID:2665)について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライン

ン交付を可能とするシステムを整備し(令和4年度(2022年度)中運用開始予定)、申請者の利便性の向上を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付(手続ID:2666)については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努めるとともに、個人からのオンライン申請を可能とするシステムを整備し(令和4年度(2022年度)中運用開始予定)、申請者の利便性向上を図る。

KPI: ① 交通事故証明書の交付に関するオンライン交付の割合(令和5年度(2023年度):20%)

② 運転経歴に係る証明書の個人からのオンライン申請の実績を有する都道府県(令和4年度(2022年度):100%)

84. 金融分野における手続の電子化(◎金融庁)

金融庁電子申請・届出システムは、令和3年(2021年)6月末に運用を開始し、金融機関等から受け付ける約4,000の申請・届出等をオンラインにより提出することを可能とした。

引き続き、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を図る等、行政サービスを向上に資する取組を進める(令和4年度(2022年度)下期運用開始予定)。

KPI: 所管金融機関等による国への申請・届出等のオンラインによる申請割合(令和4年度(2022年度):90%)

85. 政府調達手続の利便性の向上(◎デジタル庁)

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続(手続ID:38967)については、既にオンライン化されているが、令和2年度(2020年度)からシステム改修を順次実施し、令和4年(2022年)5月に、調達ポータル及び電子調達システムのマルチブラウザ対応を実現した。今後、令和6年(2024年)に少額随意契約手続のシステム化対応として、マーケットプレイスモデルの導入を目指し、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。

KPI: システム利用件数(令和5年度(2023年度):令和元年度(2019年度)から20%増)

86. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上(◎総務省)

全国家計構造調査のオンラインによる回答(手続ID:11879)については、令和元年(2019年)調査の実施結果等を踏まえ、全ての調査世帯が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改善を検討することにより、インターネット回答を推進するとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネット回答状況等を把握可能な調査状況管理システムの改善を検討することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

KPI：オンライン回答率（令和6年（2024年）：18.6%（前回調査）以上）

87. 行政相談のウェブサイト構築による行政相談の利便性向上（◎総務省）

行政相談の申出（手続ID:8921）について、インターネットによる相談受付や、行政相談委員の定例相談所の開設情報等の提供など、相談者の利便性向上を図るため、行政相談委員への相談のためのウェブサイト等を令和4年度（2022年度）中に構築する。

KPI：令和4年度（2022年度）に行政相談のウェブサイトを構築

88. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

無線局開設手続（手続ID:11187）等における行政サービスの向上を図るため、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を令和2年度（2020年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始したところ。令和4年度（2022年度）中にシステムの構成や移行方式を考慮した要件定義を行い、刷新後のシステムによるサービスの令和6年度（2024年度）以降に開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システムLite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

KPI：個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続ID:11124）のオンライン申請の割合（令和5年度（2023年度）：50%）

89. 令和4年就業構造基本調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

就業構造基本調査のオンラインによる回答（手続ID:11873）については、オンライン調査で使用する電子調査票を、デバイスに関係なく最適化されたレイアウトで画面を表示するレスポンス・デザインへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市町村の職員が一元的に調査対象者のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和4年（2022年）：30.0%以上）

90. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

住宅・土地統計調査のオンラインによる回答（手続ID:11872）については、全ての調査対象者が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネットの回答状況等が把握可能な「提出状況管理システム」を導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和5年（2023年）：23.3%（前回調査）以上）

91. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

国勢調査のオンラインによる回答（手続ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続ID:11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン回答率（令和7年（2025年）：40.0%以上）

地方公共団体のシステム評価（令和7年（2025年）：70.0%以上高評価）

92. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

政治資金団体の届出（手続ID:8946）などの手続については、既にオンラインによる申請を可能としているが、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえたUI・UXの改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

93. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省、デジタル庁）

不動産登記の申請（手続ID:13145）及び商業・法人登記の申請（手続ID:13149）など、登記・供託オンライン申請システムを利用して行う手続について、ウェブアプリケーションによる登記申請等機能を開発し、スマートフォンによる登記事項証明書の請求も可能とするなど利用者の利便性向上を図る。

KPI：ウェブアプリケーションによる登記申請等機能及びスマートフォンの専用画面の開発（令和4年度（2022年度）中に運用開始）

94. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指すために策定した「税務行政の将来像2.0」⁹に基づき、これまで税務署への来署又は郵送により確認していた各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等を、納税者又は税務代理人がマイナポータルや国税電子申告・納税システム（e-Tax）により確認できる仕組みを構築し、このページを經由して各手続を行うことができるようにする。税務署からの通知についても、e-Taxのメッセージボックスを更に活用するなど、デジタル化を推進する。

KPI：令和4年度（2022年度）までにマイナポータルを通じて過去の申告・納税履歴等を確認できる個人納税者用の仕組みを構築する。

⁹ 令和3年6月国税庁

95. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等 (◎文部科学省、デジタル庁)
就学支援金受給資格認定の申請 (手続 ID:14929)、保護者等収入状況の届出 (手続 ID:14935)、授業料減免の届出 (手続 ID:14941) について、平成 31 年 (2019 年) 4 月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。
オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を実施する。
KPI: オンラインによる申請の割合 (令和 5 年度 (2023 年度) 末: 70%)

96. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上 (◎厚生労働省)

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話や FAX 等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、令和 2 年 (2020 年) 5 月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。令和 2 年度 (2020 年度) 中にインターフェースやデータベース等の情報システムとの連携等、G-MIS の改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワチン接続記録システム (VRS) との ID 連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

KPI: G-MIS 上での既存調査・報告の実施件数 (令和 4 年度 (2022 年度): 5 件)

97. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付 (◎厚生労働省)

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (手続 ID:51736) などの手続については、電子申請により提出された届出に係る決定通知は提出した申請者に対して電子的に送付されるが、事業者が納付する保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については現在、紙等により送付しており、e-Gov の機能を活用し、令和 4 年度 (2022 年度) 中から順次、電子的な送付を開始する。

98. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上 (◎厚生労働省)

①労働基準法の関連手続について
時間外労働・休日労働に関する協定届 (手続 ID:49798) について、令和 3 年度 (2021 年度) に電子申請の入力必須欄の入力ガイドの表示機能を追加した。令和 4 年度 (2022 年度) においては、入力チェック機能の拡充を実施する。さらに、e-Gov 上で受理印を付した様式を返送可能な手続を、時間外労働・休日労働に関する協定届 (手続 ID:49798)、

1 年単位の変形労働時間制に関する協定届 (手続 ID: 49212)、就業規則 (変更) 届以外にも拡充し、届出の様式だけでなく、添付資料についても受理印を付して返送可能な機能を設ける予定である。

②労働保険法関連手続について

特別加入に関する変更届 (手続 ID:50089 等)、特別加入の申請 (手続 ID:50090 等)、特別加入の脱退の申請 (手続 ID:50094) 等の電子申請について、入力必須欄のハイライト表示を実施し、特別加入に関する変更届の一部について、文字数制限の表示を実施する (令和 4 年度 (2022 年度) 予定)。

労災年金等の遺族補償年金 (手続 ID: 49315)、障害補償年金 (手続 ID: 49855) 等について、請求人の希望により、マイナポータル経由で公金口座情報を取得することで、請求書への口座情報入力を省略する (令和 4 年度 (2022 年度) から順次予定)。

③労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告 (死亡及び休業 4 日以上) (手続 ID: 50263) 等の電子申請について、電子署名不要設定 (令和 3 年度 (2021 年度) 実施済)、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修 (今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定 (令和 5 年度 (2023 年度) 中目途)) 等を実施する。

④未払賃金立替払制度の関連手続について

未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携ができるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める (令和 7 年度 (2025 年度) 後半予定)。

また、労災保険法等の手続について、G ビズ ID の利用とこれによる電子署名省略についても対応する。(令和 3 年度 (2021 年度) 実施済み)。

KPI: オンラインによる申請等の割合: ①20% (令和 5 年度 (2023 年度) 末)、②50% (一部 20%・令和 7 年度 (2025 年度) 末)、③20% (令和 8 年度 (2026 年度) 末)

99. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等 (◎農林水産省)

種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) の改正により、新たに審査手数料の納付が必要となっていることから、品種登録出願 (手続 ID:18324) において、当該審査手数料の電子納付が可能となるよう令和 4 年度 (2022 年度) 中に整備を行い出願者の利便性の向上を図る。また、海外における我が国の優良品種の保護を図り、戦略的な輸出市場の確保を図るため、令和 4 年度 (2022 年度) 中に UPOV の出願支援システムとオンラインでの接続を行う、東アジア地域における複数国同時出願プラットフォームを構築する。

また、当省が所有する情報システムと財務省会計センターが所有する歳入金電子納付システムとを接続する農林水産省共通のクラウド型汎用受付基盤が令和 4 年度 (2022 年度) に新たに構築されることから、品種登録業務関連システムにおいても当該受付基盤を経由するよう、令和 5 年度 (2023 年度) 以降に財務省会計センターとの接続方法の見直しを行う。加えて改正種苗法に基づき審査業務に対応できるよう等品種登録業務関連システムの更改を令和 5 年度 (2023 年度) 中に実施する。

KPI: 品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合 (令和 8 年度 (2026 年度): 70%)

始している。今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、令和4年度(2022年度)中に電子化対象手続の拡大に向けて要件定義を実施する。

KPI: オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合(令和4年度(2022年度)末まで: 85%)

104. 特定技能外国人材(製造3分野)ポータルサイトの利便性向上(◎経済産業省)

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会届出及び製造分野特定技能1号評価試験の受験申込みや合格証明書の発行申込み等について、特定技能外国人材(製造3分野)ポータルサイトで手続が可能となっているが、引き続きUIの改修等を行い、利用企業等の利便性が向上するよう努める。

KPI: 特定技能外国人材(製造3分野)ポータルサイトを通じたオンラインでの手続の割合(令和4年度(2022年度)): 100%

105. 建設関連業者の登録申請における利便性向上(◎国土交通省)

建設関連業者(測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント)の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Govを活用したオンライン申請環境の整備を行い、令和4年度(2022年度)中に利用開始する予定である。この改修により、添付書類提出のオンライン化や申請時のエラーチェック機能の付与を実施することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)については、令和2年(2020年)10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

KPI: オンラインによる申請の割合(令和4年度(2022年度): 20%)

106. 構造方法等の認定申請の利便性向上(◎国土交通省)

構造方法等の認定申請(手続ID:31499)について、オンライン利用率を一層引き上げるため、申請者等の意見を踏まえたシステムの利便性向上に資する改修として令和3年度(2021年度)に認定書の電子送付機能を追加したところであり、引き続きUIの改善等を実施する。

KPI: オンライン利用率(令和4年度(2022年度): 80%)

107. 自動車輸送統計調査に係る報告者の利便性向上(◎国土交通省)

自動車輸送統計調査(手続ID:114391、114392、114394、28069、114393)については、既にオンラインによる回答を可能としているが、今後、システムの改修等を行い、調査対象者へ調査依頼を行う際、オンラインによる調査を希望するかの事前確認を行い、希

100. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大(◎経済産業省)

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請(手続ID:22718)等の手続については、既にオンライン化されているが、手続関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、申請者UI改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。

KPI: オンラインによる申請の割合(令和8年度(2026年度): 100%)

※本格的にUI改善を行う第7次NAACS更改が令和7年(2025年)10月に予定されているため。なお、KPI達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要性があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

101. 確認を受けた新規化学物質に係る報告(◎経済産業省)

確認を受けた新規化学物質に係る報告(手続ID:219093)の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI: オンラインによる申請の割合(令和6年度(2024年度): 50%)

102. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上(◎経済産業省、デジタル庁)

経営力向上計画の認定申請手続については、令和2年度(2020年度)からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へとつなげるため、以下の取組を行う。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

KPI: オンラインによる経済産業省単管申請の割合(令和4年度(2022年度): 100%)

ただし、所管省庁等の調整が必要な申請は除く。

103. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上(◎経済産業省)

産業保安・製品安全法令(電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係)に基づく一部の手続(手続ID:24367等)について、令和2年(2020年)1月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム(保安ネット)によるオンライン届出等を開

望した調査対象者に対して、電子メールによる調査票の配布を可能とすることで、報告者の利便性向上に寄与するとともに、オンライン回答率の向上を図る。

KPI：オンライン回答率

- ・第1号様式一貨物営業用
(令和6年度(2024年度)末)：40%
- ・第2号様式一貨物自家用
(令和6年度(2024年度)末)：25%
- ・第4号様式一旅客営業用(乗用)
(令和6年度(2024年度)末)：35%
- ・第3号様式一旅客営業用(全数バス(一般乗合・高速乗合・貸切・特定))
第3号様式の2—旅客営業用(一般乗合・高速乗合)
- ・第3号様式の3—旅客営業用(貸切)
(令和6年度(2024年度)末)：20%

108. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上 (◎国土交通省)

現行の審査・リコール課個別業務システム(手続ID:A011650)において、クラウド化や法改正等に伴うシステム改修を迅速かつ安価にできるシステムとし、利用者の利便性向上、業務の効率化・合理化、システムの安全性・信頼性の向上等を図るため、令和6年度(2024年度)に次期システムを構築する。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和7年度(2025年度)：80%)

109. 船員職業安定窓口の求人・求職の申込みの利便性向上 (◎国土交通省)

求人の申込み(手続ID:31911)、求職の申込み(手続ID:32589)について、現状、求人の申込みのオンライン申請が可能であるが、船員職業安定業務管理システムを改修し、令和4年度(2022年度)中に、求職の申込みも含めスマートフォン等による申請を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとする。

KPI：オンラインによる申込み等の割合(令和5年度(2023年度)：10%)

110. 船舶の電子証書の交付による利便性向上 (◎国土交通省)

海運事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、従来は書面で行われていた証書交付について、新たに電子証書システムを整備し、オンラインによる交付を可能とした。今後は海運事業者等に電子化の周知を行うことで、証書交付に係る海運事業者等の利便性をより高めるとともに行政手続の効率化を図る。

111. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上 (◎国土交通省)

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、令和4年度(2022年度)以降に、既存の賃貸住宅管

理登録等電子申請システムと歳入金電子納付システム(REPS)を連携してオンライン納付を可能とすることで、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合(令和6年度(2024年度)：80%)

112. 道路占用許可申請手続の利便性向上 (◎国土交通省)

道路の占用許可(企業占用)(手続ID:33952)については、既にオンライン化されているが、令和4年度(2022年度)から道路占用システムの改修に着手し、システム上で占用物件の位置情報を三次元化することで、申請時の書類の簡素化、工事実施時の誤掘削減など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

KPI：未定(関係調査事業を実施予定のため、その結果を踏まえて設定予定)

113. 特殊車両通行手続の利便性向上 (◎国土交通省)

特殊車両通行許可申請(手続ID:33956)については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を令和4年(2022年)4月から実用化し、対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

KPI：新たな制度の利用による通行手続の所要時間(令和4年度(2022年度)：即日)

114. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上 (◎国土交通省)

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告(手続ID:31204、31262)については、令和2年度(2020年度)に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

今後は、電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法(入力システム等)を検討し、必要な措置を講ずる。

KPI：建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率(令和7年度(2025年度)：40%)

115. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上 (◎環境省)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガス算定排出量の報告(手続ID:222200)は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、令和4年度(2022年度)から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携や、温室効果ガス排出状況の公表・分析機能等を備えたエネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EGS:Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System)を後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：温室効果ガス排出量の報告から公表までの期間(現状(平成29年度(2017年度)実績以前)は約2年かかっているところ、令和3年度(2021年度)実績より12か月まで短縮する。)

3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

116. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等 (◎総務省)

官民双方の負担を軽減するため、市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知 (手続 ID:10625) について、全ての市区町村が地方税のオンライン手続のためのシステム (eLTAX) により送付する仕組みを令和6年度 (2024年度) から導入する。

117. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上 (◎厚生労働省、デジタル庁)

営業許可の申請 (手続 ID:46818) について、地方公共団体における行政手続 (申請) の手数料納付のオンライン化は、全体的な推進状況を踏まえつつオンライン納付を可能とすることを検討する。

食品衛生申請等システムで保有する営業許可証等の情報を現在整備が進められている一元的な輸出証明書発給システムにおいて利用可能となるよう情報を提供する。

KPI: ①オンラインによる申請等の割合 (令和6年度 (2024年度): 20%)

②オンラインによる申請等の割合 (令和11年度 (2029年度): 80%)

4. その他

118. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上 (◎デジタル庁)

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、既にオンライン化されているが、令和5年度 (2023年度) 末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行を検討する。クラウドサービスの利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

119. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化 (◎デジタル庁)

国家公務員への給与支払については、前渡官払 (あらかじめ支出官から必要な資金の交付を受けた資金前渡官吏が、現金、小切手又は振込の方法により支払うこと) から支出官払 (官庁会計システム (ADAMS II) を用いて電信振込の方法により支払うこと) への移行を進めており、人事・給与関係業務情報システムを導入している46府省等 (外局等を含む) のうち、令和4年 (2022年) 6月末時点で43府省等が支出官払へ移行する。デジタル庁は、引き続き今後移行を予定している残りの府省等の支出官払への移行作業を支援するとともに、人事・給与関係業務情報システムの改修等を通じて、行政事務の効率化を図る。

KPI: 支出官払への移行済府省等数 (令和4年度 (2022年度): 46府省等全ての移行完了)

120. 震度情報ネットワークシステムの機能強化 (◎総務省)

都道府県が整備した震度計から得られる震度情報を消防庁が集約する震度情報ネットワークシステムは、地方公共団体においてきめ細やかな震度分布の把握による適切な初動対応に資するほか、国において震度情報に基づく被害状況の推計による迅速、的確な応急対策の実施に資するものとなっている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、通信回線の光回線化などによる同システムの機能強化を図る。

KPI: 通信回線の光回線化などによりシステムの機能を強化した都道府県 (47都道府県)

121. 被害情報の把握及び共有の更なるデジタル化 (◎総務省)

都道府県から内閣総理大臣への災害状況等の報告 (手続 ID:40518) については、メール等により消防庁に報告されている。

今後、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、被害状況等を効率的に把握・共有するためのシステム整備を図る。

KPI: 12項目の被害情報全てについて消防庁が自動収集できる都道府県 (令和5年度 (2023年度): 47都道府県)

122. 文部科学省が保有する教育データの研究目的の貸与に係る手続の利便性向上 (◎文部科学省)

文部科学省が保有する教育分野の調査データ等について、研究等の目的で貸与を希望する場合は、個々にデータを所有している所管課に対し、メール等により申請・貸与の手続を行っている。今後、貸与が可能なデータを容易に検索できる環境を整備し、申請から承認、貸与までを一貫して行う (基幹統計及び一般統計における二次利用は統計法に基づく) ことが可能なシステムを構築し、申請者の利便性向上を図る。

KPI: 令和4年度 (2022年度) 末にプラットフォーム試行版運用開始予定であり、試行版での利用実績を踏まえ設定予定

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占有許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

- ア. 子育て関係
- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
 - 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
 - 3) 氏名変更/住所変更等の届出

- 4) 受給事由消滅の届出
 - 5) 未支払の児童手当等の請求
 - 6) 児童手当等に係る寄附の届出
 - 7) 児童手当に係る寄附変更等の届出
 - 8) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
 - 9) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
 - 10) 児童手当等の現況届
 - 11) 支給認定の申請
 - 12) 保育施設等の利用申込
 - 13) 保育施設等の現況届
 - 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
 - 15) 妊娠の届出
- イ. 介護関係
- 1) 要介護・要支援認定の申請
 - 2) 要介護・要支援更新認定の申請
 - 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
 - 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
 - 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
 - 6) 被保険者証の再交付申請
 - 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
 - 8) 介護保険負担限度額認定申請
 - 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
 - 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
 - 11) 住所移動後の要介護・要支援認定申請
- ウ. 被災者支援関係
- 1) 罹災証明書発行申請
 - 2) 応急仮設住宅の入居申請
 - 3) 応急修理の実施申請
 - 4) 障害物除去の実施申請
 - 5) 災害申慰金の支給申請
 - 6) 災害障害見舞金の支給申請
 - 7) 災害援護資金の貸付申請
 - 8) 被災者生活再建支援金の支給申請
- エ. 転出・転入手続関係
- 1) 転届
 - 2) 転入予約